中江兆民 『三酔人経綸問答』 稿本について

谷川恵一

*キーワード

中江兆民・三酔人経綸問答・稿本

に集成社より刊行された同書の草稿であり、兆民による推敲の跡が残国文学研究資料館所蔵の『三酔人経綸問答』稿本は、明治二〇年五月

本稿は、この稿本の書誌について報告するものであり、あわせて、そる、研究上きわめて高い意義を有する資料である。

誌・近代画像データベースにおいて稿本の全文の画像が公開されており、の翻字および刊本等との異同を付す。なお、国文学研究資料館の近代書

【概要】

参照されたい。

いる。帙には「三酔人経綸問答 中江篤介稿本」と墨書した題簽が貼ら稿本は二冊からなり、厚紙の外側に紺色の布を貼った帙に収められて

る。袋綴じの内側に、本文が書かれた半紙よりやや厚手の半紙を二つ折稿本は、草稿が書かれた半紙を二つ折りにして袋綴じしたものであ

いる。

れている

りしたものを入れている。

で、「三酔人経綸問答 中江篤介 稿本 上」・「三酔人經綸問答 下」いる。表紙のサイズは縦24m、横16m。表紙には、帙の題簽と同じ筆跡 二冊の稿本は、それぞれ明るい茶色の表紙が施され、四つ目綴じされて

上冊の表紙は、元からこの草稿に付されていた表紙の上に貼り合わせと墨書された題簽がそれぞれ左上に貼られている。

業/三月下旬卒業/三酔人経綸問答」と墨書されている。

たものである。本文と同じ半紙の元表紙には、「明治二十年二月上旬起

稿本には蔵書印は捺されておらず、旧蔵者による書き入れもない。

74丁を下冊としている。下冊の冒頭には、何も書かれていない半紙一丁が草稿は、全部で14丁あり、そのうち冒頭からの40丁を上冊とし、続く

挿入されている。下冊に収められた草稿の最初の一丁は、左端のみ綴じて

草稿は、無罫の半紙に、20字を1行として1丁につき20行、細筆で墨

書されている。

数字で通し番号が墨書されていると推定される。その一部は、下冊末尾の ノドに確認することができる 草稿には丁付けは施されていないが、草稿の各丁の左下にはアラビア

る 目までが浄書である。 造作に書かれた行書の下書きとが混在する。 草稿は、 下冊のうち、 やや行書がかった楷書で丁寧に浄書されたものと、 42丁から74丁、83丁から84丁、 浄書は全部で約83丁あり、 上冊はすべて浄書よりな 草稿全体の73%にあた 90丁から97丁ウラ8行 比較的無

貼り合わされている。 テのノドに近い部分は寸足らずになっており、内側に入れた紙と草稿が モテの5行目と6行目のそれぞれの間で紙を継いでいる。また81丁オモ のである。 草稿の41丁、 41丁ウラ5行目と6行目、82丁ウラ9行目と10行目、 82 丁、 114 丁 は、 別々の紙に書かれた草稿を切って継いだも 114 丁 オ

いる。 ているものは他にない。 草稿には、 現在までに確認されている兆民の草稿で、これほど推敲の跡が残っ 浄書と下書きのいずれにも、 本文に手を加えた跡が残って

史

する箇所が、 最終稿に近いものである。 の他にも刊行されるまでに補われた箇所があるが、全体としては、 草稿は、 105頁1行から同4行まで、 刊本と比較すると末尾の60字足らずを欠いており、また、 本草稿では欠落している。 末尾以外には、 および135頁3行から13頁5行までに相当 刊本にある目次と眉批も草稿に 刊本70頁6行から72頁5行ま ほぼ ح

は見られない。

とは、該当する本草稿の下冊の13丁と14丁の間に挟み込まれていたと推 所の草稿であり、 所蔵される一葉がある。 『三酔人経綸問答』の草稿には、本稿本とは別に、 草稿に残っている染みの形状からみて、この草稿は、 刊本の35頁3行から36頁5行までに相当する箇 高知の島崎健氏が

【草稿の書き手】

定される。

が、 よい。 体裁で、やはり細筆により墨書されている は、 下書きであり、 は、 筆草稿と筆跡が同一であると認められることから、そのように判断して 書されたものである。 〈仁〉の部分を〈凵〉 本草稿のうち、 それが本草稿の下書き部分においても確認できる。 の翻訳で、十四冊の草稿が残されている。行書で書かれたこの草稿は 明治19年2月と4月に刊行されたアルフレッド・フイエーの 『三酔人経綸問答』と同じく、 『理学沿革史』草稿には、 兆民による浄書者への指示が書き込まれている。 下書き部分は、 あるいは〈ム〉とする兆民独特の書き癖が見られる 天理図書館に所蔵される兆民の 一丁につき二十行、各行二十字という 「復」「族」「複」「蝮」などの字の 著者である中江兆民自身によって墨 『理学沿革史』 『理学沿革史』 この草稿 『哲学

であるか否かは、 兆民によって書かれたものと認められるが、 本草稿の浄書部分における推敲によって書き込まれた箇所も、 筆跡の上からはにわかに判断できない。 浄書部分を書いたのが兆民 同様に

いのである。 と『三酔人経綸問答』 進んでいる楷書においては書き手による特徴は見出し難く、この 思われ、 されている。 り、松永昌三氏により発見され、現在は高知市立自由民権記念館に所蔵 える。よそ行きの楷書では、 日本の政治の方向を大きく変えようという島津久光への献策の草稿であ れた『策論』 下書きではなく浄書された兆民の自筆草稿としては、明治八年に書か 行書がかった楷書で書かれている。 島津久光に提出するため草稿段階においても浄書されたと がただ一つ残っている。 の草稿の筆跡の比較においてもそうしたことがい 行書にくらべ書き手の個性があらわれにく 『策論』は、 いっぱんに、字体の規格化が 西郷隆盛を押し立てて 『策論』

たさらに全般的な検討が必要となろう。 よって書かれたとみなしてよいと思われるが、そのためには他の字を含め と下書きとで一致しており、こうしたことからすると、浄書もまた兆民に き方の特徴(〈彳〉の〈イ〉の部分を〈く〉のように書くこと)も、 浄書部分の「復」字についても、それらと同一の字体ではないものの、 に二例ある同字の筆跡にも見られるだけでなく、 史』草稿に共通して見られた「復」字の特徴的な書きぶりは、 〈 上〉の部分に共通した傾向を見て取ることができる。同字の〈 彳〉の書 ただ、それでも、 『三酔人経綸問答』草稿の下書き部分と『理学沿革 『三酔人経綸問答』 『策論 浄書 0)

【草稿の成り立ち】

先に指摘したように、 刊本にあって稿本には欠けている箇所が、 末尾

> ている「三月下旬」に出来上がった草稿は本草稿そのものではない。 本草稿の元表紙に している本草稿は、このままでは完成したものであるとはみなしがたい。 について書くところから始まるから、 の進路を阻もうとする「恋旧元素」を一時に取り除いてしまう「第二策_ るからである。草稿の90丁は、 90丁へと接続するまさにその箇所に、この「第一策」が補われることにな 下書き部分のうち、後者にあたる85丁から89丁が終り、 を考える上で重要な意味をもつ。草稿の42丁から97丁の間に二箇所ある れた105頁1行から同4行までの三行ほどのくだりは、 に富国となって「泰西諸国と雄を競ふ」という豪傑君の「第一策」 を除き三箇所あるが、そのうち、 本草稿の、 8丁から90丁にかけては、もと豪傑君の「第一策」について 「明治二十年二月上旬起業/三月下旬卒業」と書かれ いたずらに「旧規」にこだわり「文明」へ 「国内の丁壮を挙け彼大邦に赴き」一挙 「第一策」について記すことを失念 本草稿の成り立ち 再び浄書された 一策」に が記さ

きに登場する「恋旧元素」といういいまわしに改められていることも、こ 書部分の90丁の3行目にあった「分子」ということばが、挿入された下書 ついての記載が本草稿から失われたのだと思われる。この箇所に続く浄 り取って削除し新たに書き足した下書きでつないだことで、「第一 記した箇所を持つ一つながりの浄書された本文であったのだが、それを切 うした推測を補強する。

な身体組織を作り出していくことを述べた一節、 明したくだりの原始的な動物が外部の「元素社会」の刺激を受けて複雑 本草稿で用いられた「元素」ということばは、 21丁ウラからの進化を説 および44丁ウラの訂正

97丁末尾からの下書き部分でも、豪傑君の発言の中に顔を出す。素」という規定が初めて登場するのは76丁オモテの下書き部分であり、部分か浄書を推敲した部分に出現する。豪傑君の「恋旧好新」の「二元前の箇所に「天下太平四海慶福ノ元素」とある例を除き、すべて下書き

が作成されてから、なお推敲が継続されたのであろう。 あったという推定が成り立つように思われる。いったん97丁までの浄書稿をからめて敷衍すると、本草稿の97丁までははもと一つながりの浄書で得一策」をめぐる推測をこうした「元素」ということばの用いられ方

と考えられるからである

ており、

わざわざ草稿を浄書していることとこのこととは無関係ではな

き継いだものだったのではないだろうか。前の97丁までの浄書稿に、最後の南海先生の意見を下書きのかたちで書

草稿の97丁はウラの8行目までで浄書部分が終り、すぐに続けて下書きの部分となる。それ以降の下書きの部分をみてゆくと、もとは続いていきの部分となる。それ以降の下書きに続いていたことなど、兆民による推敲の痕尾は削除された別の下書きに続いていたことなど、兆民による推敲の痕尾は削除された別の下書きに続いていたことなど、兆民による推敲の痕につけられていたとみなすのである。 こうしたやや強引な推測を重ねるのには理由がある。兆民は、『三酔人こうしたやや強引な推測を重ねるのには理由がある。水民は、『三酔人経綸問答』の「稿本」をフランス留学時代からの知友である井上毅に見せ経綸問答』の「稿本」をフランス留学時代からの知友である井上毅に見せ経綸問答』の「稿本」をフランス留学時代からの知友である井上毅に見せ経綸問答』の「稿本」をフランス留学時代からの知友である井上毅に見せ

民」、『漫興雑記』明治三・二二)北民が井上に「稿本」を読ませたことは、蘇峰の回想にでてくる。北民が井上に「稿本」を読ませたことは、蘇峰の回想にでてくる。北民が井上に「稿本」を読ませたことは、蘇峰の回想にでてくる。

に読んでもらうためであり、そうした兆民の意図が、蘇峰も同席した井民があえて謹直な書きぶりの浄書をこしらえたのは、出版する前に他人最初から井上に読ませるつもりだったのかどうかはわからないが、兆

上邸訪問となって実現したのである。本草稿の下書き部分がとてもその上邸訪問となって実現したのである。本草稿の下書き部分がとてもその上の場合、四月上旬から『三酔人経綸問答』が刊行されたのは五に原稿を渡すまでの間となる。『三酔人経綸問答』が刊行されたのは五に原稿を渡すまでの間となる。『三酔人経綸問答』が刊行されたのは五に原稿を渡すまでの間となる。『三酔人経綸問答』が刊行されたのは五に原稿を渡すまでの間となる。『三酔人経綸問答』が刊行されたのは五に原稿を渡すまでの間となる。『三酔人経綸問答』が刊行されたのは五に原稿を渡すまでの間となる。『三酔人経綸問答』が刊行されたのは五に原稿を渡すまでの間となる。『三酔人経綸問答』が刊行されたのは五に原稿を渡すまでの間となる。『三酔人経綸問答』が刊行されたのは五に原稿を渡すまでの間となる。『三酔人経綸問答』が刊行されたのは五に原稿を渡すまでの場合、長く見積もってもせいぜい一か月足らずのは、その時期間内ということになろう。上限を四月上旬以降とするのは、その時期間内ということになろう。上限を四月上旬以降とするのは、その時期を変する。

ら、それは単行本の本文と一致するはずだが、両者は同じではない。第三号に「酔人之奇論」と題して掲載されている。もし「酔人之奇論」の電頭部分(本草稿では10丁オモテ 5 行目までの『三酔人経綸問答』の冒頭部分(本草稿では10丁オモテ 5 行目までの

ているのである。「酔人之奇論」と同じ『国民之友』第三号に載っている本のそれと一致する。『国民之友』の原稿を送って以降も推敲が継続されれて下豈当ル者有ラン哉若シ然ラスシテ我レ専ラ我堡塁ヲ恃ミ」は単行れ天下豈当ル者有ラン哉若シ然ラスシテ我レ専ラ我堡塁ヲ恃ミ」は単行れて下豊当ル者有ラン哉若シ然ラスシテ我レ専ラ我堡塁ヲ恃ミ」は単行れて、進蔵前の本でいるのである。「酔人之奇論」と同じ『国民之友』第三号に載っているのである。「酔人之奇論」と同じ『国民之友』第三号に載っているのである。「酔人之奇論」と同じ『国民之友』第三号に載っているのである。「酔人之奇論」と同じ『国民之友』第三号に載っている本のそれと「かけて、推蔵前の本なのである。「酔人之奇論」と同じ『国民之友』第三号に載っている本のそれと「かけて、推蔵前の本なのである。「酔人之奇論」と同じ『国民之友』第三号に載っている本のである。「酔人之奇論」と同じ『国民之友』第三号に載っている本のそれと「対するのである」と同じの意味を表している。

たりが「酔人之奇論」の原稿を送るリミットとなる。「時事評論」欄の記事に「四月七日脱稿」と書き添えられていて、このあ

なお、「酔人之奇論」掲載に際して「国民之友記者」の名で蘇峰が付しなお、「酔人之奇論」掲載に際して「国民之友記者」の名で蘇峰が行りに言及している。井上邸で「稿本」が読まれたのに立ち合ったから蘇峰がこう述べることができたのか、それとも兆民に告げられた事柄ら蘇峰がこう述べることができたのか、それとも兆民に告げられた事柄ら蘇峰がこのように書いた時点でほぼ固まっていたのである。

【翻刻凡例】

草稿の画像を参照されたい。

古稿の画像を参照されたい。

本合でもとの形を改めた箇所がある。国文学研究資料館が公開している残すなど、できるだけもとの形をとどめるよう配慮したが、一部、組版の残すなど、できるだけもとの形をとどめるよう配慮したが、一部、組版の過程をといることができるよう一、草稿の翻刻に当たっては、推敲の過程をたどることができるよう

、抹消された語句や本文については、判読の便を考慮して、一部を

込み、さらにそれを改める場合は語句の左傍に書き込んでいるので、本行 た。草稿では、語句を訂する場合、もとの行の右傍に新たな語句を書き 除き、語句や本文の上に線を引き抹消されたことを示すことをしなかっ

の左右に書き込みがある場合は、最終的には左傍の語句が残ることにな

るだけ草稿に用いられた字体に近い字体を用いた。合字はすべて「コト」 「トキ」「トモ」などに改めた。 翻刻に際しては、一般のコンピュータが使用している範囲内で、でき る

三醉人經綸問答

南海先生性酷夕酒ヲ嗜ミ又酷タ政事ヲ論スル

コトヲ好ム而シテ其酒ヲ飲ムヤ僅ニ一二小瓶ヲ釂

游飛スルカ如ク目怡ヒ耳娯ミ絶テ卋界中憂苦 ス時ハ醺然トシテ酔ヒ意気飄搖トシテ大虚ニ

ナル者有ルヲ知ラス更ニ飲ムコト二三瓶ナレハ

中ニ在ルモ眼ハ全世界ヲ通観シ瞬息ノ間ヲ以 心神頓ニ激昂シ思想頻ニ坌湧シ身ハー斗室ノ

テ千歳ノ前ニ溯リ千歳ノ後ニ跨リ世界ノ航路

ソハ人類處卋ノ道ノ指南車ナリ世ノ政事的ノ是シ ヲ指示シ社會ノ方計ヲ講授シテ自ラ思フ我

或ハ礁ニ觸レシメ或ハ沙ニ膠セシメ自ラ禍セ 近眼者カ妄ニ水先案内者ト爲リ其船ヲ導キテ[羅針盤ヲ執リテー

シ人ニ禍ヒスルコト実ニ憫レム可キノ至ナリト

射ノ山無何有ノ郷ニ游フカ故ニ其説ク所ノ地 然レトモ先生身ハ斯卋界ニ在ルモ心ハ常ニ藐姑

称ヲ同クスルノミニシテ事實ハ徃々齟齬スル 誌其述ル所ノ歴史ハ斯社会ノ地誌歴史ト唯名

コトアリ但先生ノ地誌ニモ気候寒冷ノ邦有リ温

煖ノ邦有リ强大ノ国有リ弱小ノ国有リ文明ノ

[1オ]

南海仙漁

著

金斧ト号スル洋火酒ヲ齎シテ至レリ先生未タニニケー・ニュニニニナリ立憲ノ制ハ其過ヲ知リテ僅ニ其半ヲ改ム醺然歩虚ノ境界ニ至リタル折柄両人ノ客有リニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ	酒ヲ呼ヒ独酌シテ既ニ夫ノ	□霖雨打続キ連日欝陶トシテ 不 快云ハンカタ □霖雨打続キ連日欝陶トシテ 不 快云ハンカタ		ノ册子ヲ綴成スル時ハ或ハ自ラ 生ノ學東西ヲ該ネ先生ノ識	中緊要ノ條項ハー々記シ置キ他日再ヒ取岺シ	事ヲ説話スル時ハ痛ク醉ハサルノ前ニ於テ其	ク自ラ省知セリ因テ□フニ吾レ近日又邦国ノ 称シ今一人ヲ呼テ豪傑君:	々之有リテ先生モ亦少	故ラニ邦家ノ務ヲ話出シ先生ノ説ヲ釣リ出シ	ノ盧ヲ訪ヒ共ニ觴ヲ擧ケ七八分ノ醉ヲ覘フテ [2ウ] 傑社會ノ人種タルヲ知ル]	ノ竒論ヲ聴クカ為メ酒一樽肴一籠ヲ携へ先生	人又ハ先生ノ人ト為リヲ傳聞スル者先生醉裡	知	言ヒシ事又ハ為セシ事ハ一掃シテ痕迹ヲ畄ル 路ニ由ルコトヲ屑シトセサ	三時間睡眠シ酒醒メ夢回ヘル時ハ凢ソ醉裡ニ	シテ其末ヤ昏倒シテ前後ヲ知ラス夫レヨリニ	レハ耳熱シ目眩ラミ腕奮ヒ趾揚カリ発越飛騰		スルコトモマ、之有リ又更ニ飲ムコト二三瓶ナ 地セリ其一人ハ冠履被服治
	が战民主ノ制度ナル哉君相	之ヲ質スコトヲ得ン	亦宇内ノ形勢ニ於テ竊ニ看破スル有リ願クハ	- 先生ノ識古今ヲ串クト僕モ	士遽ニ云ケルニ僕久ク先生ノ髙名ヲ聞ケリ先	ハス客モ亦笑フテ敢テ嗔ラス頃アリテ洋学紳	称シ今一人ヲ呼テ豪傑君ト称シテ其名姓ヲ問	入ルニ及ヒ先生輙チ一人ノ客ヲ呼テ紳士君ト	(ケ賓主献酬シテ漸ク佳境ニ	傑社會ノ人種タルヲ知ル可シ坐定マリ礼畢リ	ヲ喜ヒ性命ノ重ヲ餌ニシテ功名ノ楽ヲ釣ル豪	ノ袴ヤ一見シテ其偉大ヲ好ミ竒險	ヘシ今一人ハ丈髙ク腕太ク面蒼ク目深ク飛白	ジトセサル一個ノ理學士ナル	ノ直線ニ楯フテ前徃シテ実際迂曲ノ迳	テ是レ思想ノ围中ニ生活シ理義ノ空気ヲ呼吸	上発越ニ言辭明辨ニシテ定	地セリ其一人ハ冠履被服並ニ洋装ニテ鼻目俊	酒ヲ一見スルヤ早已ニ二三分ノ醉ヲ増タル心

ヲ蓄へ浮虚ノ功名ヲ竸フテ相共ニ屠斬セシム(カ為メニ無辜ノ民ヲシテ) シナカラ何故ニ民主ノ制ニ循ハサル者多キニ(邦国猶ホ) 由友愛ノ境界ニ跳入シ堡塁ヲ夷ラケ熕礮ヲ鎖ヲ昻ケテ亜細亜ノ邊陬ヨリ崛起シー蹴シテ自 弱小ノ邦ニ據リテ强大ノ邦ト交ハル者ハ彼レ 奈何セン我レ其レ風ト為ラン哉 ンニ剱如何ニ鋭利ナルモ風ノ飄忽茫漠タルヲ レ果テ何亊ヲ為ス可キ乎剱ヲ揮ツテ風ヲ斬ラ ヒス一粒ノ彈ヲ挾サマス迎ヘテ之ヲ礼セハ彼 シ悍然トシテ来冦スル時ハ我侪尺寸ノ銕ヲ帶 ニ愧サルノミナラス我レノ兵備ヲ撒スルニ乗 能ク心ニ愧ルコト無キ乎彼レ或ハ兇頑ニシテ心 テハ彼文明ヲ以テ自ラ夸ル歐洲諸国ノ人士ハ 工伎ノ術ヲ講シ純然理學的ノ児子ト成ルニ於 シ艦ヲ舩ニシ卒ヲ人ニシ專ラ道徳ノ學ヲ究メ ルヤ文明ノ運ニ於テ後進ナル一小邦ニシテ頭 理ニ背キテ国財ヲ蠧蝕スル数十百萬ノ常備軍 居ル乎何故ニ極テ道徳ノ義ニ反シ極テ経済ノ 歐洲諸國ハ既ニ自由平等友愛ノ三大理ヲ覚知 チ改メ益々善ニ進ム者ナリ ル者ナリ民主ノ制ハ磊々落々トシテ過テハ輙 、萬分ノ一ニモ足ラサル有形ノ腕力ヲ奮フハ 亜細亜ノ 5オ [4 ウ] 剱砲ナリ我レ專ラ我堡塁ヲ恃ミ我剱砲ヲ恃ミ人為の・「「為ストキハ天下豊富ル者有ラン哉若シ然ラスシテ」由ハ軍隊ナリ艦隊ナリ平等ハ堡塞ナリ友愛ハ由ハ軍隊ナ 「「為シ」「「為シ」「「為シ」「「為シ」「「為シ」 日乙ノ国ニ居レハ又乙国人ナランノミ大劫会 我レ今日甲ノ国ニ居ル故ニ甲国人ナリ我レ 忍耐力ニ冨サル者ハ各々自ラ計ヲ為サンノミ 苦ムル乎忍耐力ニ冨ム者ハ之ヲ忍耐センノミ 共有物ナリ彼レ居リ我レ居リ彼レ畄リ我レ畄 果テ兵ヲ引テ敢テ我邦ニ来リ據ラン乎土地 ミテ此明白ノ理ニ抵抗スルコトヲ試ムル乎彼レ 是レ算数ノ理ナリ極メテ明白ノ理ナリ何ソ苦 砲最利ナル者兵衆最多キ者必ス勝ヲ得ンノミ ヲ恃ミ其兵衆ヲ恃ムカ故ニ其堡塁最固キ者剱 我兵衆ヲ恃ム時ハ彼モ亦其堡塁ヲ恃ミ其剱砲 能ハサル無形ノ理義ヲ以テ兵備ト為サル乎自 質ナル良心無キノ理有ラス然レハ則チ我小邦 テ自ラ夸レリ然レハ則チ彼レ固ヨリ文明ノ原 鷄卵ヲ巖石ニ投スルト一般ナリ彼レ文明ヲ以 ホ生活スル間ハ世界萬国皆我宅地ニ非ス乎 フテ耕シ我屋ヲ奪フテ入リ或ハ重税シテ我ヲ マラン□□何ノ葛藤カ有ル乎彼果テ我田ヲ奪 タル者何ソ彼レノ心ニ慕フテ未タ履行スルコト / 期未夕至ラスシテ我人類ノ故郷タル地球猶

[6オ]

「 8 ウ	カ故ニ政網ヲ執ル者豫メ備ヲ為スコトヲ省知セ (網) ニ於テ鍳戒スル所無クシテ畢竟創始□属セシ		任スル者ハ皆政理的進化ノ神ヲ崇奉スル僧侶洋學紳士又云ヒケルハ凢ソ政亊家ヲ以テ自ラ
	ヲ醸出スルニ至ラン顧フニ英国ノ亊ハ其以前		豪傑ノ客モ亦笑ツテ曰ク唯
	掃滌スルコトヲ知リシナラハ何ソ必スシモ禍乱		君ヲシテ其論ヲ畢ラシメヨ
	察シ豫メ世運ヲ料リ夫ノ進化神ノ為ニ道路ヲ		南海先生笑ツテ曰ク豪傑君姑ク之ヲ待テ紳士
	臣政柄ヲ秉ル者眼ヲ豁シ胸ヲ洞シ早ク時勢ヲ		人モ亦狂セス何ソ紳士君ノ言ノ如ク、、、、
	英王査理第一ノ時佛王路易第十六ノ時宰相大		僕ハ幸ニ未夕狂セス先生モ亦狂セス他ノ同国
自由ノ義ニ戻ル法律見	ノ本分ノ職ナリ (巌石トハ何ソヤ平等ノ理ニ反スル制度是ナリ荊棘トハ何ソヤ自由ノ義ニ戻ル法律是ナリ」ヲ奮フコトヲ要セサラシム可シ此レ進化宗僧侶		レテ敢テ抗拒セサルトハ狂人ノ所為ニ非ス乎 彈丸ヲ報酬□スシテ坐ナカラ敵冦ノ為ニ奪ハ
	豫メ巖石ヲ去リ荊棘ヲ除キ夫ノ神ヲシテ威怒	7 オ	百千萬人相聚リテ一国ヲ為シナカラ一刀刃一
	神ニ奉事スル政事家ノ僧侶タル者ハ當ニ務テ		君ハ狂セシニ非サル乎狂セリ狂セリ六尺男児
	テ略ホ之ヲ怯ル、コト無シサレハ身ヲ以テ夫ノ		豪傑ノ客ハ是言ヲ聞キ洋學紳士ニ向フテ曰ク
	ルニルモ夫ノ神ハ当然ノ結果ナリト看做シルニューが帰り渡った。		我ヨリ古ヲ為サル乎
	所谓革命ノ舌刺ヲ寅スレニ類カ相共ニ脳ヲ裂キ肝ヲ破リ街衢上血ヲ湛□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		此ノ如キ先例有ラサルハ真ニ怪ム可キ哉何ソ
	^{民)} 擧ケテ一蹴シ踏藉シテ顧ミスシテ頑迷ナル人		謂ハン乎大降水以前ハ知ラス大降水以後未タ
	神ハ略ホ沮□スルコト無ク更ニ益々奮激シ趾ヲ		(アユーリー(氏) (大) (大) (大) ト謂ハン乎宇内萬国ノ士傍観スル者之ヲ何ト
	へ荊棘茂生シテ蹄ヲ没スルコト有ルモ夫ノ進化		ンシヤアリストットヤウィクトル=ユゴーヤ我ヲ何
	潔ナル時ハ大ニ善シ即チ巖□凸立シテ輪ヲ礙		センプラトンヤ孟軻ヤスペンセルヤマルブラ
	シテ其進徃スルニ方リ幸ニ道路坦直ニシテ清		我レ笑フテ仁ヲ守ランニハ彼レ果テ我ヲ奈何
	ヤ彼進化神ハ進ムコトヲ好ミテ退クコトヲ好マス	6 ウ	ノ野蛮ハ文明ナリ彼レ怒リテ暴ヲ肆マ、ニシ
	クノミナラス亦心ヲ将来ニ畄ム可キナリ何ソ		テ我レ理ニ合シ彼レノ文明ハ野蛮ニシテ我レ
	ト謂フモ可ナリ果テ然ラハ独リ意ヲ現前ニ注		嗚呼彼レ無礼ニシテ我レ有礼ニ彼レ非理ニシ

制ニ入ルノミニテ足ランノミ王路易ハ悠々然 禍乱ノ症徴已ニ発スルニ及テモ猶且ツ自ヲ諱 (疾) 二入リテ国ノ為メニカヲ効サント因テ妻子ヲ スピエール以下ノ人士ヲ一揖シ温和ノ顔色ニ トシテ議院ニ臨ミ其冠ヲ脱シ其剱ヲ釋キロベ 除キ易ルニ新圖ノ美ヲ以テセハ王路易第十六 百年ノ後ニ置キ同心協力シテー々旧規ノ陋ヲ 位ノ初年ニ於テ宰相大臣タル者仮ニ身ヲ数十 曩ニ王路易第十五ノ時若クハ王路易第十六在 化宗僧侶ノ罪ナル平 リタルハ果シテ夫ノ進化神ノ罪ナル乎将タ准 濫シ一国ヲ擧ケ変シテ屠塲ト為ラシムルニ至 シメ其末ヤ無前ノ竒禍ヲ烝岌シ膏血都邑ニ汎 民心ヲ猜ハシメ或ハ抵忤觸冐シテ民情ヲ激セ ミテ明医ニ依頼スルコト無ク或ハ依遅猶豫シテ 息苟婾ノ策ヲ恃ミ歳月ヲ玩愒シ一時ヲ糊塗シ シヲ見ナカラ恬然トシテ悟ラス区々トシテ姑 キ者有リ佛国ニ至リテハ纔ニ一卋紀ノ前栽ニ スシテ敗衂ノ禍ヲ取リタルモ猶ホ頗ル恕ス可 テ微笑シテ曰ハン公等之ヲ勉メヨ我モ亦民藉 ノ末年ニ至リテハ唯一歩ヲ進メテ民主平等ノ 衣帶水ノ外現ニ英吉利ニ於テ惨烈ノ禍有リ

リ将ヲ斬ルノ功有リシカ為ニ爵位ヲ授ケ采地 将タ文藝ノ美學術ノ巧素ヨリアヂソンヲ奴ト シ飛過シテ顧眄セス是人ヤ経卋ノオヲ抱キ治民 濶袍ヲ穿チ大逵通衢ノ中男女雑沓ノ群ヲ貫串 車ハ流水ノ如ク馬ハ游龍ノ如ク髙帽ヲ被ムリ 洋學紳士更ニ一杯ヲ釂シテ又云ヒケルハ所謂 化神ヲ防阻シタル魔敵ナリト謂フ可シ王路易 ラシメハ其宰相大臣ハ深ク咎ムルニ足ラスシ 退ノ美名ヲモ後卋ニ施スコトヲ得タランノミ猶 多ク美田宅ヲ買ヒ優遊以テ身ヲ終ヘテ髙踏勇 攜へ州郡沃饒ノ地ヲ擇ヒ山水明媚ノ勝ヲトシ 皆然ラサルナリ是人ヤ其遠祖某甲曽テ旗ヲ塞 リ賎買シテ貴販シ以テ陶朱ノ富ヲ致セル者邪 ル邪将夕天姿機敏ニシテ善ク時ヲ覘ヒ勢ヲ料 ヲ擠陥シタル罪人ナリト謂フ可シ テ僕ノ論ハ迂ニ非サレハ刻ナリ唯其レ烱然タ ホー言センニ佛蘭西ヲシテ前ニ英国ノ鑒戒無 シセルワンテスヲ僕トスル竒傑ノ文士ナル邪 ノ志ヲ持シ天子ヲ毗ケテ廟廊ニ趨ルノ宰相ナ ハ好テ竒禍ヲ後人ニ遺リシト謂フ可シ夫ノ進 ヘリテ後車進メリ是レ當時佛蘭西ノ宰相大臣 ル鑒戒有リテ猶ホ鍳戒スルコトヲ知ラス前車覆

「 9 オ」

> [10 オ]

9 ウ

126

類ハ前脳ノ発育盛ニシテ動物ハ後脳ノ発育盛可キ乎吾脩ノ利益ト為ル可キ者乎吾レ聞ク人 塊ヲ食ナハサルヲ得サルトキハ竟ニ真ノ自由體) 人ヲ食ナフノミナラス并セテ彼無作無業ノ肉 所有リトセハ其區別ハ果テ彼輩ノ利益ト為ル セシメハ果テ吾脩ニ區別セン乎若シ區別スル 吾侪ヨリモ冨メル乎ガールヲシテ其頭脳ヲ相 クシテ且ツ重キ乎胃液ノ分泌血球ノ発育果テ 王公貴人ハ脳髄廻轉體ノ量果テ吾侪ヨリモ多 非サルナリ 所ナリト雖モ独リ我施政ノ事務ヲ委托スル吏 何トナレハ我脩人民朝夕労苦操作シ其獲ル所 既ニ欠ル有リテ其自由ノ権ハ眞成ノ物ニ非ス 萬ノ生霊カ果テ自由ノ権ヲ得ルモ平等ノ大義 個有ルニ於テハ縱令ヒ立憲ノ制ヲ設ケテ千百 游トシテ日ヲ送ル所謂貴族ト号スル一種特別 禄秩ノ豊ナルヲ享ケ醇酒ヲ飲ミ脆肉ヲ啗ヒ優 放チ其庇廕ヲ被ムリ無作無業ニシテ坐ナカラ ク亦學術無キモ祖先ノ朽骨時々光ヲ墓中ヨリ ヲ賜ヒ華胄連綿トシテ今日ニ至リ既ニ才識無 、幾分ヲ納レテ租税ニ供スルハ已ムヲ得サル 、物體ナリ嗚呼一国中此ノ如キノ物体数十百

ヲ呼テ何ト称スル乎……、

無礼ノ甚キニ非ス平

12 ウ

耻ツ可キノ甚シキニ非ス平

11 オ 肉塊ニシテ其相会スルヤ我肉塊ハ低頭シテ叉肉塊ニシテ其相会スルヤ我肉塊ハ低頭シテ叉 シテ之ヲ敬ス君ノ義ナリ又「モンロイニョール」,ミ相話スルヤ我肉塊ハ彼肉塊ヲ呼テ「サヤ」ト称 手シ彼肉塊ハ□立シテ微ク其頭ヲ下上スルノ ス此モ亦筭数ノ理ナリ極テ明白ナリ……、同一(吾脩人民ト貴族皆若干元素ヨリ組成シタルノ為ニ自己尊貴ノ幾分ヲ毀損セラル、ヲ免レ 時ハ是レ九十九萬九千九百九十七人ハ此三人 ヲ衣テ来リテ吾脩ノ如ク赤躶ニ非サル乎其死 ナリト果テ然ラハ……、其生ル、ヤ果テ錦繍 ル乎…… 若シ百萬数ノ国民中三人ノ貴族有ル スルヤ果テ其骨ト肉ト朽壊セサル乎還元セサ

[11ウ] 上古ノ時乎近古ノ時乎幾千年ノ前乎幾百年ノ 前乎何ノ年ニ在リシ乎何ノ月ニ在リシ乎何ノ 日ニ在リシ乎當時賢者有リ仁者アリオ有リ智 有リ勇有リ能有リ是故ニ其人公ト為リ侯ト為 リ伯ト為リ子ト為リ男ト為レリ其人既ニ賢者 ナリキ仁者ナリキオ有リキ智有リキ勇有リキ 能有リキ是故ニ其子其孫其曾孫其玄孫其耳孫

(î

[12 オ

14 ウ

今代流行セサル繍彫ヲ施スコトヲ為スヤ 南海先生モ亦一二杯酒ヲ引キ且ツ曰ク紳士君

大二発越シテ力ヲ逞シクセシハ査理第一ノ時

自由ノ波瀾汹湧シテ旧幣ノ堤防ヲ潰决シタル

ヨリシテ有名ナル大憲令ノ其間ニ崛起シタル

語ニ於テ其取ル可キハ之ヲ取リ其教ユ可キハ 洋學紳士曰ク先生ノ髙亮明敏ナル僕ノ錯落ノ 前後連絡無キヲ奈何セン

ノ言ハ頗ル奇ナルニ似タルモ零々碎々ニシテ

之ヲ教ヘヨ若シ尋常論理的ノ規則ニ循フ時

先生ノ聴ヲ汚スニ足ラサラン 陳腐ノ話頭ヨリ説起セサルヲ得スシテ恐クハ

ヲ逐フテ論述セヨ吾レ異日将ニ綴リテ一小册 南海先生曰ク否々且ツ論理ノ規則ニ循ヒ次序

子ト為サントス

洋學紳士乃チ云ヒケルハ抑々方今歐洲諸国ノ

文藝ノ美ナル學術ノ精ナル農工商賈ノ昌ナル 形勢ヲ察スルニ英佛獨魯ノ四国最強盛ニシテ

百貨ノ殷ナル陸ニハ幾千萬ノ精兵ヲ屯シ海ニ

ハ幾千艘ノ堅艦ヲ列ネ龍蟠ノ形虎躍ノ勢古ヨ

其強盛ノ勢ヲ橐鑰シ殷実ノ富ヲ醖醸シタル所 リ以来未夕今日ノ隆ナルカ如キ者有ラス而テ

ニ自由ノ大義実ニ之レカ基礎ヲ為セリ即チ英 以ノ者其原由ハ固ヨリ多端ナリト雖モ要スル

国ノ富強ナル古先哲王ノ遺業ニ沿因セルモ其

第十四ノ時早已ニ文藝ノ光ヲ発シテ一代ノ譽(軍旅ノ威ヲ宣ぐ) 効果最モ與リテ力有リ又佛国ノ如キモ王路易

[15 ウ

ニ過キスシテ真ニ強盛ノ勢ヲ固定セシハ夫ノ ヲ騁セシモ專制ノ窖中ニテ蒸マスル菌花タル(要スルリ〉擅社會ノ

千七百八十九年革命ノ偉業ノ賜ナリト謂ハサ ル可ラス又日耳曼ニ在テモ第十八卋紀ノ時孛

王非列垤利第二ノ雄勇ニシテ武ヲ四隣ニ耀セ

シ以来漸ク強勢ニ赴キタルモ佛国革命ノ旨義 ノ未タ浸入セサルノ前ニ方リテハ其邦四分五

裂シテ恰モ東縄ヲ脱シタル薪芻ノ如クナリシ

カ拿破崙第一カ共和国指揮官ノ職ヲ帶ヒ革命

ノ旌旗ヲ靡シテ維也納伯林ノ間ニ雄飛スルニ

(テヨリ以) (テヨリ以) (東下シ□来形勢一変シテ寝リ今日ノノ滋液ヲ咽下シ□来形勢一変シテ寝ペチトシテ及ヒ日耳曼ノ民始テ自由ノ元気ヲ吸納シ友愛

隆盛ヲ致セリ魯矢亜ノ如キニ至テハ版圖ノ博

16 オ

モ文物制度ニ至テハ遠ク他ノ三国ニ遜ル有リ 大ナル士馬ノ数夥ナルハ固ヨリ宇内ニ冠タル

是レ其抑壓ノ遺禍ナリト謂ハサル可ラス 人生百般ノ亊業ハ譬へハ猶ホ酒ノ如シ自由

[16 ウ

[17]オ

リサレハ動物ノ類ニテモ其初若干原素ノ相ヒ		ノ徒ハ特ニ人類社会ノ中ニ於テ此進歩ノ理ノ
(早4 /) (ま4 2) 美ト成り前ニ悪ナリシ者後ニ佳ト成ルノ義ナ		後第十八卋紀ノ時佛人ヂデロー コンドルロー
フ是ナリ汎ク之ヲ言ヘハ初メ醜ナリシ者終ニ		二其言フ所竟ニ浮誇ノ態有ルヲ免レサリキ其
ニ赴キ不粹ノ態ヨリシテ精粹ノ態ニ移ルヲ謂	20 ウ	未夕具備セスシテ學術猶ホ幼穉ニ属セシカ為
夫レ所謂進化トハ不定ノ形ヨリシテ完全ノ形		正二此理デー言シタルナリ但當時考験ノ法式
ニ細ニ之ヲ論セン		リタル水ハ巳ニ遠ク流レ去リタリト云ヒシハ
前徃シテ已ム時無キコト復タ疑ヲ容レス請フ更		利力水流ヲ渉過シ回顧シテ嘆息シ我カ今踏来
盡ク此進化ノ一理ニ支配セラレテ漸々徐々ニ		學士輩早已二之ヲ窺測スル有リテ即チ・噎 居
嶽ヤ動植昆虫ヤ社會ヤ人事ヤ制度ヤ文藝ヤ皆		是レ事物ノ常理ナリ此理ヤ古昔希臘ニ在リテ
テ凡ソ世界萬□ノ蕃庶ナル日月星辰ヤ河海山 「蒙」		且夫レ卋界ノ大勢ハ進ムコト有リテ退クコト無シ
ノ至理始テ大ニ世ニ表白スルニ至レリ是ニ於		一ヲ知リテ未タ其二ヲ知ラスト
ルク以下學士ノ髣髴トシテ窺破セシ所ノ進化		ルハ亦自然ノ勢ナリ僕故ニ曰ク或人ノ論ハ其
テシ所ヲ捜抉シテ其秘藴ヲ発シテヨリ彼ヲマ		共ニ利澤ニ霑フテ所謂殷冨ノ勢ヲ成スコトヲ得
スルノ理ヲ求メ及ヒ特ニ吾人々類ノ始祖ノ岁	20 才	ヒ農工商賈百般ノ人皆益々其業ヲ勉勵シ上下
式其精微ヲ極メ生類ノ母子相傳ヘテ輾轉化成		コトヲ思ヒ藝人ハ益々其意匠ヲ巧ニスルコトヲ思
博ノ學ト深邃ノ識トニ資リ加フルニ考験ノ法		ニ吸収セラレテ學士ハ益々其議論ヲ精ニスル
シテ漸ク精微ニ赴キ英人ダルワンニ至リ其宏		ノ渣滓ハ自然ニ排泄セラレ新鮮ノ滋液ハ自然
ト佛蘭西ジユーフロアー皆ラマルクノ説ヲ擴廓		流通スル時ハ社会ノ機関其運轉ヲ逞クシ老廃
中ニ居ルニ非サルノ説ヲ唱ヘ尓来日耳曼ギョー		先ニ立チ旧幣ノ窻障ヲ廓除シテ自由ノ大気ヲ
ノ物皆卋代ヲ逐フテ変化シテ永ク一定ノ種族		権ヲ恋ヒ勢ヲ貪ルノ鄙念ヲ擺脱シ民間志士ノ
マルク		在上ノ人若シ能ク亊勢ヲ達観シ人情ヲ洞察シ
常々行ハレテ間断無キコトヲ発見セシカ佛人ラ		胸間ニ徃来シテ復タ除去ル可ラス是時ニ於テ

才

テ衆心ヲ収攬シ立チテ君ト為リ若クハ強悍ニ	送ルコトヲ願欲スルニ際シ一人材德有ル者起リ	シテ人々皆鬪ヲ厭ヒ爭ヲ悪ミ晏然トシテ生ヲ	々トシテ統紀無キ者是レ無礼度ノ卋ナリ既ニ 一		キ智者ハ愚者ヲ欺キ脅迫壓服シテ主人ト為リ	政亊ノ点ニ就テ言へハ其初ノ強者ハ弱者ヲ凌	的進化ノ理ノ発顕ナリ [22ウ] 輸	子ヲ育ヒ孫ヲ長スルニ至ルカ如キハ是レ人亊	或ハ耕耨シ男ハ外ニ操作シ女ハ内ニ経営シテ	木ヲ架シ石ヲ累ネテ屋宅斯ニ興リ或ハ逐獵シ 人	女ノ交有リテ夫婦ノ契無カリシモ寢クニシテ	ニテ其初メ穴居シテ野處シ拾食シテ掬飲シ男 可	動物的進化ノ理ノ発顕ナリ人事モ亦全様		二進漸スルニ及ヒテハ頭脳脊髓ノ霊ナルヨリ	交々接シテ或ハ肺ヲ生シ或ハ胃ヲ生シ更ニ大	ノ刺衝力ト自己細胞組織ノ発暢力ト互ニ觸レ [22オ] 此	滓ヲ排泄シテ僅ニ生ヲ保チシモ外間元素社會	面ヨリシテ食物ヲ吸摂シ又其背面ヨリシテ渣	等ノ構造無ク唯蠕々然トシテ縮張シ全身ノ表	混融シテ粘滑ノ一凝塊ヲ成シテ消化機呼吸機
ノ感恩心ノ量モ亦一分ヲ減シテ其迅速ナルコト	ルカ故ニ君ノ慈愛心ノ量一分ヲ減スル時ハ民	畢竟君カ下ニ施ス所ノ慈愛心ノ反射ニ過キサ	一有リ何ソヤ夫ノ民カ上ニ輸ス所ノ感恩心ハ	正ニ是レナリ但此制度ニ在テ大困難ナル病根	ノ交愈々堅シ漢土夏商周及ヒ漢唐等初年ノ治	ノ分量愈々多ケレハ君臣ノ義愈重クシテ上下	輸ス是レナリ故ニ上ノ慈愛心ト下ノ感恩心ト	其慈愛ノ心ヲ下ニ施シ民ハ其感恩ノ心ヲ上ニ	ト幾分感恩ノ心ト相抱合シテ成ル所ナリ君ハ	人造ノ私ニ出テタルニ非スシテ幾分慈愛ノ心	ノ義即チ是レナリ盖シ此一義ハ必スシモ盡ク	可カラス所謂無形ノ噐具トハ何ソヤ曰ク君臣	ス是レ固ヨリー歩ヲ進メタル境界ト謂ハサル	テ主人奴隷一時ノ交際ヲ假定セシカ如クナラ	ノ噐具有リテ復タ従前專ラ有形ノ腕力ニ由リ	束膠著シテ相離レサラシムルニ於テ一種無形	此種ノ制度ニ在テハ其君臣官民ノ両部分ヲ縄	ノ理ノ第一ナリ	図ル是レ所謂君相專擅ノ制ニシテ政事的進化	ト為リ然後政ヲ発シ令ヲ施シテ一時ノ治安ヲ	シテ姦計ニ冨ム者衆庶ラ籠終シ自ラ進ミテ君

気無ク変態無ク一国人ヲ擧ケテ唯蠕々然蠢々 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ミニシテ其脳髓ノ作用漸次ニ委靡シテ五尺ノフノミ農工商賈ハ唯其利ノ贏ナルコトヲ思フノコトヲ思フノミ藝人ハ唯其工伎ノ巧ナルコトヲ思 其心ヲ用イルコト無ク學士ハ唯其文辞ノ麗ナル	凡ソ邦家ノ務ハ悉皆其眉上ヨリ郵去シテ復夕 す計リ其獲ル所ノ幾分ヲ官ニ輸シ此ニ由リテ ヲ計リ其獲ル所ノ幾分ヲ官ニ輸シ此ニ由リテ 生悪々皡々ノ治ヲ保ツコトヲ得ルト為サン乎乃	響ノ声ニ應スルカ如シ然ルニ君ノ慈愛心ノ多 真ハ元来君一個ノ資質ニ属スルカ故ニ君若シ (本幸ニシテ) 東ハ元来君一個ノ資質ニ属スルカ故ニ君若シ 大姿無慈悲ナルニ於テハ群臣如何ニ啓沃輔導 スルモーノ効果ヲ生スルコト無クシテ君臣ノ義 斯ニ絶へテ乱亡ノ禍斯ニ生ス三代漢唐ノ末季 正ニ是ナリ且ツ縦令ヒ天ノ寵霊ニ頼リテ君主 市々至美至良ノ資質ヲ持シテ其慈愛心ヲ下ニ 施スコト益々多クシテ其反射ノ効ヨリシテ民モ 亦否々其感恩心ヲ上ニ輸スコト益々多ク千年萬
25 オ		24 ウ	
サル者ナリ歐洲諸国ニ至テハ早キ者ハ第十七一タヒ此境界ニ入リ淹畄シテ未タ進ムコト能ハテ餘ハ皆然ラサル莫シ即チ亜細亜諸国ノ民ハスリタルノ一事ハ阿非利加夷蛮ノ民ヲ除非シ	無紀ノ卋ヨリ岁テ、進化ノ理第一歩ノ境界ニ数百千年間政事的旅行ノ迳路ヲ點檢セヨ紛擾誠ニ卋界萬国ノ歴史ヲ繙キテ其建基ノ初ヨリ	君相專擅ノ制ハ愚蒙ニシテ其無礼ヲ覚ラサルノ久キ彼君主ハ一時我脩遠祖ヨリ領収シタルは強ったのでは、「は、これのでは、これの	然タル凝滑ノー肉塊ト為ランノミ はフ我係ノ遠祖カ相率イテ自ラ君主ノ治下ニ はフ我係ノ遠祖カ相率イテ自ラ君主ノ治下ニ はフまなレ愚昧ニシテ自ラー身ノ主ト為リテ 生ヲ計ルコト能ハサルカ故ニ姑ク其有スル所ノ 権理ヲ棄却シー時ノ安ヲ図リ異日其後吾子孫 ノ智識益々長スルヲ待テ将ニ其レヲシテ自主 ノ権ヲ復セシメント欲セシナリ當時君民ノ間 此ノ如キ明絢有リシニ非サルモ其深意ヲ問フ
26 才			25 ウ

過キスシテ其爵位ニ附與スル利益ハ唯上院議		ヲ卋ニ放テリ嗚呼進化ノ理乎進化ノ理乎汝素
爵位ノ設ハ畢竟其身及ヒ其家ノ龍栄ヲ為スニ		迸射シテ夫ノ燦爛タル憲章ノ大文字斯ニ光彩
専擅国ト異ナルコト無シ但立憲国ニ在テハ五等		呼シテ撞搪シ王査理第一ノ膏血一タヒ刑塲ニ
亦卋々相承ケ環嚮シテ官家ヲ権衡スルコトモ亦		フテ志ヲ揮ヒ気ヲ鼓シ自由ノ旗旘ヲ飜ヘシ號
或ハ侯ト称シ或ハ伯ト称シ子ト称シ男ト称シ		シテ大不列顚ニ光臨セシヨリ此国ノ人士相競
ノ上ニ儼臨シ又華紳貴族有リテ或ハ公ト称シ	27 才	實ニ然リト為ス汝カ安屈魯撒孫ノ種族ヲ寵眷
ト称シ或ハ號シテ王ト称シ卋々相承ケテ萬民		ハ最モ首ニ汝ニ虔亊シテ崇敬ヲ致セシハ英国
彼君相專擅ノ制ト仝ク其君長ハ或ハ號シテ帝		テ大ニ其光ヲ放ツコトヲ欲セサリキ近古ニ至テ
洋學紳士乃チ又云ヒケルハ立憲ノ制ニ在テモ		シカ如キモ蓄奴ノ汚制有リシカ為ニ汝未タ肯
ラス請フ倦ムコト無クシテ竟ニ之ヲ論セヨ		羅馬ノ方ニ盛ナル自由ノ制度頗其整備ヲ致セ
ルモ亜細亜諸邦ニ在テハ未タ必スシモ陳腐ナ		述フル有ラン嗚呼進化ノ理乎進化ノ理乎希臘
南海先生日ク否欧州諸国ニ在テハ或ハ陳腐ナ		高遠ノ峰峦ナリ此峰峦ノ勝状ハ更ニ詳ニ之ヲ
噦セシメン		制度と 雲煙横陳シテ禽鳥其間ニ和鳴ス是レ即チ民主
テ曰ク此等陳々腐々ノ論恐クハ先生ヲシテ嘔		シメ忽然眸ヲ轉シテ仰望スレハ緑樹天ヲ摩シ
洋學紳士又杯ヲ引キテ一飲シ南海先生ニ嚮フ		(恵) 立憲快濶ノ岡阜ニ上リ益々眼ヲ刮ヒ胸ヲ蘯セ
制即チ是レナリ	26 ウ	休セシメ其體気強爽ナルヲ待チ更ニ驅发シテ
所謂進化ノ理第二歩ノ境界トハ何ソヤ立憲ノ		ノ曠野ヲ去リ專制狹隘ノ谿谷ニ入リテ姑ク憩
キ去ルノミ我レ固ヨリ汝ヲ咎メサルナリ		汝ノ常性ナリ汝前ニ汝カ児子ヲ驅リ紛擾無紀
クニ遇フテハ汝モ亦已ムコトヲ得ス踢倒シテ禍		猗輿進化ノ理乎進化ノ理乎前徃シテ倦サルハ
ナリ人情ノ旧ニ拘シ新ヲ怯レ頑迷シテ路ヲ塞		即チ東西洋文明ノ度級ノ相異ナル所以ナリ
モ人情ノ激スル所汝モ亦奈何トモスルコト無キ		境界ヲポテ、更ニ第二歩ノ境界ニ入レリ是レ
ヨリ温仁ニシテ人ヲ殺スコトヲ嗜ム者ニ非サル		吉紀ヨリ遅キ者モ亦第十八吉紀ヨリ第一歩ノ

トヲ得ス踢倒シテ過 何トモスルコト無キ トヲ嗜ム者ニ非サル 咎メサルナリ レ頑迷シテ路ヲ塞

27 ウ

リテ或ハ公ト称シ 卋々相承ケテ萬民

28 オ

機可以テス所謂議院子り是故三議院小全國民 (28ウ) スル主人ニシテ行政権即手議院小民ノ為ニ事務ヲ委托 (29ウ) 上ノ列ニ入ルノー事有ルノミ共犬邑ヲ領シ高 (29ウ) 大力ラ民庶ノ育血・大力ラ民庶ノ育血・大力ラ民庶ノ育血・大力ラ民庶ノ育血・大力ラ民庶ノ育血・大力ラ民庶ノ育血・大力ラ民庶ノ育血・大力ラ民庶ノ育血・大力ラ民庶ノ育血・大力ラ民庶ノ育血・大力ラ民庶ノ育血・大力ラ民庶ノ育血・大力ラ民庶ノ育血・大力ラ民庶ノ育血・大力ラ民庶ノ育血・大力ラ民庶ノ育血・大力ラ民庶ノ育血・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・		我身ヲ束縛スルト異ナラス何ノ操作ノ権カ之		意ノ寓スル所ニシテ宰相大臣ハ特ニ議院ニ隷
スル主人ニシテ各種ノ事務ラ分葉スルニ過キサルノミと、大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大型・大	30 ウ			権ヲ以テス所謂議院ナリ是故ニ議院ハ全國民
(28ウ) スル主人ニシテ名種ノ事務ヲ分掌スルニ過キサルノミ上の力如キハ伐輩カ自ラ経営シテ得ル と放ニ立法権即チ議院ハ民ノ為ニ事務ヲ委托 と放ニ立法権即チ議院ハ民ノ為ニ事務ヲ委托 と放ニ立法権即チ議院ハ民ノ為ニ事務ヲ委托 と放ニ立法権即チ議院ハ民ノ為ニ事務ヲ委托 と放ニ立法権即チ議院ハ民ノ為ニ事務ヲ委托 と放ニ立法権即チンスルナリ是レモ亦立憲国ノ専擅国二比 と放ニ立法権即チンスルが出版ノ育血ヲ吸放シテ其家ヲ肥スカ如 ノミ夫レ民タル者既ニ代議士ヲ出シテ政務ヲルナリ是レモ亦立憲国ノ専擅国二比 と対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、		ルモ煩苛ノ規制		物ヲ票選シテ代議士ト為シ托スルニ立法ノ大
スル主人ニシテ各種ノ事務ヲ分掌スルニ過キサルノミ人ルカ如キハ被輩カ自ラ経営シテ得ル た二他ノ農工商賈カ自ラ封殖シテ巨 た二他ノ農工商賈カ自ラ封殖シテ巨 た二他ノ農工商賈カ自ラ封殖シテ巨 た二地大男ナルコト無シ事制国ノ貴族カ坐 ア自典・政立憲司(リー・後人) 「関ラ安テ・立憲(リー・大)の大人身ト為ルコトヲ得ルナ を政ノ権ナリ財産私有ノ権ナリ事業 を政ノ権ナリ財産私有ノ権ナリ事業 を政ノ権・コリ財産私有ノ権ナリ事業 を政ノ権・コリ財産私有ノ権ナリ事業 を変支・ルフま技(人)と、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、				是故ニ立憲ノ制ニ在テハ民タル者興望有ル人
ルカ如キハ彼輩か自う経営シテ得ル ルカ如キハ彼輩か自う経営シテ得ル ルカ如キハ彼輩か自う経営シテ得ル ルト異ナルコト無シ専制国ノ貴族が全 ルナリ是レモが立憲国ノ専擅国ニ比 ルカ如キハ彼輩か自う経営シテ得ル ルト異ナルコト無シ専制国ノ貴族が全 アノ韓コラマテ、立憲ノ制ニ入リテ後人 学位々独立ノ人身ト為ルコトヲ得ルナ 参政ノ権ナリ財産私有ノ権ナリ事業 参政ノ権・ナリ財産私有ノ権ナリ事業 を政ノ権・ナリ財産私有ノ権ナリ事業 を政ノ権・ナリ財産私有ノ権ナリ事業 を政ノ権・ナリ財産私有ノ権ナリ事業 を政ノ権・一大の人身・為ルコトラ得ルナ ク又ハ手有リテ足無キ時ハ形體的不 ク又ハ手有リテ足無キ時ハ形體的不 クスハ手有リテ足無キ時ハ形體的不 クスハ手有リテ足無キ時ハ形體的不 クスハ手有リテ足無キ時ハ形體的不 クスハ手有リテ足無キ時ハ形體的不 クスハ手有リテ足無キ時ハ形體的不 クスハチョリテ足無キ時ハ形體的不 クスハチョリテ足無キ時ハ形體的不 クスハチョリテと無キ時ハ形態的不 のスルカー・カスルー・カスルー・カスルー・カスルー・カスルー・カスルー・カスルー・				レ精神的不具ノ人ノミ
大ルカ如キハ彼輩カ自ラ経営シテ得ル ルカ如キハ彼輩カ自ラ経営シテ得ル ルト異ナルコト無シ専制国ノ貴族カ坐 ルト異ナルコト無シ専制国ノ貴族カ坐 ルト異ナルコト無シ専制国ノ貴族カ坐 ルト異ナルコト無シ専制国ノ貴族カ坐 ルナリ是レモ亦立憲国ノ専擅国ニ比 ルカ如キハ彼輩カ自ラ経営シテ行 大ルカカキハ彼輩カ自ラ経営シテ行 を変ノ権ナリ財産私有ノ権ナリ事業 を政ノ権・プリ財産私有ノ権ナリ事業 を政ノ権・プリ財産私有ノ権ナリ事業 を政ノ権・プリ財産私有ノ権・プリ事業 を政ノ権・プリ財産私有ノ権・プリ事業 を政ノ権・プリ財産私有ノ権・プリカント表別の人身ト為ルコトラ得ルナ 学校にスレノ権・プリ財産私有ノ権・プリカント表別の人身ト為ルコトラ得ルナ を政ノ権・プリ財産私有ノ権・プロス共有 「実力・フェール・フェール・フェール・フェール・フェール・フェール・フェール・フェール		ハ初		具ノ人タルヲ免レス彼諸権ヲ有セサル時ハ是
スルノー事有ルノミ其大邑ヲ領シ高 (29オ) スル主人ニシテ行政権即チ議院ハ民ノ為ニ事務ヲ委托 ルカ如キハ彼輩カ自ラ経営シテ得ル 放ニ他ノ農工商買カ自ラ封殖シテ巨 [28ウ] スル主人ニシテ行政権即チ議院ハ民ノ為ニ事務ヲ委托 ルカ如キハ彼輩カ自ラ経営シテ得ル たニ他ノ農工商買カ自ラ封殖シテ巨 [28ウ] スル主人ニシテ行政権即チ案相大臣ハ此委托 ルカ如キハ彼輩カ自ラ経営シテ得ル ルトリナリとレモ亦立憲国ノ事擅国二比				リテ手無ク又ハ手有リテ足無キ時ハ形體的不
スルノー事有ルノミ共大邑ヲ領シ高 に29 テル種ノ事有ルノミ共大邑ヲ領シ高 に20 大類ト称ス可キ者ハ独リ王公貴神有ルノミ アル類ノ諸権ハ人タル者ノ必ス其有 アル類ノ諸権ハ人タル者ノ必ス其有 アル類ノ諸権ハ人タル者ノ必ス其有 アル類ノ諸権ハ人タル者ノ必ス其有 アル類ノ諸権ハ人タル者ノ必ス其有 「29オ」 シテ其餘百萬ノ生霊ハ皆精神的不具ノ飯嚢ナルコト甚を政権の上、長力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力				タルノ声價ヲ有スト為ス爰ニ人有ランニ首有
スルノー事有ルノミ其大邑ヲ領シ高 [29オ] シテ其餘百萬ノ生霊ハ皆精神的不具ノ飯嚢ナリル別ー事有ルノミ其大邑ヲ領シ高 [29オ] シテ其餘百萬ノ生霊ハ皆精神的不具ノ飯嚢ナルコト甚を政ノ権ナリ財産私有ノ権ナリ事業 り渡遠ナルニ非ス乎君相専制ノ国ニ在リテハ と				スヘキ所ニシテ此種ノ権ヲ具備シテ後始テ人
人類ト称ス可キ者ハ独リ王公貴紳有ルノミニ 人類ト称ス可キ者ハ独リ王公貴紳有ルノミニ 人類トなスルノ権ナリ奉教自由ノ権ナリ事業 ク遼遠ナルニ非ス乎君相專制ノ国ニ在リテハ 操作スルノ権ナリ奉教自由ノ権ナリ事業 ノ(利力)を対し、大(人)とお社人)を 大(人)というで表し、大(人)というでは、大(人)というには、大(人)というには、大(人)というには、大(人)というには、大(人)というには、大(人)というには、大(人)というには、大(人)というには、大(人)というには、大(人)というには、大(人)というには、大(人)というには、大(人)というには、大(人)というには、大(人)というには、人(人)というには、(人)というには、人(人)というには、人(人)というには、人(人)というには、人(人)というには、人(人)というには、人(人)というには、人(人)というには、人(人)というには、人(人)というには、人(人)というには、人(人)といりには、人(人)というには、人(人)というには、人(人)というには、人(人)というには、人(人)というには、人(人)というには、人(人)というには、人(人)というには、人(人)というには、人(人)というには、人(人)というには、人(人)というには、人(人)と			[29 才]	ト云ヒ凢ソ此類ノ諸権ハ人タル者ノ必ス其有
操作スルノ権ナリ財産私有ノ権ナリ事業 参政ノ権ナリ財産私有ノ権ナリ事業 参政ノ権ナリ財産私有ノ権ナリ事業 参政ノ権ナリ財産私有ノ権ナリ事業 参政ノ権ナリ財産私有ノ権ナリ事業 参政ノ権ナリ財産私有ノ権ナリ事業 参政ノ権ナリ財産私有ノ権ナリ事業 参政ノ権ナリ財産私有ノ権ナリ事業 参政ノ権ナリ財産和有ノ権ナリ事業 参政ノ権ナリ財産和有ノ権ナリ事業 参政ノ権ナリ財産和有ノ権ナリ事業 参政ノ権ナリ財産和有ノ権ナリ事業 参政ノ権ナリ財産和有ノ権ナリ事業 ク遼遠ナルニ非ス乎君相専制ノ国ニ在リテハ 多遼遠ナルニ非ス乎君相専制ノ国ニ在リテハ と放ニ立法権即チ議院ハ民ノ為ニ事務ヲ委托 なコト国ヨリ言ヲ待タサルナリ コト国ヨリ言ヲ待タサルナリ 以上論叙スル所ニ由リテ之ヲ考フレハ夫ノ政 事的進化ノ理第一歩ノ境界即チ君相専擅ノ政 事的進化ノ理第一歩ノ境界即チ君相専擅ノ政 ・其第二歩ノ境界即チ立憲ノ政ト相去ルコト甚 を政ノ権ナリ財産和有ノ権ナリ事業 ト其第二歩ノ境界即チ立憲ノ政ト相去ルコト甚 を適遠ナルニ非ス乎君相専制ノ国ニ在リテハ タ遼遠ナルニ非ス乎君相専制ノ国ニ在リテハ				其他言論ノ権ト云ヒ出版ノ権ト云ヒ結社ノ権
参政ノ権ナリ財産私有ノ権ナリ事業 一人別子を担け、大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大	30 オ	專		ノ権ナリ奉教自由ノ権
テ個々独立ノ人身ト為ルコトヲ得ルナノミ其大邑ヲ領シ高 に関する方のでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して				リ何ソヤ参政ノ権ナリ財産私有ノ権ナリ事業
フ制ヲ岁テ、立憲ノ制ニ入リテ後人 フ制ヲ岁テ、立憲ノ制ニ入リテ後人 フ制ヲ岁テ、立憲ノ制ニ入リテ後人 フ制ヲ岁テ、立憲ノ制ニ入リテ後人 フ制ヲ岁テ、立憲ノ制ニ入リテ後人 フ制ヲ岁テ、立憲ノ制ニ入リテ後人 フト国ヨリ言ヲ待タサルナリ と故ニ立法権即チ嚢アの大に、といこのとは、アの大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大の大		事的進化ノ理第一歩ノ境界即チ君相專擅ノ政		タル者始テ個々独立ノ人身ト為ルコトヲ得ルナ
相勝ル所以ナリ 一人ルノー事有ルノミ其大邑ヲ領シ高 「窓ウ」 スル主人ニシテ各種ノ事務ヲ分掌スルニ過キサルルカ如キハ彼輩カ自ラ経営シテ得ル 「窓ウ」 スル主人ニシテ行政権即チ宰相大臣ハ此委托 フミ夫レ民タル者既ニ代議士ヲ出シテ政務ヲ 監督スルノ権アリ其他天賦ノ諸権ヲ具有スル に窓ウ」 スル主人ニシテ行政権即チ宰相大臣ハ此委托 のスルナリ是レモ亦立憲国ノ専擅国ニ比 監督スルノ権アリ其他天賦ノ諸権ヲ具有スル ニスルノー事有ルノミ其大邑ヲ領シ高 属シテ各種ノ事務ヲ分掌スルニ過キサルノミ				且ツ專擅ノ制ヲ岁テ、立憲ノ制ニ入リテ後人
ルナリ是レモ亦立憲国ノ専擅国ニ比監督スルノ権アリ其他天賦ノ諸権ヲ具有スルルナリ是レモ亦立憲国ノ専擅国ニ比[28 ウ] スル主人ニシテ行政権即チ宰相大臣ハ此委托 フミナレ民タル者既ニ代議士ヲ出シテ政務ヲ スル主人ニシテ行政権即チ宰相大臣ハ此委托 スル主人ニシテ行政権即チ宰相大臣ハ此委托 スルノー事有ルノミ其大邑ヲ領シ髙		コト固ヨリ言ヲ待タサルナリ		シテ大ニ相勝ル所以ナリ
庶ノ膏血ヲ吸飲シテ其家ヲ肥スカ如 ノミ夫レ民タル者既ニ代議士ヲ出シテ政務ヲ ルト異ナルコト無シ專制国ノ貴族カ坐 ヲ受ケテ事務ヲ處理スル役徒タルニ過キサル と故ニ立法権即チ議院ハ民ノ為ニ事務ヲ委托 スルノー事有ルノミ其大邑ヲ領シ髙 [28ウ] スル主人ニシテ行政権即チ宰相大臣ハ此委托 展シテ各種ノ事務ヲ分掌スルニ過キサルノミ				キニ非サルナリ是レモ亦立憲国ノ專擅国ニ比
ルト異ナルコト無シ專制国ノ貴族カ坐				ナカラ民庻ノ膏血ヲ吸飲シテ其家ヲ肥スカ如
故ニ他ノ農工商賈カ自ラ封殖シテ巨 [28ウ] スル主人ニシテ行政権即チ宰相大臣ハ此委托ルカ如キハ彼輩カ自ラ経営シテ得ル 是故ニ立法権即チ議院ハ民ノ為ニ亊務ヲ委托入ルノ一亊有ルノミ其大邑ヲ領シ髙				財ヲ積メルト異ナルコト無シ專制国ノ貴族カ坐
ルカ如キハ彼輩カ自ラ経営シテ得ル 是故ニ立法権即チ議院ハ民ノ為ニ事務ヲ委托入ルノ一亊有ルノミ其大邑ヲ領シ髙		スル主人ニシテ行政権即チ宰相大臣ハ此委托		所ナルカ故ニ他ノ農工商賈カ自ラ封殖シテ巨
属シテ各種ノ事務ヲ分掌スルニ過キサルノミ		ハ民		貲ヲ擁スルカ如キハ彼輩カ自ラ経営シテ得ル
	29 ウ			士ノ列ニ入ルノ一亊有ルノミ其大邑ヲ領シ髙

諤々トシテ昔日ニ流行シテ今日ニ流行セサル		レハ其文章偉麗ナルコト能ハス其韵礎□鏗鏘ナ
豈ニ論理法ノ最モ見易キ者ニ非ス乎何ソ侃々		ニ通シ諂笑諛謔シテ媚ヲ賣リ愛ヲ買フニ非サ
鮮ヲ茹ラヒ軽煖ヲ著クルノ愈ルニ如カス是レ		テ或ハ現ニ身ヲ仕籍ニ列シ或ハ暗ニ謁ヲ門閣
リハ寧ロ首ヲ俛シテ鍼黙シ妻子ト團栾シテ新	31 ウ	カ如シト虽トモ細ニ覘察スル時ハ実ハ然ラスシ
自ラ寒餓シテ死シ且ツ寒餓シテ死セシムルヨ		巧トスル者ノ如キ最モ権勢ノ境界ト交渉無キ
ハ一家数口ノ者復タ活スルコトヲ得ルノ道無シ		文藝ヲ以テ自ラ髙シトスル者工技ヲ以テ自ラ
ハタニハ則チ罷黜ノ状至ル禄俸ノ賜ヲ獲サレ		滴ヲ乞受シテ其滋液ニ霑フコトヲ知ルベシ即チ
可ラサルナリ朝ニ抗議シテ侃々ノ言ヲ発スレ		問ハスシテ其必ス陽ニ或ハ陰ニ官家私恩ノ淋
丈夫ノ操守有ル時ハ一日モ官職ニ在ルコトヲ得		廛肆宏大ニ其厰屋壮廓ニ其使役衆多ナル者ハ
守有ル乎若シ自尊ノ気象有リ自重ノ意態有リ		賈ヤ其他百般生業ヲ営ムノ徒其田疇廣博ニ其
自尊ノ気象有ル乎自重ノ意態有ル乎丈夫ノ操		必ス官家ノ庇廕ヲ借ラサルヲ得ス農ヤ工ヤ商
ニ非ス乎今彼ノ百官有司ノ状ヲ観察セヨ果テ		摸ヲ擴張シテ大ニ為スコト有ラント欲スル時ハ
ラ重ンシテ肯テ屈下セサルコト是レ丈夫ノ操守		即チ市井ニ居テ一業ニ服スル者ト虽モ苟モ規
ノ状態ヲ摸冩スル者ニ非ス乎人々自ラ尊ヒ自	[31 オ]	賎シク現ニ任ニ就キ吏僚ニ列スル者ニ論無ク
夜ニ憐ヲ乞フテ白昼ニ人ニ驕ルトハ正ニ此輩		在リテハ官途ノ生甚タ貴クシテ民間ノ生甚タ
昔人所謂官ヲ公朝ニ受ケテ恩ヲ私門ニ拝シ暗		ルノミ何ノ自由カ之レ有ラン且ツ此種ノ国ニ
ハ百官有司ニ至リテハ果テ如何ノ状ヲ為スヤ		藉セラレ或ハ抽抜セラレテ中道ニシテ枯夭ス
夫レ文藝技術ノ士ニ在リテ猶此ノ如クナル時		官ノ如シ苟モ芽ヲ発シ根ヲ挿サム時ハ或ハ踏
ロニ待ツヘキナリ		我カ情意ヲ抑□シ譬へハ猶途上ニ偶立セル草 『清傳》(豪母)
モ血液ノ養ヲ得サル時ハ其枯落スルコト立トコ		スルカ我カ手腕ヲ掣係シ結社セント欲スルカ
官家ハ猶ホ心臓ノ如キ乎毛髪歯牙ノ強靱ナル(脳瀬ナル)(「類下頭		論ニ係リテハ我カ唇舌ヲ鈐戻シ岁版セント欲
ルコト能ハスシテ其方伎髙妙ナルコト能ハス嗚呼		レ有ラン教法ニ係リテハ我カ心脳ヲ壓束シ言

其権利ノ分量ニ於テ彼此多寡ノ差別無キニ非		然ラサルナリ夫レ言ハント欲スル所ヲ言ヒ為
々皆盡ク諸種ノ権利ヲ□有シテ欠ル所無ク又		状態ト相似スシテ判然別人ナルニ非ス乎曰ク
テ始テ大成スルコトヲ得ル者ナリ何トナレハ人		トモ抑々亦矜驕シテ自ラ喜フ者ナリ前ノ卑屈ノ
セリト為ス可ラスシテ必ス更ニ平等ノ義ヲ獲		リ是レ荘重ヲ擬シ威嚴ヲ飾ルノ念ニ出ルト虽
フル時ハ自由ノ一義ハ未タ以テ制度ノ美ヲ盡		微晒シテ磊々落々ノ風ハ微塵モ有ルコト無キナ
然ト虽トモ夫ノ政亊的進化ノ理ヲ推シテ之ヲ考		レハ己レ徐ニ一諾シ彼レ哄笑スレハ己レ僅ニ
自由乎我レ汝ヲ棄テ、誰ト與ニ適帰セン		キテ竦立シ面ヲ側メテ横睨 シ彼レ十言ヲ発ス
テ髙尚ナラシムルコト誣ユ可ラサル者有リ嗚呼	33 ウ	スルニ至リテハ其倨傲ナルコト如何ソヤ身ヲ仰
食経営ノ間ニ益有ルノミナラス人ノ心術ヲシ		者ヲ近接シ若クハ己レノ下ニ位スル者ヲ待遇
此ニ由テ之ヲ観レハ自由ノ制度ハ獨リ民主衣		(垂) 管セス已レト地位ヲ等クシテ未タ相識ラサル
ニ我ヲ欺カサルナリ		儇巧浮滑ニシテ已レヲ屈スルコトヲ耻チサルニ
無ク專制国ノ人士ハ驕汰ニシテ物ニ傲ルト真		ル何ソヤ曰ク彼人士ノ善ク媚ヲ納レ侫ヲ呈シ
ニ曰ク自由国ノ人士ハ温雅ニシテ人ト忤フコト		ハ尤モ理ニ合シテ必ス然ラサルヲ得サルヲ見
取ルノミ是レ性理自然ノ勢ナリ故ニ西人ノ言		カモ亊ノ實迹ニシテ且ツ性理ノ學ニ徴スル時
反リテ驕傲ノ態ヲ為シテ自ラ平日卑屈ノ償ヲ		リ是レ實ニ失笑噴飯セシムルニ足ルト虽トモ而
以テ苟モ発舒シテ後害無キノ時機ニ逢フ時ハ		最モ人ヲシテ失笑噴飯セシムルニ足ル者一有
ノ情性ハ終ニ得テ磨滅ス可ラサル者有リ是ヲ		然ルニ凣ソ專制ノ治下ニ生存スル人士ニ於テ
ラスシテ巧ニ侫スルノ田地ニ至リタルモ天禀	[33 才]	気ヲ脱セサルノ甚キヤ
コト無ク久キヲ経テ遂ニ思ハスシテ善ク媚ヒ慮		カラスト為サス何ソ足下ノ愚頑ニシテ少年習
ヒ情ヲ抑ヘ痛ヲ自ラ剋戕シテ敢テ軽ク発スル		某官ヲ守レリ是レ足下官海ニ游泳スルコト久シ
コト丈夫児ノ本性ナリ然ルニ彼レ其初メ性ヲ忍		某衙ニ在リテ某職ニ服シ後ニハ某廰ニ在リテ
「型ン」サント欲スル所ヲ為シテ肆マニ自ラ舒暢スル		人物ヲ摸擬スルコトヲ須ヒン哉、足下前ニハ

才

に置ヲ推派シテ以テ新途ニ進入スルコトヲ喜ハス依然トシテ王制ヲ執守シテ今日ニ至レリ然レトモ深ク英国ノ政ヲ察スル時ハ名ハ立君ト日フト雖モ実ハ民主国ノ大統領□異ナル者ハ唯吉々相承ルノー事有ルノミ是ヲ以テ西土ノ學士政術ヲ論スルニ於テ徃々英國ノ制度ヲ以テ西土ノ學士政術ヲ論スルニ於テ徃々英國ノ制度ヲ以テ西土ノ學士政術ヲ論スルニ於テ徃々英國ノ制度ヲ以テ圧摸葛刺私スルニ於テ徃々英國ノ制度ヲ以テ正と獲葛刺私スルニ於テ往々英國ノ制度ヲ以テ圧摸葛刺私リテ其名有ルハ固ヨリ佳キモ其実無クシテ其名有ルカ如キハ事理ニ於テ未タ得タリト為サス且ツヤ王家儼然トシテ萬民ノ上ニ臨ミ吉々相ヒ承ケア夫ノ平等ノ大義未夕完全ナラサルヨリ英国人士中高亮ニシテ理義ヲ好ムノ徒ハ徃々更ニー歩ヲ進メテ自由ノ義ノ外又平等ノ一義ヲ并有シテ以テ民主ノ制ニ循フコトヲ願欲スル者解来シ怪ムコト無キナリ人類ナル者ハ他ノ動物ニ比スレハ夫ノ進化ノ理ニ循フコト尤モ迅疾ニニルスレハ夫ノ進化ノ理ニ循フコト尤モ迅疾ニ	モ其民資性沈毅ニ且ツ厚重ニシテ一時ニ盡ク	自由ノ制度ヲ擁立シテ大ニ国ノ光誉ヲ馳セシ [36オ]	第十七卋紀ニ在リテ英国ハ他ノ諸国ニ先チテ	者ナリト	制ハ自ラ其過チヲ知リテ僅ニ其半ヲ改メタル	界ニ畄マリテ已ムヘケン哉僕故ニ曰ク立憲ノ	コト能ハス夫ノ政事的進化ノ理ハ豈ニ當ニ此境	ノ上ニ在ラシメ平等ノ義ニ害シテ之ヲ改ムル	爵位ト称号スル無形ノ繍文ヲ施シテ他ノ物體	シテ国人ノ中ニ就キテ其若干数ヲ擇取シ所謂	自由ノ義ニ於テ得タリト為ス所以ナリ然リ而	権ヲ擁護シテ侵犯ヲ蒙ムルコト無ラシム是レ其 [35ゥ]	サルヲ知リ憲令ヲ規定シ法律ヲ設置シ民ノ諸	レス彼レ既ニ自由ノ旨義ノ必ス循ハサル可ラ	如キハ平等ノ大義ニ於テ畢竟欠ル所有ルヲ免	尊貴ノ族類有リテ大ニ他ノ物體ニ区別スルカ	(かき) イルカー (かき) イルカー (かき) イルカー (かき) イルカー (かき) イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イ	是故ニ立憲国ニ在リテ其君主及ヒ五等爵位ノ	等ニシテ且ツ自由ナルコト是レ制度ノ極則ナリ	ハ是レ避ク可ラサルノ勢ナレハナリサレハ平	利ノ量ノ寡キ者ハ自由ノ量モ亦寡キヲ致ス	サレハ権利ノ量ノ多キ者ハ自由ノ量モ亦多ク [35オ]
	ニ比スレハ夫ノ進化ノ理ニ循フコト尤モ迅疾ニ	頗衆シ怪ムコト無キナリ人類ナル者ハ他ノ動物		ニー歩ヲ進メテ自由ノ義ノ外又平等ノ一義ヲ	国人士中髙亮ニシテ理義ヲ好ムノ徒ハ徃々更	ケテ夫ノ平等ノ大義未タ完全ナラサルヨリ英		ス且ツヤ王家儼然トシテ萬民ノ上ニ臨ミ卋々	名有ルカ如キハ亊理ニ於テ未タ得タリト為サ	ハ固ヨリ佳キモ	然リト雖モ所謂名ハ実ノ賓ナルカ故ニ其実有	1)	瑞西ノ諸国ト別異スルコト無キハ此レカ為メナ	即チ民主ノ制中ニ列シテ北米聯邦及ヒ佛蘭西	スルニ於テ徃々英國ノ制度ヲ以テ垤摸葛刺私	事有ルノミ是ヲ以テ西土	其民主国ノ大統領□異ナル者ハ唯卋々相承ル	テ君主據有スル所ノ二三特権ヲ除非スル時ハ	フト雖モ実ハ民主国ト甚タ相異ナルコト無クシ	トモ深ク英国ノ政ヲ察スル時ハ名ハ立君ト曰	ス依然トシテ王制ヲ執守シテ今日ニ至レリ然レ	旧習ヲ擺脱シテ以テ新途ニ進入スルコトヲ喜ハ

制ハ正ニ政事的進化ノ理ニ係ル第三歩ノ境界 シテ學士論者ハ他ノ人類ニ比スレハ夫ノ進化 理ニ循フコト又尤モ迅疾ニシテ而シテ民主ノ

ヘシムル者有リ吾レ其何ノ故タルヲ○知ラスト 猶ホ人ヲシテ隱々然トシテ微ニ頭痛ノ患ヲ覺 立憲ノ制ハ整ハ則チ整ナリ備ハ則チ備ナルモ 知ラサルナリ我レ其故ヲ

カ如シ民主ノ制乎民主ノ制乎頭上唯青天有ル 二葛衣ノ軽キヲ著ケテ頭ニ鐵帽ノ重キヲ戴ク 、ミ脚下唯大地有ルノミ心胸爽然トシテ意気

雖トモ頭痛ノ患ハ現ニ有リ此レ猶ホ炎風ノ日身

ナルヲ知ラス始無ク終無ケレハ唯大虚ヲ大ナ 濶然タリ唯永劫ヲ永シトシテ前後幾億々年所

リトシテ左右幾億々里程ナルヲ知ラス外無ク

内無ケレハナリ

精神ト身體ト有ル者ハ皆人ナリ孰レヲ欧羅巴

人ト為シ孰レヲ亜細亜人ト為サン何ソ况ヤ英

名姓有リ相呼フニ便ナルカ為メナリ既ニ名称

、別號ヲ添ユルハ人ノ気宇ヲ小ニスルナリ智 誰某ト称スルヲ須インヤ名姓ノ上ニ於テ多 ii トキ ハ何ソ必ス更ニ英人誰某佛ノ誰某印度

.....

【抹消】 有ナリ其主人ノ身ナリ故ニ国名無ナル可ラス 慧ノ光線ヲ隔障スルナリ愛情ノ温波ヲ防遮ス ナリ国ニ一人ノ主有ルトキハ其国ハ其主人ノ

..... 故ニ英ト云ヒ魯ト云ヒ獨ト云フハ真主人所有(ノ某甲) (ノ某区)

地ノ名ナリ人々自ラ主トシテ別ニ主人無トキ

国名ハ唯地球ノ某部分ヲ指名スルニ過キサ

ノミ故ニ我ハ某国人ナリト云フハ畢竟地球

37 ウ

畛域有ルコト無シ敵讎ノ意ヲ生スルコト無シ然ラ 某部分ニ居ル者ナリト云フノ意ナリ我ト人ト

スシテ国ニー人ノ主有ルニ於テハ国名ハ其主

人ノ家号ナリ故ニ我ハ某国人ナリト云フハ畢

竟某国王ノ臣ナリト云フノ意ナリ此レ我ト人

ト畛域有ルナリ斯ニ於テ乎敵讐ノ意生スル有 ·地球ノ各部位ヲ割裂シ其居人ノ心ヲシテ相(民)

互ニ隔障セシムル者ハ王制ノ遺禍ナリ民主ノ

[39 オ

居民ノ心意ヲ隔障スルニ非サルナリ吉界人類(シテ相呼フノ便ヲ計ル) 制乎民主ノ生乎其某甲国ト云ヒ某乙国ト云フ 特ニ地球ノ部位ヲ劃分スルニ過キサルノミ

38 オ

、智慧ト愛情トラー 混シテー大円相ト為ス者

民主ノ制ナリ

...... 家ナリ人皆之ヲ知ル孟得士瓜ヤ空古ヤ立憲家 斯 邪噎 彌爾ヤ斯邊施爾ヤ彌児頓ヤ羅克ヤ民主

139

ナリ人皆之ヲ知ル瑪遠空ヤ拂布士ヤ亦民主家ナリ人或ハ未タ之ヲ知ラス苟モ書ヲ読ミ理義ヲ知リテ且ツ民主ノ説ヲ非トスル者ハ必ス為メニスル有リ苟モ為メニスル有ルトキハ其人

ā......

39 ウ

立憲ハ賢者ナリ民主ハ聖人ナリ印度ノ語ヲ為リ復タ霜雪有ルコト無シ漢土人ノ言ヲ学ハン乎制ハ春ナリ些ノ霜雪ノ気有リ民主ノ制ハ夏ナ

立憲ノ制ハ悪シカラス民主ノ制ハ善シ立憲ノ

コト何如ソヤ

ニ上リタリ然トモー蹴シテ民主ノ制ニ進入セシ佛蘭西ハ英国ニ比スレハ稍ヤ後レテ自由ノ途

歩ノ途ニ上ルトキハ失迷スルコト無シ佛人ハ其進人ハ沈毅ナリ佛人ハ剽悍ナリ英人ハータヒ進 (仮烈) (仮烈) (仮烈)

者ナラン哉彼レ其王路易第十六ノ頭ヲ斫リ其ムコト疾ク其退クコト鋭ナリ嗚呼彼レ豈真ニ退ク

能ハス敵刃創クコト能ハス一時ニ盡ク諸国ノ制シ人々背上皆平等ノ大圓光ヲ帶ヒ敵丸傷クコト(頭) (戴キ) (戴キ)

熱血ヲ掬取リテ之ヲ歐州諸国王ノ頭上ニ沃キ

キハ狂顚ニ似タル哉拿破崙第一ノ百挙百克シ度ヲ一変シテ平等ノ制ト為サント欲セシカ如

千戦千勝シテ孛墺魯英ノ軍能ク當ルコト無カリ

申近ニ向カニ尋常人類ノヒニマンカ為メナリ人カ平等顚病ノ熱気鼓舞セラレテ其體軀其精シハ其韜略ノ竒ナルニ由ルト雖モ抑々當時佛

然而テ佛人ハ俄然トシテ其平等大圓光ノ靈験神並ニ逈カニ尋常人類ノ上ニ岁シカ為メナリ

41オ

(虎) (リ) 約タル民主ノ天女ヲ放遣シテ獰悪ナル帝国,

ヲ忘却シテ反テ拿破崙旗旘ノ釆色ニ眩亂シ綽

40 オ

シテ百年前ノ時勢ニ退却シテ佛国社會ノ論理猛□ヲ豢養シ相率イテ自ラ其餌食ト爲シ甘ン(虎)

頓ニ其次序ヲ失ヘリ否是レ正ニ佛国社會ノ大文

すり佛国ハ神品ノ文ナリ突兀トシテ次序有ルコト無シ彼レ其章ナリ大波波瀾ナリ英国ハ能品ノ文ナリ前後次序整然

後路易彪立布ヲ踣シ査理第十ヲ踣シ拿破崙第三ヲ踣

サルコト是レ佛国文章ノ次序ナル哉冒頭ヨリ結末ニ至ルマテシテ民主ノ政益々□革小圓團ヲ成セリ嗚呼変動居ラ (斯=其 /

應接暇アラスシテ或ハ人ヲシテ爽快ナラシメ或ハ人ヲシテ

貨物殖□スルモ販路ノ求ム可キ無キヲ奈何セテ利益ヲ機械若クハ手技ニ収メント欲スル乎	有スル	ムレモ上也ノ素ヨノ夾トナレ暴カニとヲ専大怨ヲ民ニ買フコトヲ免レス田野ヲ闢キ農桒ヲ勧欲スル時ハ財用ノ給セサル重税苛歛シテ以テ	二水陸軍備ヲ張リテ他ノ強国ニ遜ラサラント萬ニ過キス舩艦ハ則チ十許艘ニ踰ヘス若シ大	他ニ憑恃ス可キ者有ルコト無シ陸軍ハ則チ十許ニ至リテハ理義ニ據リテ自ラ守ルニ非サレハ	固ヨリ難キニ非ス疆土狹小ニ民衆寡少ナル者テハ冨強ヲ以テ自ラ恃ミテ一代ヲ雄視スルコト	堅艦ヲ列シ民物殷阜ニ土産饒多ナル者ニ在リ夫レ大邦ニ雄壉シ百萬ノ精兵ヲ蓄へ百千数ノ	是時洋學紳士ハ一層音声ヲ揚励シテ曰ク且ツ	恕セヨをほろヲ得	古風ナリ英ハ程不識ナリ佛ハ李廣ナリ□□日耳曼ハハミケランジノ壁描ナリ英ハ少陵ノ律詩ナリ佛ハ大白ノ	書□佛国ハ一冊ノ院劇本ナリ英ハラファエルノ幀画ナリ佛(チリ) (トリ) (トリン) (ドリン) (ドリン) (ドン) (ト
42 ウ				42 オ						41 ウ
ノ園ト為シ學術ノ圃ト為シ單一箇ノ議院ヲコト無キヲ信スルノ意ヲ示シ一国ヲ擧ケテ道	犯ノ意有ルコト無キコトヲ示シ亦他国ノ此意ヲ挾シ城堡□夷ケ兵備ヲ撤シテ他国ニ對シテ殺人	民主平等ノ制ヲ韭立シ人々ノヲヲ人々ニ還へソヤ請フ言ハンニのである。	ラ足スコトヲ求ム可キノミナレハ則チ何ソ此カキハ愚ニ非サレハ狂ナリ唯務メテ自ラ守リ自	以テ本土財利ノ流注ヲ疏通セント欲スルカ如シ十百艘ノ舩艦ヲ発シ遠ク地ヲ境外ニ畧シテ	邦ノ民タル者今ニ於テ僅々十萬数ノ兵衆ヲ岁路ヲ通スルノ策既ニ固定セサル莫シ区々一小 [43オ]	スル所有ラサル莫クシテ自国貨物ノ為メニ販雖トモ伸フル所ノ威権軽重有リト雖トモ皆占侵	其他諸国ニ至リテハ據ル所ノ土地大小有リト	ヲ割有シ支那ニ於	自ラ肥ヤスノ計ヲ規畫シテ遺漏有ルコト無シ佛加彌利堅ノ諸洲至ル處地ヲ略シ氓ヲ移シ以テ	印度ヲ跨有シテ根本ヲ固メ凢ソ亜細亜阿非利ン試ニ欧州諸国財利ノ形勢ヲ一見セヨ英国ハ

置キ民ノ脳膸ヲシテ單一ナラシメ凢ソ丁年ニ (国) (分岐 ヲ断チ保獲税ヲ廃シテ経済的嫉妬ノ隔障ヲ除(除キ) 段ヲ得セシメ死刑ヲ廃シテ法律的残酷ノ縄具(絞) サラシメ大ニ學校ヲ起シ謝金ヲ要スルコト無ク 何ノ害有ル乎物化學家ヲ看ヨ苟モ発見スル所 ヲ行ハン哉之ヲ行フテ悪シケレハ止メンノミ 之ヲ毀ツコトヲ欲セサルナリ請フ試ニ一タヒン ヒサルナリ学術ノ圃ハ人之ヲ利シ之ヲ便トス 道徳ノ園ハ人之ヲ愛シ之ヲ慕フ、之ヲ壊ルニ忍 是レ其綱領ナリ細目ハ別ニ之ヲ審議センノミ」 睫ノ自由ヲ得會集者ハ其胫脚ノ自由ヲ得ル等 自由ヲ得筆者ハ其手腕ノ自由ヲ得讀者ハ其目 メテ論者ハ其唇舌ノ自由ヲ得聴者ハ其皷膜ノ シテ国人ヲシテ皆學ニ就キテ君子ト為ルノ手 以テ公選ト為シテ亦行政官ニ媚フルコトヲ須イ 行政官ニ媚フルコトヲ須イサラシメ並ニ法吏ヲ 上縣令ヨリ下戸長ニ至ルマテ皆公選ト為シテ 被選権有リテ皆一個ノ人ト為ラシメ地方官ハ 満チテ白痴瘋癲其他品行ニ係リテ障碍無キ者 □風俗ヲ傷敗シ若クハ禍乱ヲ煽起スルニ至ラ 貧富ヲ論セス男女ヲ別タス皆選擧権有リ皆

> 44 オ

准備ニ於テ大ニ奮発シテ大ニ滌蕩振刷ス可キ(炮勵)(い所有ル 度数ヲ計ヘテ苟モ其稀疎ナリシヲ認ルトキハ其 威怒ヲ奮フテ其輪蹄ヲ通スルハ已ムコトヲ得サ 其千数年ニータヒ怒ヲ発スル時ハ其怒タルヤ シ或ハ千数年ニータヒ怒ヲ発ス其怒ヲ発スル 或ハ稀踈ナル有リ或ハ百数年ニータヒ怒ヲ発 且ツ夫ノ神化神ハ常々蒞ミテ人類ノ頭上ニ在 (進) ステリー ラウォアジヱー 最モ愛ス可キ天下太平四海慶福ノ元素ヲ蒸餾(複合物質) 験室ト為サン哉吾脩或ハ卋界ノ最モ貴フ可ク レハナリ是故ニ夫ノ神ヲ奉スル政事宗ノ僧侶 **芟ラサルカ故ニ夫ノ神ハ其至ルニ及ヒ自ラ其** 實ニ懼ル可シ他無シ吾人々類ノ姑息ナルヤ夫 コト頻数ナル時ハ其怒タルヤ甚激烈ナラサルモ ルモ其威怒ヲ奮発スルコトハ或ハ頻数ナル有リ 士垤利刺暉士噎ト為ラン哉此レ即チ僕カ所謂 スルコトヲ得ン哉吾脩或ハ社会學実験的ノ布列スルコトヲ得ン哉吾脩或ハ社会學実験的ノ布列 ニ亜細亜ノ小邦ヲ以テ民主平等道德學術ノ試 ハ各々其国ニ於テ古来夫ノ神ノ怒ヲ発シタル ノ神ノ□温仁ノ顔ヲ示シ和柔ノ声ヲ垂ル、ノ 策ナリ 」、路ニ横ハルモ除カス荊棘、 下自由ノ 迳ニ満ル モ

44 ウ

> [45 ウ]

[45 オ] 有ルトキハ試験室ニ入リテ試験スルニ非ス乎試

「48 オ」	禍乱ニ免レサル乎然ラサルナリ姦雄ノ徒常ニ		竭シテ輿望ヲ釣弋スルコトヲ求メテ躁進ノ風終
	然ラサルナリ大統領改選ノ期ニ遇フ毎ニ常ニ		ラ進ミテ統領ノ職ニ登ルコトヲ冀幸シ百方策ヲ
	其民皆君子ニ其俗皆諄粹ニシテ欠ル所無キ乎		テ民主ノ国ニ在リテハ苟モ志気有ル者ハ皆自
	者ヲ観察セヨ北米聯邦ヤ佛蘭西ヤ瑞西ヤ果テ		尊貴ニシテ衆ニ夸耀スルニ足ル者有リ是ヲ以
	ナリ且ツ方今現ニ民主ノ制ニ循フテ治ヲ為ス		リテ立ツト雖モ他ノ人民ニ比スル時ハ固ヨリ
	ノ運ヲ妨阻スル者ナリ著實ナルニ似テ実ハ非		ヲ願欲スルハ人ノ情ナリ大統領ノ職選挙ニ頼
	嗚呼是言ヤ此レ所謂老生ノ常談ナリ天下進歩		挙国潰乱スルヲ免レス□□尊貴ノ位ニ在ルコト
	下ノ度ニ適當セサル可ラサルノ意ヲ言ヘリ		豪ノ非望ヲ覬覦スルニ遇フトキハ官民觧體シテ
] ノ書ニ於テ並ニ諸制度ヲ論シテ其必ス民俗髙	[46 ウ]	故ニ其威厳遠ク帝王ニ遜ル有ルヲ以テ一日姦
	律ノ精神ノ書ニ於テ斯邾遏彌児ハ其代議政論		ニ首長□ルモ衆民ノ選挙ニ頼リテ職ヲ獲ルカ
- 47 ウ	害無キ者ト謂フ可シ是ヲ以テ孟得士瓜ハ其法		□ヲ為スニ足ランノミ大統領有リテ行政ノ職
	似タル有リテ畢竟此両制度ノ利ヲ併有シテ其		俗既ニ完キニ非サレハ民主ノ制ハ祗タ以テ乱
	リ其人民ノ自由ナルヨリシテ言へハ民主国ニ		行スルニ於テ甚タ難キ者有リ智識既ニ進ミ風
	ヲ鎮壓スルヨリシテ言へハ專制国ニ類スル有		人或ハ云ハン民主ノ制ハ誠ニ理ニ合スルモ実
	ニ居ル者ナリ其君位ノ尊厳ナルカ為メニ非望		不自由不平等ノ法律是レナリ
	立憲ノ制ハ君相專擅ノ制ト民主ノ制トノ中間	女当 ノ 利し言これ ノインゴー	ノ人類ノ上□昂ル者是レナリ荊棘トハ何ソヤ
	自由ノ権ヲ守リテ喪ハサルコトヲ得ルナリ故ニ	田キヽ皮ン成ニ可ノ・シノヤー 「単型シラ質	ノドレ能所7能ビ申1重各ヲ更塞ノテカラニも憂ろヲカコドハウノ無作無業ニシテ貴属イロコタサカタルスイリーカララインゴロラーサンロ゙ルルルスシラトルロースードロードロードロードロードロードロードロードロードロードロ
	□モ敢テ自ラ肆ニスルコト能ハスシテ民庶皆其	さん さく と 留	近りには、サレビボー接近する服務を終立す賛可となる事実を進した後子ノ笑ト為ルヲ免レス所謂嚴石トハ何ソヤ後子ノ笑ト為ルヲルス所謂を持つこれなる。
	` 二	[46 才]	六ト為ラシメテ君ニ禍ヒシ民ニ禍ヒシテ且ツ
	テ以テ非望ヲ鎮壓スルニ足リテ又憲法ノ貴重		ヲシテ英王査理第一ト為ラシメ佛王路易第十
[47 オ]	ノ制ニ至リテハ此ニ異ナリ帝王ノ職常主アリ		テ意ヲ用ヒサル時ハ数十百年ノ後或ハ其君主
	ニ得テ防ク可ラス此レ民主国ノ大患ナリ立憲		ナリ若シ政亊家ノ僧侶タル者深ク此道理ニ於

ルコト無クシテ專ラ條約誓盟ノ末ヲ頼ミテ以テシテ唯旧来ノ制度ニ沿因シテ略ホ更革ヲ加フ		ールノ説ヲ賛称シ其雄偉ノ茟ヲ振フテ サンピ 自ラ聰トセリ獨リジャンジャツクハ酷タ サ ンピヱ
スシテ當時各国ノ形勢□於テ曽テ心ヲ畄メス終ニ得テ望ム可ラスサンピヱールハ此ニ慮ラ終ニ得テ望ム可ラスサンピヱールハ此ニ慮ラ	49 オ	聞キ猶ホ一二嘲謔ノ言辞ヲ放チテ自ラ慧トシモ意ヲ社会進歩ノ運ニ畄メシモ聖比噎ノ説ヲニニン・ガンピエールノ高朗ニシテ尤
喜フノ一念常ニ之レカ厲階ヲ為セリ故ニ萬国時ハ帝王若クハ将相タル者功名ヲ好ミ武震ヲル所以ノ者其原因多シト雖モ細ニ之ヲ考フル		ト又甚キ者ハ或ハ聖比噎ヲ謔弄シテ空論家トタ寡クシテ徃々云ヘル□是レ終ニ行フ可ラスクヲ唱ヘシト雖モ當時此説ヲ善シトスル者甚
凡ソ古今諸国ノ兵ヲ挙ケテ相ヒ攻撃スルニ至ムルノ手段是レナリ		ノ時ニ於テ佛人アベールトサンピエール始テ萬国兵ヲ戢メ和ヲ敦クスルノ説ハ第十八卋紀ラシムルニ於テ欠ク可ラサルノ一亊ナリ夫レ
レハナリ云々ト但後卋学士輩未タサンピエーヲ粛尚スル者ハ當ニ務テ此田地ニ前徃スルコトヲ責尚スル者ハ當ニ務テ此田地ニ前徃スルコト	48 ウ	ノ制度ハ兵ヲ戢メ和ヲ敦クシテ地球一家ト為 生ヲ為スコト能ハスシテ人ニ頼リテ僅ニ生ヲ為 スカ如キハ豊羞ツ可キノ甚キニ非ス乎 (止萬ヲ合シテ)族 (世高)ラウラ(族)
ホニ存セサル可ラサルノー書ナリト其後獨乙 ・ 一事の大力ントモ亦サンピエールノ音趣ヲ祖述シ萬 国平和ト題号スルー書ヲ著ハシテ兵ヲ寢メ好 国平和ト題号スルー書ヲ著ハシテ兵ヲ寢メ好 ヨアカスル事ノ必要タルコトヲ論道セリ其言ニ ・ おうない事ノ必要タルコトヲ論道セリ其言ニ ・ おうない。 ・ おうない。 ・ おうない。 ・ おうない。 ・ おうない。 ・ はいい。 ・ はいいい。 ・ はいい。 ・ はいい。 ・ はいいい。 ・ はいいい。 ・ はいいい。 ・ はいいい。 ・ はいいい。 ・ はいいいい。 ・ はいいい。 ・ はいいいい。 ・ はいいい。 ・ はいいい。 ・ はいいい。 ・ はいいい。 ・ はいいい。 ・ はいいいい。 ・ はいいいい。 ・ はいいいい。 ・ はいいいい。 ・ はいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい		大ナリ同一人類ノ身ニシテ自己ノ権ニ頼リテ とニシテ安寧ヲ得ル時ハ是レ其安寧ノ福利ハ ミニシテ安寧ヲ得ル時ハ是レ其安寧ノ福利ハ 自己ノ自由ノ権ニ頼リテ得ル所ニ非スシテ君 自己ノ自由ノ権ニ頼リテ得ル所ニ非スシテ君 主ニ頼リテ得ル所ナリ吁嗟君主モ人ナリ我モ

49 ウ

カントノ言ニ曰ク萬国兵ヲ寢メ和ヲ敦クスル		中ニテ宗教ノ爭ト人種ノ爭トノ如キハ近日既
٧		ナリ曰ク商法ノ爭ナリ顧フニ此四種ノ原因ノ
旨趣ニ合セシムルコトヲ得タリ茲ニ其言ヲ挙ケ		系統ノ爭ナリ曰ク宗教ノ爭ナリ曰ク人種ノ爭
豊哉〉リ益々此説ヲ擴充シテ其レヲシテ理学精粹ノ		ソ戦ノ由リテ起ル所ノ者其目四有リ曰ク王家
リジャンジャツク之ヲ頌賛シ其後獨人カントニ至		アコラース又諸国戦争ノ種類ヲ論シテ曰ク凢
サンピエール一タヒ萬国平和ノ説ヲ唱ヘシヨ		固ヨリ法律ト為スコトヲ得スト
ナリ	51 才	任スル法衙無ク又懲罰ヲ司トル公吏無シ是レ
形ノ青趣ニ頼リテ隣国ニ勝ルコトヲ求ムル是レ		ルノミ卋ノ所謂公法モ亦此ノ如シ既ニ施行ニ
腕力ニ頼リテ隣国ニ勝ルコトヲ求メ民主国ハ無		道德ハ履行スルト否サルト唯人々ノ衷情ニ在
点ニ存スルノミ之ヲ要スルニ立君国ハ有形ノ		リ否サレハ竟ニ真ノ法律ト為ス可ラス若夫レ
コトヲ求ムルハ特ニ学術ノ精ト財利ノ冨トノ二		ツ又違犯スル者有ル時ハ必ス之ヲ懲罰スル有
愛ノ情ノ三者ヲ以テ、根基ト為シ其隣国ニ勝ル		必ス之ヲ司掌シ之ヲ施行スルノ公官有リテ且
夫レ民主ノ国ニ至リテハ自由ノ理平等ノ義友		中ニ列セス其意思ヘラク凢ソ法律ト云フ者ハ
口ニ藉キテ兵ヲ弄スルニ至ル者多キニ居ル若		法ヲ取リテ之ヲ道德ノ中ニ列シテ之ヲ法律ノ
ハ宰相其功名ヲ収ムルカ為メニ瑣屑ノ名義ヲ		スハ其諸種法律ノ區別ニ於テ卋ノ所謂萬国公
ル時ハ其原因孰レニ在ルヲ問ハス或ハ帝王或		是故ニ近時佛蘭西ノ理学士ヱミールアコラー
王家系統ノ爭ナリ而シテ更ニ其秘蕰ヲ捜抉ス	50 ウ	其桀驁ノ志ヲ尼ムルニ足ラン哉
-スノ所謂商法ノ爭ニシテ此後ノ者ハ其所謂		強キニ及ヒテハ載書千紙有リト雖モ豈ニ復タ(温*)
ヲ用ユル者實ニ多キニ居ル此前ノ者ハアコラ		締ヒテ自ラ紓フルコトヲ求ムルモ一旦国富ミ兵
カ為メカ或ハ王家嗣續ノ権ヲ爭フカ為メニ兵		我レ弱ケレハ已ムコトヲ得ス一時和ヲ講シ盟ヲ
在リテハ土地ノ要勝若クハ貨物ノ販路ヲ爭フ		将相ハ唯彼我強弱ノ勢是レ察シ彼レ强クシテ
ニ跡ヲ斂メテ復タ力ヲ逞クスルコト無シ今日ニ		平和ノ実ヲ得ント欲セリ殊ニ知ラス彼ノ帝王

52 オ

シテ礮弾交々死ヲ放チ銃丸互ニ創ヲ送リ肝脳	二於テ少モ恤フル所ニ非ス何ソヤ両軍既ニ接	民ノ血ヲ灑キ其民ノ財ヲ糜スルコトハ帝王ノ意	国ノ所有者ニシテ国士ノ員ニ非サルカ故ニ其		戦端ヲ聞クノ理有ラン哉	(罪) (ボヤ) (ボヤ) ア此ノ如クナル時ハ民タル者豈ニ自ラ好ミテ	タ発スルコトハ避ク可ラサルノ勢ナレハナリ果	リ怨結ヒテ一旦和ヲ講スルモ久カラスシテ復	可ラス何トナレハ戦一タヒ交ハル時ハ禍連ナ	ナリ而テ此種ノ国債ハ終ニ償却シ尽スコトヲ得	後国債ヲ募集シテ善後ノ策ニ任スル者モ亦民	セラレテ其害ヲ受ル者ハ即チ民ナリ事平クノ	充ル者ハ即チ民ナリ盧舎焚焼セラレ田野踏藉	執リテ闘ヲ者ハ即チ民ナリ金ヲ岁シテ軍費ニ	ヨリ生スル所ノ災禍ハ誰カ之レニ當ル乎兵ヲ	有ラン哉、二国相攻撃スルモ方リテ凡ソ戦	ナル時ハ豈ニ復タ自ラ好ミテ相屠斬スルノ理	ター・ポスシテ己レノ有ナリ民茍モ自ラ有シ自ラ主	ノ制ニ循フ時ハ是レ民ノ身ハ復タ君主ノ有ニ	ノ制ニ□フニ非サレハ不可ナリ諸国既ニ民主	
53 ウ										53 オ										52 ウ	
ラ慰ムルコトヲ得セシム汝或ハ汝ノ財賄ニ於テ	時ハ彼ノ法律ハ速ニ之ヲ懲ラシテ汝ヲシテ自(罰)(罰)	ラシム即チ兇暴人有リテ敢テ害ヲ汝ニ加フル	財汝ノ家室ヲ護リテ横サマニ害ヲ蒙ムルコト無	査 二在リテハ民刑諸種ノ法律有リテ汝ノ身汝ノ	嗚呼欧洲幾億数自由ノ人民ヨ汝等各々汝ノ国	シテ皆凞々皡々トシテ生ヲ懐ンセシメサル乎	ヒ傾ク者ハ之ヲ覆ヘシ大塊上幾億々ノ生靈ヲ	汝ノ輪ヲ轉シ汝ノ蹄ヲ運シ裁ユル者ハ之ヲ培	シモ然ラサルヲ見ル嗚呼進化ノ理乎何ソ速ニ	的進化ノ理ヲ推シテ之ヲ考フル時ハ未タ必ス	ト欲ス其言夸大ナルニ似タリト雖モ夫ノ政事	シ然後宇内萬国ヲ合シテ一大聯邦ヲ組成セン	クスルノ説ヲ唱フル者ハ皆民主ノ制度ヲ主張	是故ニ近時欧洲諸国ノ學士中兵ヲ寢メ和ヲ敦	テ畢竟戯樂ノ一種タルニ過キサルノミ	ヲ求ムルニ外ナラスシテ所謂戦ハ帝王ニ在リ	ハ其民ノ性命ト財産トヲ賭ニシテ自己ノ功名	メ兵ヲポスヤ軽些ノ名義ヲ以テ口ニ藉クモ実	飲シテ略ホ平日ト異ナルコト無シ且ツ彼レ其初	ハ或ハ苑中ニ在リテ游猟シ或ハ宮裡ニ居テ宴	
	r F C	- 54 ウ										54 オ									

之ヲ弭ムコトヲ得可ラス……、 殺スルカ為メナリ汝カ盧舎ヲ□灰スルカ為メ ム是ハ則チ汝ノ生タル蛮野交闘ノ危キヲ岁テ(難) ヲ得可ラス火ノ屋宅ヲ焼キ水ノ舟舩ヲ覆スヤ 之ヲ防クコトヲ得可シ隣敵ノ硝弾ハ之ヲ避ルコト 可シ瘡疾ノ其威ヲ肆マ、ニスルヤ石炭酸以テ 瘡ノ其毒ヲ傳フルヤ牛痘以テ之ヲ避ルコトヲ得 リ家族ノ集合ナル国ト国トハ蛮野ノ危ナリ痘 ル可ラス スルト雖モ明日或ハ屍ヲ原野ニ暴スモ未タ知 震衝スルカ為メナリ汝今日枕ヲ髙フシテ安眠 ナリ其搆造スル所ノ銕艦ハ汝カ臨海ノ屋榭ヲ「冰雷」 鍛スル所ノ煩礮鎗銃ハ一日汝ヲ一発ノ下ニ轟 轉シテ汝カ四境ノ外ヲ視察セヨ汝カ隣人ノ鑄 チ彼ノ法吏ハ明文ニ據リ處断シテ償ヲ取ラシ(公平ナル) ヒスシテ唯一紙ノ書ヲ持シテ发訴シテ足ル則 損害ヲ受クルコト有ルモ起チテ與ニ闘フコトヲ須 保險ノ制以テ之ヲ償コトヲ得可シ隣敵ノ兵禍ハ 人ト人トハ文明ノ生ナリ家族ト家族トハ文明 安ナリ人ノ團聚ナル民ト民トハ蛮野ノ生ナ ・文明制度ノ安キニ入ルコトヲ得タリ更ニ眸ヲ(靖) 日汝ヲ屠殺シ汝カ田宅ヲ焼暴シ汝カ港湾ヲ〔漸〕〔汝ヲ創戕シ〕 汝真ニ汝カ隣敵カ 55 ウ 55 オ 其レ米利堅乎心神頑鈍ニシテ敏ナラス手足重 テ顧ミス專ラ家業ヲ勤メテ多ク財ヲ致ス者ハ ヲ見テ其心中種々ノ憂慮有ルコトヲ知ラス妄こ

テ一箇ノ狂国有ルヲ見ル其歴卋君主ノ孫謀ヲ〔顚〕 光ト為シ侵略ヲ以テ国是ト為シ人ノ土ヲ奪ヒ 鎖毀セサルヤ汝カ銕艦ヲ焚燬セサルヤ(銷) | 喪破スルコトヲ憂フル乎汝何ソ速ニ汝カ□| | (質 観テ知ル可シ……、 スル者ハ真ニ狂国ナル哉我レ欧洲ノ東偏ニ於 第十九卋紀ノ今日ニ在リテ真ニ武震ヲ以テ国 人ノ民ヲ殺シ必ス地球ノ所有主ト為ラント欲 劇藥ヲ投シテ其効力ノ意外

56オ

ナリ呉下ノ阿蒙ヲ悔リ反リテ屈ヲ受ケテ自ラ(毎) 憤恨スル者ハ佛蘭西ナリ多ク田宅ヲ買ヒ貨財 二激甚ナリシヲ見テ自ラ驚悔スル者ハ日耳曼

ヲ積ミテ人ノ来リ攘ムコトヲ畏レ百方防禦ニ苦 ム者ハ英吉利ナリ児童カ大人ノ姿睢猖狂スル

ナリ顚狂人四五人相共ニ棍棒ヲ揮フテ乱鬪ス 欽羨シテ其列ニ加ハラント欲スル者ハ伊答利 ノ間ニ居テ可憐ノ嬰児カ嬉戯游笑シテ反リ

利堅乎米利堅乎田舎武士カ妄ニ藩ノ名誉ヲ拘(封建族国ノ) 負シテ交々勇ヲ賈ヒ互ニ疾視スルヲ観テ笑フ テ創傷ヲ免ル、者ハ其レ白耳義荷蘭瑞西乎米

ト為レリ孛漏生一日亦孛漏生人ノ孛漏生ト為 ネテ反リテ自	二非サルナリ佛蘭西ハ既ニ佛蘭西人ノ佛蘭西 怯ニシテ交々R	人ハ皆文明人ナリ皆學術人ナリ皆稀突ノ武夫 ツ其君ニ福ヒ・		ルヤ	漏生ト佛蘭西人ノ佛蘭西トハ果テ何ノ怨カ有		16 17 17 18 19 19 19 19 19 19 19	テ又怨ヲ報ヒタリ世々相攻伐シ卋々相報復ス [57ウ] ハ終ニ汝ノ有ト為ルコト能	之ニ克チ近日維廉帝ノ孛漏生ハ佛蘭西ヲ敗リ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	其後拿破崙第一ノ佛蘭西又妄ニ日耳曼ヲ伐テ 不幸ニシテ豪:	第二ノ孛漏生ハ佛蘭西ヲ敗リテ怨ヲ報ヒタリ	蘭西妄ニ日耳曼ヲ伐テ之ニ克チ其後非列垤利	両人實ニ一體ヲ為セリ其後王路易第十四ノ佛	佛蘭西ヤ日耳曼ヤ査理大帝ノ時ニ在リテハ此	サルナリ汝何ソ盲ナルヤがより、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	ル有ルヲ見サル乎彼レ其至ル所未タ量ル可ラ	者ハ亜細亜ノ諸島乎 、咄、汝其中一神童ノ在 魯失亜人ノ魯		朋ヲ為シテ時々他ノ兇童ノ来リ虐スルニ苦ム [57オ] 突ノ武夫ナリ:	57 才	国 57 才
ネテ反リテ自ラ危クス諸弱国タル者何ソ自ラ	怯ニシテ交々畏レ互ニ惮リテ兵ヲ蓄へ艦ヲ列	ツ其君ニ福ヒセサルヤ地球上諸強国多クハ皆	者何ソ進ミテ民主ノ制ニ入リテ自ラ福ヒシ且	ヒシ或ハ将ニ其君ニ禍ヒセントス諸小国タル	テ立君ノ制ヲ守リテ自ラ禍ヒシ且ツ其君ニ禍	今一言センニハ地球上諸大国多クハ皆愚ニシ		ト為ルコト能ハスシテ怪物ノ有ト	ヲ聴クコト勿レ汝若シ誤リテ其言ヲ聴ク時ハ汝	不幸ニシテ豪傑ノ怪物出ル時ハ慎テ其言フ所	怪物ヲ岁サ、ルコトヲ是レ務メヨ	英ヤ佛ヤ魯ヤ曼ヤ汝唯汝ノ児子中ニ	ハヒムコトヲ魯失亜□得サルニ因	ナリ故ニ其或ハ暴ヲ亜細亜阿非利加ニ肆マ、	亦文明人ナリ學術人ナリ財ヲ積ムコトヲ好ム者	ル吾レ固ヨリ其深意有ルヲ知ルナリ英吉利モ	魯失亜人ノ魯失亜ト為ラン乎虚無黨ノ暴亢ナ		女モ尓歴山帝ノ魯夫臣ヲ失ノテ	丿女モ尓歴山寄ノ魯夫亜ヲ去ノテト為ルヲ見ル魯失亜乎魯失亜乎狶	突ノ武夫ナノ女モが歴山帝ノ 魯夫亜ヲ去ノテ結ヒテ友朋ト為ルヲ見ル魯失亜乎魯失亜乎獝蘭西ノ機敏ナルヤ孛漏生ノ沈重ナルヤ吾レ其
59 オ										58 ウ											58 才

大亊ヲ断スルコト是レ政亊家ノ動スレハ計ヲ	洋學紳士對テ曰ク否々一時ノ幸ヲ倖トシテ国	トシテ之ヲ援輔スルコトヲ冀幸スルニ非ス乎 (来リ) /ク/ (サル無キヲ得ン) 如キ民主国カ其志ヲ偉ナリトシ其業ヲ竒ナリ	ヘルコトヲ欲スルハ其意竊ニ米利堅佛蘭西ノ	(セシメント) 弱小国ノ速ニ民主ノ制ニ循ヒ且ツ速ニ兵備ヲ	「ニ動メテ」 リ但一事ノ請問ス可キ件有リ抑モ紳士君カ諸	豪傑ノ客曰ク紳士君ノ旨趣ハ僕詳ニ之ヲ觧セ	ル間ハ真ノ治平ハ終ニ望ム可カラスト信ナル哉」	ル哉學士ナル哉古人云ヘリ理學士政ヲ秉ラサ	事家ハ天下ノ最モ政事ニ拙ナル者ナリ學士ナ	ル所以ナリ學士ナル哉學士ナル哉今ノ所謂政	政事家ノ之ヲ狂トナルコト是レ正ニ僕ノ自ラ夸[8		レニ之ヲ掲ケン政亊家ハ恐クハ之ヲ	ン乎彼国新聞記者ハ或ハ其雑報欄中ニ於テ戯	德武爾屈ニ游ヒ力ヲ竭シテ君ノ髙論ヲ唱道セ	「品」 (計)	(革) は、 (素) は、 (素) は、 (ま) は、 (ま) は、 (ま) できまり (ま) できまり はいまい はい	豪傑ノ客膝ヲ進メテ曰ク紳士君ノ言ハ誠ニ學		断シテ兵ヲ撤シ艦ヲ散シテ以テ安キニ就カサ
IJ	ケテ死センノミ別ニ奇巧ノ策有ルニ非サルナ	[60オ] ハンノミ汝何ソ無礼無義ナルヤト因テ弾ヲ受薪儼ヲ装シテ我ニ擬スル時ハ我衆大声シテ日	公等速ニ去リテ国ニ帰レト彼レ猶ホ聴スシテ	シ公等ノ来リテ吾侪ノ国亊ヲ擾スコトヲ願ハス	共ニ治ヲ施シ政ヲ為シテ爭訌スルコト有ルコト無	コト有ラス幸ニ責ラル、ノ理有ルコト無シ吾侪相	容トシテ曰ハンノミ吾侪未タ礼ヲ公等ニ失フ	ノ願フ所ハ我衆一兵ヲ持セス一弾ヲ帶ヒス従	ルニ於テハ吾侪各々自ラ計ヲ為サンノミ但僕	コト無キヲ知ル若シ萬分ノ一此ノ如キ兇暴国有	[59] 洋学紳士曰ク僕ハ断シテ此ノ如キ兇暴国有ル	フ時ハ之ヲ如何	レノ兵備ヲ撤スルニ乗シ兵ヲ遣ハシテ来リ襲	豪傑ノ客曰ク然ハ則チ若シ兇暴ノ国有リテ我	ン	如キハ皆自ラ彼輩ノ亊ナリ我レ何ソ與リ知ラ	ノ属カ萬国均勢ノ義ニ由リテ我ヲ保護スルカ	竒ナリトシテ我ヲ援輔スルカ或ハ他ノ魯英獨	米利堅佛蘭西ノ属カ我志ヲ偉ナリトシ我業ヲ	誤ル所以ナリ僕ハ唯理義ヲ是レ視ルノミ彼ノ

60 ウ

ハ愈々怯懦ナリ家鳬ハ禽中ノ最モ愚ナル者ニ靈慧ナル者ハ愈々猛勇ニシテ愈々蠢愚ナル者
靈慧ナル者ハ愈々猛勇ニシテ愈々蠢愚ナル者
サ、ルハ莫シ試ニ看ヨ生物ノ中ニ就キテ愈々
テ苟モ両間ニ呼息スル者皆殺獲ヲ以テ亊ト為
至情ナリ虎獅豺狼ニ論無ク虫蛾ノ類ニ至ルマ
リ且ツ勝ツコトヲ好ミテ負ルコトヲ悪ムハ動物ノ
キモ亊ノ實際ニ於テ畢竟避ク可ラサルノ勢ナ
士家ノ理論ヨリシテ言フ時ハ如何ニ厭忌ス可
豪傑ノ客乃チ云ヒケルハ抑モ戦爭ノ事タル學
テ僕二教ユル有レ
コトヲ得タリ豪傑君願クハ亦偉説ヲ垂示シテ以
シテ云ヘルハ紳士君ノ髙論ハ僕既ニ之ヲ聞ク
リシカ是ニ至リ更ニ自ラ一飲シ因テ二客ニ觴
南海先生ハ此答問ヲ聽キ黙シテ一言ヲ発セサ
心ニ依頼セサルコトヲ知ルナリ
乎幸ニシテ僕ハ明ニ他ノ衆人カ必ス此神ノ仁
ルヤ有名ナル進化神ノ霊験ハ果テ此ノ如キ者
丸ノ下ニ斃ル、ニ過キサルノミ談何ソ容易ナ
モ最後ノ一著ハ挙国ノ民手ヲ拱シテ一時ニ敵
奮フテ宇内ノ形勢ヲ論シ政亊ノ沿革ヲ述ヘシ
心ヲ錮蔽スルヤ紳士君カ数時間来滔々ノ辨ヲ
豪傑ノ客失笑シテ曰ク甚キ哉理學ノ旨趣ノ人
物 以

學術最モ精ナル者貨財最モ富メル者必ス勝ヲ明ノ力ノ驗温器ナリ二国将ニ戦ハントスル乎	備ハ各国文明ノ効ノ統計表ナリ戦争ハ各國文	益々衆ク武噐益々精ク城塁益々固シ是故ニ武	二世運益々進ム二及ヒ其戦ニ於テ兵ヲ用ルコト	佛獨魯最モ善ク戦フ者ナリ是故ニ史藉ニ據ル	善ク戦へリ羅馬善ク戦プ者近世ニ在リテハ英	者ナリ今ノ文明國ハ今ノ善ク戦フ者ナリ斯披	ノ史藉ニ徴スルニ昔ノ文明国ハ昔ノ善ク戦フ	テピマス豈復タ戦フニ暇有ラン哉是故ニ古今	フコト無キコト能ハス夫ノ野蛮ノ民ハ常々相爭フ	フコト無シ強盛ナル兵力有リ故ニ国ト国トハ戦	フコト無シ嚴明ナル法律有リ故ニ人ト人トハ爭	是故ニ文明国ハ必ス強国ナリ戦フコト有リテ爭	ノ実際ヲ奈何セント	奈何セン国ノ現ニ末節ニ狥フコトヲ奈何セン亊	僕ハ對ヘテ曰ハントス人ノ現ニ悪德有ルコトヲ	リ人若シ争ハ悪徳ナリ戦ハ末節ナリト曰ハ、	サル者ハ懦夫ナリ戦フコト能ハサル者ハ弱國ナ	争ハ人ノ怒ナリ戦ヒハ国ノ怒ナリ争フコト能ハ	何ソ虚心平気ニテ之ヲ述ヘサル乎	ナル哉若シ真ニ理ノ勝ツコトヲ好ムノミナラハ
64 ウ									64 才										63 ウ	
目ヲ瞑シテ反観シ流汗面ニ漲リ背ニ湛ヘテ自机ニ對シ椅ニ憑リ或ハ書ヲ披ヒテ呻吟シ或ハ	炎熱爞々トシテ蒸スカ如ク焼クカ如シ人有リ	ノ論語ナル哉	へ四海兄弟ノ情ヲ述フルカ如キハ真ニ陸秀夫	トス是時ニ於テ區々トシテ自由平等ノ義ヲ唱	蹂藉シ百千艘ノ闘艦ハ亜細亜ノ海ヲ攪破セン	シテ迸裂スル時ハ千百萬ノ兵卒ハ欧洲ノ野ヲ	ヲ堆積シテ地上ニ滚轉スルカ如シー時轟然ト	機ヲ視テ将ニ発セントスルノ勢ハ恰モ爆発藥	見スヤ魯英獨佛互ニ目ヲ瞋ラシ交々腕ヲ撫テ	地無キハ莫シ且ツ近日欧洲諸強国ノ為ス所ヲ	略セリ英吉利堅艦百餘有リ地球上到ル處殖民	讐ヲ日耳曼ニ報セント欲シ又新ニ地ヲ安南ニ	ニ伸ヘント欲ス佛蘭西モ亦兵百餘萬有リ将ニ	萬有リ既ニ佛蘭西ヲ蹋翮シテ将ニ威ヲ亜細亜	シ将ニ朝鮮ヲ併サント欲ス日耳曼モ亦兵百餘	魯失亜兵百餘萬有リ将ニ土耳古ヲ呑マント欲	二非ス乎	戦最モ強シ是レ其明證ニ非ス乎是レ亊ノ實迹	キ欧羅巴文明最モ進メリ故ニ武備最モ充テリ	獲可シ其武備殷實ナルカ故ナリ五洲ノ中ニ就
	65 ウ										65 オ									

レゴンは音交いはなり、唇が伝え用レルに肩ナ前ニ當リテ陣ス其衆ハ十萬ナル可シ十一二萬ナムニ隨フテ摧折ス晩秋ニ非レハ初冬ナリ敵軍	卒ノ焦頭裂脚ノ痛ヲ想像シテ真ノ痛ト為ス真卒ノ櫛風沐雨ノ苦ヲ想像シテ真ノ苦ト為シ兵且ツ紳士君ハ專ラ戦爭ヲ以テ不好亊ト為シ兵
風	国一戦ノ下ニ破敗ス国ノ樂タル其レ何如ソヤ」
[66ウ] ハ岡巒起伏シ蜿蜒シ屏風ヲ列ルカ如シ天晴レ『聖済ペーミラー』以下ノ家『東スプロニン』	□国先ヲ爭フテ盟ヲ我ニ納レ韜略竒ニシテ敵
廣野芒やトンテト星以内人家ヲ見ス四塁スレス武夫タル者何ソ死傷ヲ以テ苦痛ト為サンヤ」	≽钼ノ某策トノ弐等ノ貿各トノ某策ツニンテル者ハ各人ノ心ナリ国ヲシテ樂マシムル者ハ
呻吟シ目ヲ瞑シテ反観シ自ラ以テ苦痛ト為サ	国モ亦樂ム所無ル可ケン哉人ヲシテ樂マシム
士君カ祁寒ヲ畏レス炎熱ヲ怯レス書ヲ披ヒテ	シ皆快樂ヲ願ハサル莫シ人各々皆樂ム所有リ
レ卒徒ノ樂ナリ其樂タルヤ極テ大ナリ且ツ紳	業ヲ執リ一技ヲ脩ムル者皆勝利ヲ求メサル莫
三軍ニ冠タラン死スル乎名ヲ身後ニ留メン是	不序ノ劲敵ニ勝テ豊穣ヲ獲ルコトヲ樂ム其他一
ツ身ヲ挺シテ先登セン死セサルヲ得ル乎勇烈	ノ劲敵ニ勝テ巨利ヲ攫ムコトヲ樂ミ農夫ハ氣候
ハ我レ必ス勝ヲ一撃ニ决スルコトヲ得ン吾レ且	ントス其樂タルヤ極テ大ナリ商人ハ市道不振
銃ヲ放チ煙ニ乗シテ馳突シ風ヲ負フテ撞衝セ	種謬戻ノ劲敵ヲ撃破シテ真理ノ国都ニ進入セ
[66オ] テ敵ノ不意ニ岁テ一時ニ熕礮ヲ発シ一斉ニ鎗	ト為リ迭升法ヲ銃礮トシ迭降法ヲ舩艦トシ諸
ヲ繞リ此迳路ヲ過キ敵ノ後ニ岁テ敵ノ横ニ岁	大ナリ彼レ其腦中ノ智慧方ニー心衆力ノ將帥
騎ヲ遣ハシテ委曲其状ヲ審ニセリ我衆彼山腹	ノ樂ム所有ル乎樂ム所有リ其樂ミタルヤ極テ
若干里ニシテ某處へ止舎ス我カ大將徃キニ候	瞑シテ反観シテ自ラ其寒ヲ覺ヘス彼レ果テ何
新境界ナリ何ノ苦痛有ラン哉敵軍我ヲ距ルコト	対シ椅ニ憑リ或ハ書ヲ披ヒテ呻吟シ或ハ目ヲ
ルカ如ク勇ハ沸クカ如シ是レ別天地ナリ是レ	胸腹背脊一点ノ温素有ルコト無シ其人ヤ亦机ニ
勇ハ氣ヲ主トス両軍将ニ合セントス気ハ狂ス	ニ爐冷ニ硯水磨スルニ隨フテ氷結シ手足頭面
ノ苦ナラン哉真ノ痛ナラン哉戦ハ勇ヲ主トシ	ラ其熱ヲ覚ヘス冬夜將ニ五更ナラントス燈微

「70 オ	セント欲セハ輙チ来冦センノミ則チ我港湾ハ		ノ得ル所種々精妙ノ効果ハ皆資リテ以テ戎馬
	スルヲ得サル理由有ルカ故ナリ彼レ一日来冦		方今宇内萬邦ノ相競フテ武ヲ尚フヤ凡ソ學術
	ニ非ス彼レノ来冦セサルハ彼レ自ラ未タ来冦		豪傑ノ客曰ク僕過テリ請フ直ニ本論ニ入ラン
	ス是レ幸ナルノミ彼レ元来我ヲ畏ル、コト有ル		ル者ニ似タリ
	ス是レ幸ナルノミ我堡塁未タ焼夷ノ禍ヲ被ラ		善ク人情ノ快樂ヲ摸冩ス性理家ノ説ニ得ル有
	愚ニ非レハ狂ナリ我港湾未夕熕轟ノ害ヲ受ケ		南海先生曰ク豪傑君善ク人心ノ奥區ヲ捜抉シ
	此ヲ用テ以テ外侮ヲ禦カント欲スルカ如キハ		論ノ外ニ
	要スルニー時目ヲ怡ハスノ観ニ過キサルノミ		ヲ論ス一身ノ樂ヲ論スルニ非ス君モ亦少ク本
	テ其精鋭ヲ極ムルモ要スルニ児戯ニ等キノミ	- 68 ウ	洋學紳士曰ク豪傑君方ニ君ト與ニ国家ノ大計
	数十二踰ヘサルニ於テハ日々ニ錬習ヲ亊トシ		シ胸ヲ撫テ曰ク快ナル哉
69 ウ	テ我兵十萬ニ過キス彼レ千百ノ艦有リテ我艦		ム所ハ唯此レ有ルノミト因テ又一二杯ヲ連飲
	テ自ラ維持セン哉然ト雖モ彼レ百萬ノ兵有リ		気鋭ナリ各々其樂ヲ以テ樂ト為ス可シ余ノ樂
	ニ在リテ国ヲ為ス者軍政ヲ外ニシテ何ヲ恃ミ		南海先生是言ヲ聞キ微笑シテ曰ク公等年壮ニ
	フノ患無キ所以ナリ嗚呼此幾萬々虎狼ノ眼下		為サン
	テ進ミ敵港ヲ望テ駛リテ期會ニ後レ節度ニ違		君ハ茟墨ヲ以テ樂ト為セ僕ハ戎馬ヲ以テ樂ト
	数百千ノ艦隊カー号令ヲ待テ直ニ敵城ヲ指シ		ナリ其樂タルヤ極テ大ナリ、紳士君、紳士君
	テ力ヲ軍政ニ輸サ、ル莫シ是レ其百萬ノ兵衆		一死以テ驍名ヲ世ニ播サンノミ是レ大将ノ樂
	充ツ之ヲ要スルニ凡ソ百般ノ業皆轉注滙流シ		ノ武威斯ニ海外ニ光被セン捷ヲ得サレハ則チ
	或ハ以テ軍器ノ費ニ給シ或ハ以テ粮食ノ用ニ	「68 オ」	「U業) デ都二入リ地ヲ裂キ金ヲ要シ和成リテ我王国
	シ或ハ以テ城塁ヲ堅クシ農工商賈ノ業ノ如キ		服ス我レ捷ヲ得レハ銃劔敵ノ背ニ接シ長駆シ
[69 才]	物化ノ學算数ノ學ノ如キ或ハ以テ銃礮ヲ精ニ		ナリ我軍十萬皆剛烮ニシテ素ヨリ吾カ將略ニ
	ノ用ニ供シテ益々其精鋭ヲ極ム即チ物象ノ學		リ其士卒ハ頗ル精劲ニシテ其兵仗ハ頗ル鋭利

半ヲ割サルヤ其三分ノ一ヲ割サルヤ一紙ノ詔 肥腯ナル一大牲牛ナリ是レ天ノ衆小邦ニ餌シ 劣弱ナリ僕聞ク此邦兵百餘萬衆有リト然トモ サル時ハ或ハ亡滅ニ至ルモ未夕知ル可ラス是 テ其腹ヲ肥サシムル所以ナリ何ソ速ニ徃テ其 ク此邦制度有ルモ制度無キカ如シト是レ極テ 混擾シテ整ハス寛急用ヲ為スニ足ラスト僕聞 タリ是レ甚タ博大ナリ甚タ富貴ナリ而テ甚タ 忘レタリー大邦ノ在ル有リ僕偶マ其名ヲ忘レ 亜細亜ニ於テ乎阿非利加ニ於テ乎僕偶マ之ヲ 此策ニ従事セサルヤ ヲ増シ艦ヲ多クスルノ策有リテ存ス何ソ速ニ 哉今日ニ於テ我レ現ニ邦ヲ大ニシ邦ヲ富シ兵 トモ兵ヲ増シ艦ヲ多クシ邦ヲ冨シ邦ヲ大ニセ 可ラス艦少キモ之ヲ多クスルコトヲ得可ラス然 ト欲スルモ得可ラス兵寡キモ之ヲ増スコトヲ得 スルモ得可ラス邦貧ナル者ハ暴ニ之ヲ冨サン 然ト雖モ邦小ナル者ハ猝ニ之ヲ大ニセント欲 日ニ在テ衆小邦タル者其レ危殆ナル哉 我州郡ハ割裂セラレンノミ我都城……、嗚呼今 轟破セラレンノミ我城堡ハ焼夷セラレンノミ レ算数ノ理ナリ波蘭ト緬甸トヲ見スヤ幸ナル 71 オ 70 ウ 先ツ来ルカ我レ之ヲ與ヘン……、 然トシテ帝者ノ居ヲ為セリ故ニ我君上ハ我新 極テ宏麗ニシテ羽林ハ環列シ飛騎ハ圍屯シ儼(幾層ノ樓閣□挺然トシテ雲表ニ聳へ) シ某地ヲトシテ都ヲ奠メ新ニ宮殿ヲ起シ構築 海ヲ踰へ徃ニ我某道ノ軍ノ大捷ヲ得タルニ乗 隨へテ自ラ擁衛シ堅窂無比ナル某艦ニ御シテ 既ニ新大邦ヲ得タリ旧小邦ハ何ソ心ヲ留ムル 成ラン…… 旧小邦ハ如何カ之ヲ措置セン我レ フ可シ我小邦一変シテ魯失亜ト成リ英吉利ト 若クハ三分ノ一ヲ我邦トスルニ於テハ我レ其 販ヒ農ハ耕シ工ハ作リ学士ハ教へテ彼邦ノ半 キ商徃キ農徃キ工徃キ學士徃キ兵ハ捷チ商(戦ヒ) 時ハ之ヲ少クスルモ数十百艦ヲ買フ可シ兵徃 スルモ四五十萬衆ヲ得可シ府庫ノ財ヲ傾クル 令ヲ発シ尽ク国中ノ丁壮ヲ募ル時ハ之ヲ少ク セン魯失亜先ツ来ル乎我レ之ヲ與ヘン英吉利 大邦ノ君上ナリ旧小邦ハ外国ノ来リ取ルニ任 シ某々々々水師提督ト某々々々大中小将トラ コトヲ須ヒンヤ且ツ我君上ハ親ラ我中軍ニ将 百萬ノ精鋭ヲ岌ス可ク海ニハ百千ノ堅艦ヲ泛 ヲ以テセハ城塁起ス可ク熕礮鑄ル可ク陸ニハ レ大邦ト為ラン財阜ニ人衆ク乃チ敷クニ政教 否々此レ上策

ミテ敢テ我ラ看併セサルモ彼ノ強大ニシテ我		軸ケテ内外ノ政ラ整理ブルギリ或ハ名将ノ武
有ル可レハナリ且ツ縦令ヒ彼レ温仁ニシテ憐		御シテ仁惠ヲ布クアリ或ハ俊傑宰相ノ君主ヲ
ハ更ニ其文明ノ具ヲ増スニ於テ幾分益スル所		極テ滋ク其手段タル極テ蕃シ或ハ賢哲王ノ統
ナレハ我レ小ナリト雖モ彼レ若シ我ヲ得ル時		以ノ者ハー朝一夕ノ故ニ非スシテ其原由タル
ナラスシテ我ハ則チ彼ノ為ニ呑併ラレン何ト		且ツ彼英佛獨魯ノ諸国カ今日冨強ヲ致セシ所
ニ買取ラント欲スルトキハ買得タル所未タ幾何		獨ノ悍强ナルモ復タ何ソ我ヲ侮ルコトヲ得ン哉」
頓ニ盡ルニ至ラン若シ徐々ニ金ヲ岑シテ徐々	73 オ	ノ欧米文明ノ効力ヲ買取ルニ於テハ彼英佛魯
在リテ暴カニ之ヲ買取ラント欲スル時ハ国財		取り我庶民モ亦財益々殷富ニシテ此ヲ以テ彼
少ノ額ヲ以テ之ヲ買フ可キニ非ズ故ニ小邦ニ		殷冨ニシテ此ヲ以テ彼ノ欧米文明ノ効力ヲ買
無キナリ然ルニ文明ノ價ハ極メテ貴クシテ些		ミ益々政令ヲ脩ムルニ於テハ我官家ハ財益々
ト欲セハ金ヲ岁シテ買取ルニ非レバ他ニ手段		艦堅ク益々農ヲ勧メ益々商ヲ通シ益々工ヲ惠
ヨリ其効果ヲ分チ取リテ文明ノ境ニ闖入セン		我レ既ニー大邦ヲ奄有シ土廣ク民衆ク兵强ク
貨ヲ費ヤシタルコト如何ソヤ然ルニ我レ一時傍		ヲ欠クニ至ランヤ
シ智力ヲ費ヤシ工夫ヲ費ヤシ性命ヲ費ヤシ財		年々使節ヲ遣ハシテ幣ヲ奉セハ何ソ追遠ノ礼
今日文明ノ境界ニ透徹セリ是レ其年歳ヲ費ヤ		マスシテ敢テ無礼ヲ陵墓ニ加フルニ至ランヤ
或ハ左ニ或ハ緩ニ或ハ急ニ千辛萬苦シテ以テ		牙 テ君主ヲ好マサルモ既ニ升遐シタル君主ヲモ
ニ就キ或ハ激湍ヲ岁テ、穏流ニ入リ或ハ右ニ	72 ウ	歴代ノ山陵ヲ如何セン民権家如何ニ兇頑ニシ
ホシ晴日以テ之ヲ晒シ或ハ阻隘ヲ去リテ坦夷		ル可キナリ上策ニ非ス乎
於テハ之ヲ泄釃シ之ヲ撹攤シ膏雨以テ之ヲ潤		ヲ民権家民主家ニ與ヘン彼輩ノ喜ヒハ則チ知
時ニ在テハ之ヲ停滀シ之ヲ浸漬シ兵爭ノ候ニ		隊ハ皆新大邦ニ徙レリ故ニ旧小邦ヲ挙ケテ之
フル有リ或ハ巧藝ノ士ノ精器ヲ造ル有リ昇平		多クハ君主ヲ好マス兵隊ヲ好マス我君主我兵
勲ヲ建ツル有リ或ハ碩學ノ士ノ至理妙義ヲ唱		ニ非ス旧小邦ニハ民権家有リ民主家有リ彼輩

では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	では、「は、「は、これ」と、「は、「は、「は、「は、「は、「は、」」と、「は、「は、」」と、「は、「は、「は、」」と、「は、「は、「は、」」と、「は、「は、「は、」」と、「は、「は、「は、」」と、「は、「は、「は、」」と、「は、「は、「は、「は、」」と、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、	シ皮ヨハ公スシモドヲ乞スノ気肓レニ非ナレヲ免レス譬へハ猶ホ一滴水ヲ炎日ニ晒スカ如[74ウ]ノ弱小ナル我レ自然ニ消融シ自然ニ糜滅スル
ニ由リテ判断スルトキハ大抵之ヲ別ツコトヲ得可シ試ニ實際ニ就テ點検セヨ齢三十以上ノ人物ハ (家) 事物ヲ採用シテ且ツ其意實ニ之ヲ嗜好スルニ至 事物ヲ採用シテ且ツ其意實ニ之ヲ嗜好スルニ至 リタルカ如キ者ト雖モ細ニ□ヲ覘フトキハ知ラス 説ラス時々恋旧ノ情発生シテ其力ヲ逞クスルヲ 見ル三十以下ノ人物ニ至テハ父親ノ教育或ハ 恋旧家ノ態ヲ免レサルモ其自ラ言爲スル所ハ (習) 恋旧家ノがヲ免レサルモ其自ラ言爲スル所ハ (図含シ)	フレット フリカル 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	悲盲リテとヲ見レヽヨヲ長スヲ覚へとヲ引ァ凢ソ新規ノ文物品式習尚情意ハ皆軽浮虚夸ノルハ勢ノ自然ナリ其旧ヲ恋フノ□ニ在リテハ(徒)

ヲ観ヨ其児子カ夏日絹傘ヲ持シテ日ヲ遮リ若(ク)(彼三) 以上ノ人物ト雖モ夙ニ英佛ノ書ヲ学ヒ若ハ繙 物ニ非サル萬クシテ其冩象深ク脳髓ニ印著シー(臭) サルヲ致ス怪ムコト無キナリ彼三十以上ノ人物 ヲ具フル者ハ固ヨリ常理ヲ以テ之ヲ論ス可ラ ラスト是レ洵ニ然リ髙明ノオヲ持シ卓偉ノ見 居ラサル者甚衆シ未タ年齢ヲ以テ之ヲ別ツ可 新途ニ進入スルコト是レ務メテ肯テ少壮ノ後ニ 等權理責任等ノ旨趣ニ於テ頗ル其蘊奥ヲ究メ 譯諸書ヲ誦シ若ハ時務ニ鞅掌シテ夫ノ自由平 其頭脳未タ一點ノ冩影ヲ受ケサルニ及ヒテ早 テ復夕拭去ル可ラス若夫レ三十以下ノ人物ハ ヲ揮ヒ又其耳目ノ觸ル、所心志ノ遇フ所旧事 詩書ヲ誦シ語孟ヲ讀ミ否ラサレハ剱ヲ撃チ槍 ニ在テハ其十二三齢卽チ稍ヤ人事ヲ感觸スル(=) ニ局セラレサル者實ニ希ナリ ス若夫レ其他ハ年齢ノ爲二區セラレ習貫ノ爲 念直ニー心ノ主ト爲ルコトヲ得タリ是レ此両齢 ク已ニ新亊物ノ爲メニ浸漬セラレテ其好新! 、齢二及ヒタル以後ハ其日々ニ業トスル所ハ 、好尚ヲ殊ニスル所以ナリ人或ハ云ハン三十

> 77 オ フ/冬日) フ/冬日 (ルトキハ順チ/云) (頭 (ルトキハ順チ/云) 新ノ二元素ハ大概年齢ニ由リテ之ヲ別□コトヲ/分/ ⟨スル/ 憩ニシテ時風ニ通セサルヤト故ニ日ク恋旧好 竊ニ笑フテ云フ何ソ吾父ノ衛生ノ道ヲ解セサ (糜暴ニシテ) 中饋ヲ司リテ足ルノミ今後復タ此ノ如キ亊ヲ 論スルヲ聞クトキハ痛ク戒メテ曰ク汝一婦人唯善(気フ) ルヤト其妻ハ陰ニ哂フテ云フ何ソ吾良人ノ頑 コトヲ聞キシコト有ラサルカ故ナリ而テ其児子ハ(然) レ其意或ハ牝雞ノ晨ニ至ルヲ戒ルニ在ラスシ 吐出シテ他人ノ為ニ冷笑セラル、コト勿レト是 爲メナリ又其妻カ学藝ヲ話説シ若ハ時事ヲ談 特ニ其少時曽テ此二物ヲ用イシコト有ラサルカ テ特ニ其少時ニ於テ婦人カ此等ノ事ヲ話スル **ヲシテ寒暑ノ刺衝ニ習ハシムルニ在ラスシテ** ン寒風何ソ怯ル、ニ足ラント是レ其意其児子]炎汝何ソ脆弱ナルヤ炎日何ソ畏ル、ニ足ラ

ハ皆邦内ノ事物ニ出テスシテ終身ノ接遇スルシ大抵封建ノ時大邦ヲ享ケテ租額二十萬石以シ大抵封建ノ時大邦ヲ享ケテ租額二十萬石以上ノ者ハ大率其四境ヲ閉チテ外邦人ノ来入ル上ノ者ハ大率其四境ヲ閉チテ外邦人ノ来入ル

77 ウ

81 才	ウ] ノ中、朝野官民学士藝人農工商賈等從前族類ノウ] ノ中、朝野官民学士藝人農工商賈等從前族類ノ中、朝野官民学士藝人農工商賈等從前族類ノ軍ハ旧甲藩ノ人ナリ某大臣某将軍ハ旧乙藩ノ人ナリ甲藩ハ大邦ナリ其然ラサレハ遠陬ニ僻在シテ他邦人ト交接スルコト無カリキ其俗質朴在シテ他邦人ト交接スルコト無カリキ其俗質朴の大京大臣其人疎豪ニシテ陰険ナリ乙藩ハ小邦ナリ其然ラサレハ四通ノ路ニ国シテ八達ノ□ニリ其然ラサレハ四通ノ路ニ国シテ八達ノ□ニリ其然ラサレハ四通ノ路ニ国シテ八達ノ□ニリ其然ラサレハ四通ノ路ニ国シテ八達ノ□ニ	79 ウ	(機) (機) (強) (機) (機) (機) (機) (地) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大
80 党	商買ヲ乖隔シ親子ヲ乖隔シ夫妻ヲ乖隔シ兄弟 おテ之ヲ隠微ニシテハ飲食嗜好ノ瑣事ニ於テ 於テ之ヲ隠微ニシテハ飲食嗜好ノ瑣事ニ於テ 於テ之ヲ隠微ニシテハ飲食嗜好ノ瑣事ニ於テ 於テ之ヲ隠微ニシテハ飲食嗜好ノ瑣事ニ於テ がテ之ヲにと日常ノ事		(厚重)□□ (厚重)□□ (厚重)□□ (原重)□□ (原連ニシテ雄剛ナリ否サレハ忌克 (原連ニシテ雄剛ナリ否サレハ忌克 (原連ニシテ雄剛ナリ否サレハ忌克 (原連ニシテ雄剛ナリ否サレハ忌克 (アン) (アン) (アン) (アン) (アン) (アン) (アン) (アン)
80 才	プ間ニ在テハ在野人士ヲ乖隔シ農工ヲ乖隔シ ニ潜行黙發シテ到ル處亙ニ其力ヲ角シ交々捷 ニ潜行黙發シテ到ル處亙ニ其力ヲ角シ交々捷 に対して、 ののでは、 のでは、	79 才	要スルニ此等ノ邦俗ハ皆質朴ニシテ武ヲ尚ヒ習尚其被服並ニ其言語ニ至ルマテ自ラ一定ノ想衙二十萬石以下ノ小邦ト雖モ其都邑僻阪ニ在テ外邦ト交接セサル者ハ亦此ト異ナル無シをスルニ此等ノ邦俗ハ皆質朴ニシテ武ヲ問チ

ル乎因テ急ニ一新聞ヲ発兌セリ社説文辞中何ス一日若干金ヲ得タリ誰氏ノ所ヨリ得来リタス一日若干金ヲ得タリ誰氏ノ所ヨリ得来リタ、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	ル乎城南ノ某街ニ在テ城北ノ某街ニ在テ傾圯故ナリ尤モ保存ヲ好マス其尤モ怯懦ニ類スルカ故ナリ	本とは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	直ノ文明政亊家ナラン哉彼レ其脳中本ト自ラ
84 ウ		84 才	83 ウ
「以テ自ラ」と批ヲ以テ自ラ巧トシ其知ル ミト葢シ平生大關係無キ事條ニ於テハ專ラ愚 以テ智 以テ智 以テ智 以テ智 以テ智 以テ智 以テ智 以テ智	スコトヲ屑トセスシテ曰ク我レ素ヨリ迂拙ニシヲ要スル事項ハ瑣屑ナリトシテ之ヲ措置ヲ施ヲ要スル事項ハ瑣屑ナリトシテ之ヲ措置ヲ施(β)(カ)(カ)(カ)(カ))(カ))(カ))(カ))(カ))(カ))(カ)	□ ク	ノ字カ最モ多キ顚覆破壊斬戮屠殺等ノ字ハ吾
85 ウ		85 才	

ナリ恋旧元素ハ屈スルコト無キヲ以テ目的ト爲(鹹ハ沈實ナルニ巛タリ、僥) シ故ニ其容顔ハ□ハ清爽ニ其志趣ハ徃々沈實(ハ徃々) (シテ) 害無キヲ審ニスルニ非レハ敢テ斷行スルコト無(丁寧周匝シテ ヲ見ル若夫レ薦引奨抜スル所ノ人物ニ至テハ(共)シ其) 把リテ相對比スルトキハ動スレハ相□類セサル (前後) (共□應向極テ) ヲ獲ル□ハ官ノ施ス所必ス周匝ノ態ヲ呈スル(等) (令)い シテ好新元素ハ敗スルコト無キヲ以テ目的ト爲(失) シ心ヲ焦シ慮ヲ凝シ本ヲ揣リ末ヲ度リ必ス弊(丁寧周匝 遇フ毎ニ小ト為ク大ト無ク必ス慎ミ必ス重ン(無) 極テ耻辱トスル所ナリ好新元素ハ然ラス事ニ 事ノミ何ソ心ヲ用イルニ足ラント一旦利害ノ(在ケラ)(シ其□或ハ能クスル所モ故ラニ能クセストシ)所モ之ヲ知ラストス其意ニ以爲ヘラク是レ小 有リ是ニ於テ凢ソ若干年来官ノ施令スル所ヲ 所必ス果断ノ意ヲ帶フル有リ好新元素若シ勝 ニ於テ恋旧元素若シ捷ヲ得ル時ハ官ノ令スル 能ハサラシム怪ム無キナリ其塁ヲ對シ相爭フ 在テハ其施設スル所徃々人ヲシテ了解スルコト ス看ヨ古今此二元素カ相共ニ朝ニ立ツノ時ニ ク必ス其言フ所ヲ行フコトヲ以テ目的ト爲シ **洶々タルモ略ホ恤フルコト無ク不ト無ク否ト無** 關係ル所有ルニ及テハ頭ヲ昻ケテ一言シ衆議 テ中道ニシテ遽ニ他人ノ議ニ從フカ如キハ其 、シテ他人ニ推諉シテ肯へテ與ラス 86 ウ 86 オ 此二元素ノーヲ除クノ策ヲ盡スルコトヲ知ラサ (コト能ハサルニ於テハ君ノ崇敬スル所ノ進化 容レサルヨリ措置ノ間阻挌ノ患ヲ生スルコト(自然ニ) 勝敗ヲ一挙ニ决セント欲スルニ及テハ国其レ 史ヲ按シテ徴ス可キナリ て依附シ攀援シテ自ラ地ヲ爲スコトヲ求メ堂々官テ依附シ攀援シテ自ラ地ヲ爲スコトヲ求メ堂々官(増リテ後日ノ) ニ非レハ好新元素ヲシテスル所ニシ□夤縁シ(スル所)(必乙 (ノ喩納) 引シ吏ノ操守有ル者ハ恋旧元素之ヲ噏納ス是(岩クヘ燥守有ルニ似ル者)(好テ) リ是ニ於テ吏ノ器局有ル者ハ好新元素之ヲ吸(常久體見克ぬき)(宮テ) 其相類セサルコト何如ヤ彼レ各々其喜フ所ノ者(悦) 神ハ僕固ヨリ其霊験無キヲ見ルナリ 相共ニ務テ和合スルコトヲ求ムルモ其三質ノ相 殆イ哉卽チ然ラスシテ両元素各々自ラ戒メテ 紳士君、 府ヲ挙ケテ二元素黨類ノ窟宅ト爲スニ足ルコト 於テハ恋旧元素ヲ除カン乎将タ好新元素ヲ除 洋学紳士曰ク必ス二元素ノーヲ除クコトヲ要スルニ 如ソヤ必ス二元素ノーヲ除去ルニ非レハ国家 ヒ此勢ニ□□□其或ハ大ニ相抵激シテ互ニ レ固ヨリ心術的化学ノ理ナリ是ニ於テ司ノ主 ヲ薦引シ其愛スル所ヲ奨抜スルハ自然ノ情ナ ノ亊復夕爲ス可ラサルナリ紳士君紳士君若シ 紳士君、 「一旦」 ダタ 別野 朝ト無ク野ト無ク」(シ互ニ捷利ヲ競ヒ 何 87 ウ 87 オ 88

カン乎	¥を申しく ハ之ヲ殺サンノミ
豪傑ノ客曰ク恋旧元素ナル哉好新元素ハ譬へ	豪傑ノ客曰ク恋旧元素ヲ殺スノ方法ハ如何
ハ生肉ナリ恋旧元素ハ譬へハ癌腫ナリ」癌腫□	豪傑ノ客曰ク之ヲ驅リテ戦ニ赴カシム是ナリ
洋学紳士日君徃キニ僕ノ言ヲ譏リテ迅論ナリ	彼ノ恋旧元素ハ其朝ニ布列スル者ト市井ニ家
ト爲セリ今ハ朝野改革ノ運ニ際スル邦国ノニ	居スル者トニ論無ク皆無事ニ苦ミテ所謂脾肉(啊々)
元素ヲ論スルニ及ヒ好新元素ヲ存シテ恋旧元	ノ生スルコトヲ如何トモスルコト無シ□家若シ令
素ヲ除カント欲シテ之ヲ癌腫ニ比スルニ至ル	て戦ヲ布クトキハ二三十萬(端/(牒)
君ノ言恐クハ前後相容レサルニ似タリ真理ノ	ス可シ๕ノ如キ者モ亦社會ノ一癌□ナリ自ラ(腸)
誣ユ可ラサルコト誠□此ノ如キ哉 (酉 リ)	割去リテ生肉ノ害ヲ爲サ、ルコトヲ冀フノミ癌(タッタ)
豪傑ノ客笑フテ曰ク然リ君ハ純乎タル好新元 [8ウ]	腫ノ割断場ハ彼ノ僕カ名ヲ忘レタル阿非利加
素ナリ民主ノ制ニ循ヒ且ツ兵備ヲ撒セント欲	カ亜細亜ノ一大邦ニ若クハ莫シ故ニ僕ハ二三
ス僕ハ固ヨリ恋旧元素ナリ威武震ニ賴リテ亊	十萬衆ノ癌腫家ト倶ニ彼邦ニ赴キ亊成レハ地
ヲ成サント欲ス僕バ唯国ノ爲メニ生肉ヲ肥ヤ	ヲ略シテ一方ニ雄據シ別ニ一種癌腫社會ヲ打
スコトヲ知ルノミ僕ハ国ノ爲メニ癌腫ヲ除クコトヲ	開セン亊成□サレハ屍ヲ原野ニ横へ名ヲ異域
求ム癌腫ヲ除カサレハ生肉ヲ肥ヤサント欲ス	ニ留メン亊成ルモ亊成サルモ国ノ爲メニ癌腫
ルモ得可ラサルナリ	ヲ割去ルノ効ハ必ス得可キナリ所謂一挙両得
洋学紳士曰ク癌腫ヲ除クノ方法ハ如何	ノ策ナリ
豪傑ノ客曰ク割去ランノミ	若シ夫レ内治ヲ脩明シ制度ヲ釐正シ風俗ヲ移
洋学紳士曰ク君戯言スルコト勿レ癌腫ハ疾ナリ固	易シ後代文明ノ地ヲ為スカ為メニ旧規ヲ眷恋
ヨリ割去ルコトヲ得可シ恋旧元素ハ人ナリ豈割 [8オ]	□新圖ヲ妨害スル分子ヲ挙ケテ之ヲ淘除スル
去ルコトヲ得可ケン哉君請フ戯ル、コト勿レ	カ如キハ第二策ナリ卋ノ故常ニ安ンシ姑息ヲ
豪傑ノ客曰ク癌腫ハ之ヲ割カンノミ恋旧元素	守リ一切猛断ノ挙ヲ怯レテ唯游移搖曳シテ以

西諸国ニ施ス時ハ直ニ狂人ノ行ナリ故ヲ以テ 洋学紳士日ク然リ拿破崙第一及ヒビスマルク 癌腫ノ計ヲ施シテ遲疑セサルヲ知ルナリ 亜ニ在ラシメハ僕必ス其断然トシテ此二策ノ リ假リニ泰西諸国奇傑ノ士ヲシテ今日ノ亜細 トノ勢實ニ然ラシメタルナリ僕ノ二策ヲ今日 ニ及ヒテハ其得ル所ハローレーン アルサース レサリシ所ノ佛国ヲ破敗シタルモ和ヲ講スル 数百年来薪ニ卧シ膽ヲ甞メ仇視シテ一日モ忘 テモルトゲノ將軍タルヲ以テ百萬ノ衆ヲ驅リ 孛漏生国ノ如キハビスマルクノ宰相タルヲ以 ヲ異ニス若シ僕ノ二策ヲ取リテ之ヲ今日ノ泰 且ツ政ヲ為ス者ハ時ト地トニ由リ各々其手段 行へハ鬼神モ之ヲ避クトハ正ニ此ヲ謂フナリ〔意〕 古今豪傑ノ士非常ノ変ニ遭遇スル者ハ皆非常 舌ヲ吐カン僕固ヨリ其然ルヲ知レリ然レトモ ノ亜細亜亜弗利加ニ施ス時ハ正ニ其機ニ合セ ノ二郡ト八億弗蘭金トニ過キサル者ハ時ト地 テ得計ト為ス者ハ此二策ヲ聞トキハ皆駭絶シテ 一ニ循フテ変弱為强ノ業ヲ建ルカ若クハ割断 、如キハ或ハ君ノ両策ニ岁ル者ナリ卋運進歩 91 オ 90 ウ

> ノ大義ト道德経済ノ至術トヲ破壞シテ腕力社 会ヲ間拓スル者ハ此種ノ怪物ナリ第十八吉紀 以後欧洲ノ山林ニ於テ此種ノ怪物ナリ第十八吉紀 以後欧洲ノ山林ニ於テ此種ノ怪物ナリ第十八吉紀 以後欧洲ノ山林ニ於テ此種ノ怪物ナリ第十八吉紀 が大機関ハ巳ニ大ニ其規摸ヲ拓キタランコト疑 無シ試ニ欧洲豪傑ノ士ヲ把来リテ之ヲ我東方 ニ於テ類似ノ人物甚タ寡シ是レ我東方ノ欧洲 ニ及ハサル所以ナリ看ヨ歴山徳ヤ愷撒ヤ拿破 ニアニがテ類似ノ人有ルモ真ノ豪傑ハ我東方 ニアニがテ類似ノ人有ルモ真ノ豪傑ハ我東方 ニアニがテ類似ノ人有ルモ真ノ豪傑ハ我東方 ニアニがテ類似ノ人有ルモ真ノ豪傑ハ我東方 ニアニがテ類似ノ人有ルモ真ノ豪傑ハ我東方 ニアニがテ類似ノ人有ルモ真ノ家としてココー スル時ハ幾分カ相類スル所有ルヲ見ルモニュー トンヤラウォアジエーヤアタムスミッスヤオーギュ

> > 91 ウ

細胞ノ説ヤ黴菌ノ論ヤ医理ナリ熱病ニ幾尼ヲ有リ医術有リ政亊ニハ則チ政理有リ政術有リカヲ議論ノ境ニ逞シグスル者ハ理ナリ効ヲ実別ヲ議論ノ境ニ逞シグスル者ハ理ナリ効ヲ実別大計ヲ害スル者ナリ

ストコントヤ誰カ類カ類似ノ人物有ル乎一時

163

明歳ニ於テス可キヲ察シテ復タ疑ハサルナリテセサレハ明日ニ於テシ今歳ニ於テセサレハ	ヲ尋繹シテ其破裂ノ甚タ遠ラスシテ今日ニ於	セリト而シテ僕ハ特ニ此二国相讐スル所以ノ故	セリト或ハ云フブーランジヱー云々ノ状ヲ為	摸様有リト或ハ云フビスマルク云々ノ言ヲ為	フ二国戦備甚タ力ムト或ハ云フ平和ヲ保ツノ	テハ中外諸新聞並ニ報道ヲ怠ラスシテ或ハ云	即チ是レナリ葢シ近日獨佛二国ノ状勢ニ係リ	ノ時実ニ然リト為ス夜叉トハ何ソヤ獨佛英魯	タ至ラサルニ及ヒテ速ニ其衣裳ヲ濯フトハ今	實ニ其機ニ合セリト為ス童諺ニ曰ク夜叉ノ未	及ヒテ早ク措置ヲ為サル可ラスシテ外征ノ計	コト立チテ俟ツ可キナリ憂国ノ志有ル者ハ今ニ	置クカ如シ颯然トシテ来リ撲ツ時ハ其滅スル	者ハ恰モ一点ノ燈火ヲ把リテ之ヲ颷風ノ前ニ	著ルニ於テハ亜細亜ノ群嶋ニ居テ活計ヲ為ス	且ツヤ方今ノ時一タヒ眼ヲ欧洲諸国ノ形勢ニ	術ヲ論セン	シテ治ト為ス政術ナリ君請フ其理ヲ講セ僕其	済ノ旨ヤ政理ナリ弱ヲ轉シテ強ト為シ乱ヲ変	投シ黴毒ニ水銀ヲ用ユ医術ナリ平等ノ義ヤ経
93 ウ									93 才										92 ウ	
ニ隣国傍観スル者豫メ其勝敗ヲ評シテ喧囂シ者ハ必ス指ヲ二国ニ屈セシヨリ其交戦スル毎	リシモ第十八卋紀ノ頃ヨリ陸軍ノ強ヲ称スル	ハ其初メ未夕必スシモ深ク怨ヲ挾ムニ至ヲサ	ス可キナリ然レモ余ヲ以テ之ヲ観ルニ此二国	シト云フ佛国人民ノ怨ヲ孛漏生ニ懐キシコト證	及ヒ無頼小民路上ニ要シ礫ヲ擲テ之ヲ詬罵セ	場囂々トシテ沸クカ如ク其退キテ第二帰ルニ	錬ニシテ口ヲ極テ戦ノ不利ナルヲ論セシニ満	院ノ士皆盡ク同意ヲ表シテ即チチエールカ老	ル衆カリシモ戦ヲ孛国ニ宣スルニ及ヒテハ議	破崙末年寖ク国民ノ望ニ背キ議院中反對黨頗	ハスシテ其膽略ヲ顕ハスコトヲ得サル者ナリ拿	ガンベッターハ不幸ニシテ未タ其破裂ノ機ニ遇	烈ノ時ニ遭フテ因テ其技倆ヲ逞クセシ者ナリ	過キサルノミ即チビスマルクハ幸ニシテ其破	廉ノ二帝ハ特ニ其破烈ノ時機ニ遭遇シタルニ	レ其故タル一朝一タノ事ニ非スシテ拿破崙維	結フコト未タ此二国ノ甚シキカ如キ者ヲ見ス是	結ヒタルニ非スシテ古ヨリ以来国ト国ト怨ヲ	ニ拿破崙帝ノ佛蘭西ト維廉帝ノ孛漏生ト怨ヲ	夫レ二国ノ相ヒ讐スルヤ紳士君ノ言ノ如ク単
	94 ウ										94 オ									

隊ノ掠據スル所ハ獨リ巨文嶋ニ止マラサルヤ		兵威ニ藉リ益々版圖ヲ擴ムルコトヲ求メ英国ノ
諸嶋モ亦其餘燄ヲ被ムルヲ免レスシテ英国艦		ノ猛鷲ナルヤ其先王ノ貽謀ヲ堅守シテ変セス
ハ欧洲大陸ニ局スルニ非スシテ亜細亜海中ノ		吉トスル所ニ非サルモ獨リ奈何セン彼魯失亜
溢岁セン果テ此ノ如クナル時ハ孛佛兵爭ノ禍		サルニ在テ更ニ益々地ヲ拓クコトハ必スシモ
ルニ於テハ魯軍ハ則チ砂塵ヲ捲起シテ東方ニ	95 ウ	而テ其目的ハ專ラ從来ノ版圖ヲ守リテ喪失セ
意ニ以為ヘラク孛佛ノ兵一日欧洲ノ野ニ交ハ		財貨ノ殷阜ナル他ノ諸国ノ企及スル所ニ非ス
		一邊ニ用ヒ地球上到ル處殖民地有ラサル莫ク
交戦スルヤ魯人ハ踊躍シテ相慶シ直ニクリメ		ノ如キ者有リ盖シ英国ハ夙ニ大ニ意ヲ経済ノ
後ヲ圖ルコトヲ畏ル、ナリ是ヲ以テ曩ニ孛佛ノ		魯失亜ト英吉利トニ至リテハ洵ニ紳士君ノ言
佛ニ非スシテ孛ナリ己レカ東岑ノ虚ニ乗シテ		ノミニ非サルナリ
シ魯失亜ノ畏惮スル所ハ英ニ非スシテ佛ナリ		ノ孛漏生ト拿破崙帝ノ佛蘭西ト怨ヲ結ヒタル
直ニ兵ヲ印度ニ加ヘサル所以ノ者ハ何ソヤ盖		ノ故ニ非スシテ紳士君ノ言ノ如ク単ニ維廉帝
戦乱ノ禍ヲ造々スル工廠ナリ然リ而テ其敢テ		是ナリ僕故ニ曰ク二国ノ相怨ムコトハ一朝一夕
テ益々強兵ノ威ヲ伸ヘント欲ス此レ實ニ歐洲		為シテ心中ニ相ヒ嫉ムニ至ル二国ノ亊情正ニ
ニ頼リテ益々冨国ノ業ヲ建テ冨国ノ資ニ藉リ	「95 オ」	ニ及ヒ両力士モ亦必ス勝ヲ獲ルヲ以テ職分ト
ス獨リ魯失亜ハ古昔羅馬国ニ追蹤シ強兵ノ力		喝采ノ声天地ヲ震撼シ此ノ如キコト数次ニ至ル
衛リ財ヲ守ルコトヲ主トシテ武ヲ竸フコトヲ好マ		賛シ或ハ西ヲ稱シ□其勝負已ニ决スルニ及ヒ
鬪ハスニ在リテ地ヲ拓クニ在ラス英国ハ地ヲ		ニ過キサルモ満塲ノ看客声ヲ揚ケテ或ハ東ヲ
是故ニ佛ト孛トハ其意專ラ兵力ヲ竸ヒ武名ヲ		二上ルカ如シ彼レ其初念特ニ一時技ヲ角スル
結シテセバストポールノ役有リシ所以ナリ		相継カシムルニ至レリ譬へハ猶ホ両力士ノ塲
ント欲シテピマス是レ英国カ前ニ拿破崙ト連		敗ヲ耻テ至恨ト為シテ報復ノ念ヲシテ無窮ニ
冨盛ヲ妬害シテ一意ニ其印度ノ根本ヲ覆ヘサ		終ニ二国ノ民ヲシテ各々力ヲ竸ヒ互ニ既徃ノ

96 オ

[99 才]	シム豪傑君ノ論ハ劇薬ナリ人ヲシテ胃裂ケ膓	是時南海先生ハ更ニ杯ヲ引イテ云ケルニ紳士
	紳士君ノ論ハ釅酒ナリ人ヲシテ目暈シ頭眩セ	餘地有ルニ駭クナリ
	者ナリ豪傑君ノ論ハ瑰然トシテ竒ナル者ナリ	策ヲ特ミテ徒ニ国ヲ維持スルヲ求ム僕實ニ其
	可ラス是ナリ紳士君ノ論ナリ□トシテ正ナル	シテ田舎ノ老婆カ藍縷ヲ補綴スルカ如キ小計
	元素ヲ除カサル可ラスシテ外征ノ計終ニ已ム	ヲ掩フニ及ハサルノ手段ヲ岁サスシテ區々ト
	脩明セント欲スルモ改革ノ業ヲ防阻スル恋旧	ニシテ實ニ千歳ノ一時ナリ是時ニ於テ疾雷耳
	チ未タ此英断ヲ出スコト能ハスシテ專ラ内治ヲ	変シテ福ト為シ弱ヲ轉シテ強ト為スノ好機會
	大邦ヲ攻伐シテ新ニ博大ノ版圖ヲ開ク可シ卽	雲ヲ醸崒スルノ候是レ尤モ小邦タル者ノ禍ヲ
	[97ウ] 国中ノ丁壮ヲ擧ケ甲ヲ捲キ兵ヲ荷フテ他ノ一	時ハ以テ竒計ヲ岁ス可ラス歐亜二洲一時ニ妖
	ニ小弱ノ邦タル者ハ是時ニ於テ大英断ヲ出シ	ツヤ清浅ノ流ハ以テ大魚ヲ捕フ可ラス治平ノ
「98 ウ	スルトキハ其禍ハ延イテ亜細亜ニ及ハントス故	棄テ、安穏ナル大邦ニ赴クノ一計有ルノミ且
	スレハ歐洲諸国方ニ兵爭ヲ亊トシテ一旦破裂	ル大艦ニ移ルノ一策有ルノミ危殆ナル小邦ヲ
	ラシメント欲スル是ナリ豪傑君ノ旨趣ヲ約言	沈没ニ垂タル小艇ヲ去リテ隤然トシテ動カサ
	ト為シテ諸強国ヲシテ愛敬シテ犯スニ忍ヒサ	ハ何ニ由リテ自ラ防守スルコトヲ得ル乎唯速ニ
	以テ極テ精細二彫鐫シタ美術ノ作物ノ如キ者	国公法果テ恃ム可ラサルニ於テハ小邦タル者
	、無形ノ理学ヲ用イ大ニ学術ヲ興シテ其国ヲ	便利ナル暴行ヲ抑住スルノ効ヲ生ス可キ乎萬
	艦ヲ諸強国萬分ノ一ニモ足ラサル腕力ヲ棄テ	海洋二簸クルニ方リ彼萬国公法ハ果テ戦略ニ
	二速二此完粹ナル制度ニ循ヒ然後陸軍ヲ撤シ	ノ軍ハ塵ヲ亜細亜ノ大陸ニ揚ケ瀾ヲ亜細亜ノ
	[97オ] 者ハ冨国強兵ノ策ハ初ヨリ望ム可ラサルカ故	嗚呼孛佛ノ兵ハ硝煙ヲ欧洲ノ郊ニ漲ラシ英魯
	晩必ス此制度ニ循ハントス而テ小弱ノ邦タル	競フコト此レ今日ノ大勢ナリ
98 才	凢百制度中最モ完粹ナル者ニシテ世界萬国早	テ力ヲ角シテ魯ト英トハ亜細亜ニ岁テ、雄ヲ
	君ノ旨趣ヲ約言スレハ日ク民主平等ノ制度ハ	疑無キナリ之ヲ要スルニ孛ト佛トハ欧洲ニ在

是ニ於テ二客モ亦各々一杯ヲ挙ケ南海先生ニ 觀セントス 努力シ時ヲ俟チテ之ヲ甞試セヨ僕将ニ之ヲ傍 髓ノ能ク咀嚼消化スル所ニ非ス二君其レ各々 敗レシム余老タリ二君ノ論ハ余カ羸□セル脳

是レ至願ナリ 遺ス所無シ先生必ス批評シテ之ヲ教ユルコト有 嚮フテ云ケルニ吾脩両人既ニ衷情ヲ倒盡シテ

君ノ論ハ古昔俊偉ノ士カ千百年ニータヒ事業 夕行フ可ラサル爛燦タル思想的ノ慶雲ナリ豪傑 カ其脳髄中ニ醖釀シ其筆舌上ニ発揮スルモ未 南海先生乃チ云ケルニ紳士君ノ論ハ歐洲学士 (世ニ顕ハレサル

ナリ回顧シテ之ヲ快トス可キノミ倶ニ今日ニ(現在) 瑞ナリ望見テ楽ム可キノミ幻戯ハ過去ノ竒觀

ス可ラサル政事的ノ幻戯ナリ慶雲ハ将来ノ祥

二施シ功名ヲ博シタルモ今日ニ於テ復タ挙行

心恊力スルニ非レハ行フ可ラス豪傑君ノ論 益ス可ラサルナリ紳士君ノ論ハ全国人民カ同

シテ皆恐クハ空ノ言タルヲ免レス且ツ紳士君 天子宰相カ獨断黙决スルニ非レハ施ス可ラス

行路ハ迂曲羊腸ニシテ或ハ登リ或ハ降リ或 カヲ極テ夫ノ進化神ノ靈威ヲ唱説スルモ夫ノ神

100 才

99 ウ

理ナリ其立憲ノ制ニ赴キタルモ亦進化ノ一 理ナリ其一君主ノ治下ニ歸セシモ亦進化ノ 時吾済ノ人類カ穴居野處セシカ如キモ亦進化(世界) (交闘互争) (支闘互争) フ跡ニ就イテ名ヲ命スル所ナリ故ニ天草昧ノ

且ツ所謂進化ノ理トハ天下事物カ経過セシ所

其徃ク所ニ隨フテ行歩ス可キノミ

神ヲ先導セント欲スルモ得可ラスシテ唯當ニ (トキハ其禍或ハ測ル可カラサル者有り) 直線ニ循フ者ニ非ス要スルニ吾脩人類□進化

ニシテ妄ニ

如クニシテ反リ或ハ反ルカ如クニシテ徃キ紳 士君ノ如ノ如ク吾脩人類ノ幾何学ニ定メタル(言)(決テ)

ハ左シ或ハ右シ或ハ舟シ或ハ車シ或ハ徃クカ

理ナリ其民主ノ制ニ入リタルモ亦一理ナリ君

機ノ艦ヤ火縄ノ銃ヤ施條ノ砲ヤ佛ヤ儒ヤ耶蘇

主ヤ大統領ヤ貴族ヤ人民ヤ白布帆ノ舩ヤ蒸滊

所謂進化神ノ行路ナリ歐洲学士ハ死□ヲ廃セ(諸国或^)(刑) ヤ九ソ世界人類ノ経過セシ所ノ迹ハ皆学士カ

ント欲ス是レ歐洲諸国ノ進化ナリ□非利種族(ショキネリノ (自ラ) (阿) 或ハ人肉ヲ啗ヒシ者有リ是レ自ラ阿非利加種 食トスル

族ノ進化ナリ天下ノ最モ多情ニ多愛ニ多嗜ニ多族ノ進化ナリ天下ノ最モ多情ニ多愛ニ多嗜ニ多

民主ノ制ヲ愛シテ專擅ノ生ヲ愛セスト曰フトキ(立憲若クハチリ)が出土君、紳士君、君若シ進化神欲ナル者ハ進化紳士君、紳士君、君若シ進化神 是レ土耳古白爾矢亜ニハ進化神無キト爲サン 君若シ進化神ハ

100 ウ

101 オ

唯其身ノ刑戮ヲ蒙ルニ止マルノミ政事家ニシテ ト地トヲ知ラスシテ施設スルコト有リ千幾千萬人類カ禍 スルコト卽チ是レノミ…… 進化神ノ悪ム所ハ何ソヤ時ト地トヲ知ラスシテ言為 幾千萬ノ人類實ニ其禍ヲ受ケン吁嗟畏ル可キ哉 進化神ノ悪ム所ヲ知ラスシテ施設スル所有ルトキ 世ニ□ラレサルニ止マルノミ圖謀スル所有ル乎 進化神ノ悪ム所ヲ知ラスシテ書ヲ著ハス乎唯其書ノ テ言為スルコト有ルモ其禍ハ特ニ一人ノ身ニ止マルノミ リ吾瘡書生ノ如キハ或ハ進化神ノ悪ム所ヲ知ラスシ 悪ム所ヲ知ラサルトキハ其禍實ニ勝テ計ル可ラサル者有 政事家ハ尤モ知ラサル可ラス政事家ニシテ進化神ノ 然而テ其甚悪ム所ノ者モ亦一有リ是レ知ラサル可ラス ナル者ハ其レ進化神平 愛シランブランドノ油畫ヲ愛シ吁嗟天下ノ最モ多愛 ヲ嗜ミ大髻ヲ好ミ被髪ヲ好ミ沈石田ノ水墨ヲ 喜ヒ麦飯ヲ嗜ミ牛炙ヲ嗜ミ濁醪ヲ嗜ミ葡萄酒 ミ鎖港ノ世ニハ鎖港ヲ喜ヒ交易ノ世ニハ交易ヲ 封建ノ時ニ封建ヲ好ミ郡縣ノ時ニハ郡縣ヲ好 化神ハ在ラサリシ乎 ト雖モ進化神ノ 僕過テリ若シ政事家ニシテ時 102 オ 101 ウ ノミ紳士君、君ノ言フ所ハ今時ニ於テ斯地ニ於テ必(其時ト其地トニ於テ)コトヲ得(ノ)ム所ハ何ソヤ必ス行フ可ラサル所ヲ行ハント欲スルコト是レム所ハ何ソヤ必ス行フ可ラサル所ヲ行ハント欲スルコト是レハ事業ハ皆進化神ノ好ム所ナルコトヲ然ハ則チ進化神ノ悪ル) 設ヲ悪ムニ於テハ何故ニ旧来有ル所ノ五等公 所ニ係リ□一々進化ノ理ニ據リテ之ヲ批セン君願(幸) ヲ□ムルモ学士ハ必ス曰ハン是レ自ラ然此ノ如ノナラ得サル(蒙) (其迹ニ就テ見ルトキハ) 然ラサルヲ / 沃キテ門閻ニ湛ユルモ猶ホ傳染シテ十萬衆[至ル是レ尤非ナリ若シ進化神ニシテ五等公爵 進化神ノ□ム所ト為シテ之ヲ巖石ニ比スルニ 紳士君ハ極テ平等ノ制度ヲ主張シ五等公爵ヲ以テ 紳士君ハ極テ進化神ヲ崇敬スル者ナリ僕請フ君ノ言ヒシ ヨリ然ラサルコトヲ得スシテ然リシト然ハ則チ進化神ノ悪ム所はニ学士ヲシテ王安石ノ新法ヲ論セシメハ必ス曰ハン是レ固 [8 シトキハ是レ自ラ進化神ノ好ム所ナリ其悪ム所ニ非サルナリ 候時ニ或ハ瘧疾□流行スル有リテ石炭酸水□ テ善ク食飲シ炎夏ノ候時二或善ク食飲ス炎夏ノ ヨリ五等公爵、ヲ好ム者ナリ故、二旧貴族皆康健ニシ ニ咎ムルコト勿レ ラサル所ト為サン平 有リテ然リシト果テ然ラサルヲ得サルノ理有リ□テ然カ ス行フコトヲ得可キ所ト為サン乎将タ必ス行フコトヲ得 新貴族皆康健ニシテ

可

103 オ

理

進士君ノ所謂進化ノ理ニ據リテ考フルモ專制紳) 国中血ヲ流スニ至ルコト立テ待ツ可キナリ且ツ 南海先生更ニ杯ヲ引イテ云ケルニ抑々二君カ (紳士君ハ專ラ民主 足ヲ補フテ皆康健ナリ余ヲ以テ之ヲ考フレハ進(並ニ) 民□駭愕シ□喧擾シテ其末ヤ禍乱ヲ撥起シテ 矢亜ノ諸国ニ於テ民主ノ制ヲ建設センニハ衆 トハ何ニ由テ之ヲ得可ケン哉試ニ土耳古白耳 セサル制度ヲ用イルトキハ安靖ノ楽ト福祉ノ利 ムル是ナリ若シ国民ノ意嚮ニ循ハス智識ニ適 レヲシテ安靖ノ楽ヲ保チテ福祉ノ利ヲ獲セシ ヤ国民ノ意嚮ニ循由シ国民ノ智識ニ適當シ其 夕達セサル所有ルニ似タリ政事ノ本旨ト。何ソ ニ渉レリ二君請フ恕セヨ 南海先生是ニ至リ遽ニ容ヲ改テ曰ク僕過チテ諧謔 化神ハ殆ト貴族ヲ好ミテ平民ヲ悪ム者ノ如シ殆 屍ヲ駢ヘテ火焔ニ葬ムルニ至リ編戸窮乏ノ民。 (ル而テ旧新貴族ハ并ニ ト紳士君ノ言フ所ニ反スル者ノ如シ…… ニ居テ侍姫媵妾傍ヨリ扇ヲ揮揚シテ涼風ノ不 焼□塲ニ赴クモ旧新貴族ハ依然トシテ髙樓ノ上 、制ヲ主張スルモ恐クハ政亊ノ本峕ニ於テ未 104 ウ 104 オ 103 ウ 察シ其民ノ意嚮ヲ循ヒ其民ノ智識ニ適スルコトヲ求メ自 是レ方ニ禍乱ノ基ニシテ英佛ノ民カ其恢復ノ業有リ(的民権) 嗚呼国王宰相タル者威権ヲ恃ミテ敢テ其民ニ還へスニ(カ) 自由権ヲ」(サス 賜的ノ民権ヲ得テ更ニ変シテ恢復的ノ民権ト為サ(直) 復的ノ民権ハ下ヨリ進取スルカ故ニ其量□我レノ定隨意(分)√ノ多寡ハ 打開スル時ハ衆庶頭脳中頓ニ守宰コト是レ正ニ性理(爲メニトムロセラル゚プ) 方二印著シテ其奥底ニ在リ隠然トシテ其守護深ク (司命 ニ其分量ノ多寡ハ我レノ得テ定ル所ニ非サルナリ若シ恩 (公) 権ト稱ス可キ者有リ上ヨリ惠ミテ之ヲ與フル者ナリ 権ナリ下ヨリ進ミテ之ヲ取レリ世又一種恩賜的ノ民 ルコトヲ奈何セン此レ理ノ最明白ナル者ナリ且ツ世ノ所 法則ナレハナリ是時ニ於テ二三少数ノ人物カ獨リ欣然トシ 神ノ如ク其護身符ノ如クナルニ方リ俄ニ民主ノ制 サルナリ何ソヤ人々頭脳中帝王ノ思想公□ノ意象 シ所以ナリ若シ然ラスシテ君主宰相タル者時ヲ料リ勢ヲ ント欲スルカ如キハ豈事理ノ序ナラン哉 ニ定ル所ナリ恩賜的ノ民権ハ上ヨリ惠與スルカ故 民権ナル者ハ自ラ二種有リ英佛ノ民ハ恢復的ノ民 テ其制度ノ理義ニ合スルコトヲ喜フモ衆民ノ惶惑シ沸騰セ ヨリ出テ、一蹴シテ民主ニ入ルカ如キハ决テ次序ニ非 ルコト是レ正サニ政治社會行旅ノ次序ナリ專制 ヨリ出テ、立憲ニ入リ立憲ヨリ出テ、民主ニ入

105

旨義ヲ喜フトキハ之ヲ口ニ挙ケ之ヲ書ニ葦シテ其種子ヲ人々(思想) 現在ナルモ思想ハ常ニ因ヲ過去ニ取ルカ故ナリ紳士果ヲに結フ 是故ニ人々ノ脳體ハ過去思想ノ貯蓄所ナリ是故ニ(竈) 如何□少量ナルモ其本質ハ恢復的ノ民権ト少モ異ナラサー・ノ(如何に寡少) 利ヲ獲ルハ坐ニシテ十金ヲ受ルニ孰ンヤ且ツ恩賜的□民(攫ム) (擬今ヒ)) 亊カ之ニ踰ユル有ラン危難ヲ冒シ死傷ヲ冒シテ千金 (犯) (亡) 由権ヲ惠與シテ其分量宜ヲ得ルニ於テ上下ノ慶幸何(汽官民) ニ入レテ過去ノ物ド為サル可ラス何トナレハ事業ハ常ニ 建立セント欲スルトキハータヒ其思想ヲ人々ノ脳髓中 事業ナル者ハ過去思想ノ發出ナリ是故ニ若シ新事業ヲ 欲スルカ如キハ豈謬ラス平 民主種子ヲ萠芽シテ遽ニ豊穣ナル民主ノ収獲ヲ得ント(此に申り) 思想〉 (思想) 士君紳士君-旨趣ハ種子ナリ脳髓ハ田地ナリ君真ニ民主 (義) 恢復的ノ民権ト肩ヲ並フルニ至ルハ正ニ進化ノ理ナリ□(紳) 運益々移ルニ及ヒ漸次ニ肥腯ト成リ長大ト成リテ彼 元氣ト学術ノ滋液トヲ以テ之ヲ養フトキハ時勢益々進ミ歳(世 故ニ吾脩人民タル者善ク護持シ善ク珍重シ道徳ノ 貴族ノ艸花方ニ根ヲ蔓スルニ方リ君ノ頭脳中獨リ一粒 ノ思想ノ効果ナリ思想ト事業ト迭ニ累ナリ互ニ 二タヒ史ヲ繙キテ之ヲ誦セヨ□国ノ亊迹ハ□ (萬) (萬 jν 106 ウ 106 オ 研シテピマサルトキハ百歳ノ後其墨汁洶々然ト調製シテ怠ラ) 狂顚ニ類スルニ非ス乎君今ニ於テ思想ノ墨ヲ (将青/ キ所ナリ 此レ進化神ノ喜ハサル所ニシテ学士ノ戒ム可 亦) 【崇奉シ因テ衆人ヲシテ認テ】紙上に若シ君一箇〉思想ヲ提出シ□進化神ト為ストキ若シ君一箇」思憶中」(崇奉シ自ラ認メテ」 (シテ

上二儼臨スルニ非ス又神會ノ下ニ潜在スルニ非スシ(頭上/ (社) (脚 (伏) とととりの手進化ノ理ナリ路ナリ」是故ニ進化神ハ社會には、「神ノ行」 事業ヲ生シ事業思□ヲ生シ是ノ如クニシテ変轉已マサル 聯□リテ迂曲ノ線ヲ畫スルコト是ヲ名ケテ歴史ト謂フ思想:(ナ)」(以テ テ人々ノ脳髓中ニ蟠踞スル者ナリ是故ニ進化神ハ人 々思想ノ相混シテー圓體ヲ成ス者ナリ紳士君、 君 107 オ

シメント欲スルカ如シ是レハ是レ思想的ノ專擅 點ノ墨跡ヲ下シテ衆人ヲシテ認メテ圖畫ト為サ ハ之ヲ崇奉セシメント欲スルトキハ是レ猶ホ一亦) ナリ

ヲ現在ノ紙ニ描カント欲スルカ如シハ恐クハ(キ)(直チニ 時世ハ□紙ナリ意想ハ墨ナリ事業ハ画ナリ紳 (絹) (思) \丹青/ (繪) (故ニ) 君若シ未タ研セサルノ墨ヲ以テ将来ノ画(調製) (丹青/ 代ノ社會ハー

過去思想ノ墨□ハ油然トシテ人目ヲ奪フテ衆。(彩色)爛) 在ノ紙ニ描クニ現在事業ノ画ヲ以テスルトキ時世 (繰) |時世J編J(碟中)|| (繪)|| シテ社會ノ研地ニ溢ル、ニ至ラン是ニ於テ現(硯) 人觀ル者皆一稱シテ美術ノ好作物ト為サンノミ」 二君カ各々積消両極ノ論ヲ執リ

且孛佛二童子ハ方ニ相競フテ其雪球ノ益々大ニシ パ邦ノ頼リ (そえ) (そえ)	「成ストキハカヲ極テ推轉ス□モ復タ動ス可ラス	ルモ漸クニシテ厖然タル大 可	共初メ甚大ナルサル間		大二	リテクシを主動が然ラブシラ	カ故ナリ僕ヲ以テ之ヲ觀ルニテン	108 ウ	□欲	・ ・鋭ヲ避ル者ナリ是ニ於テ豪傑選グント ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		且ツ萬国	其兩	テ亜細亜ニ方ヲ暴掠スルヲ見テ因テ過慮シテ以為へクハ其庭上(#)	相噬攫シ又時々来リ	一トハ何ソヤ過慮ナリ両君皆歐洲強国カ萬ノ貔貅ヲ	以ノ者ハ僕ノ察スル所ニ由レハ其源因ハ實ハーナリ ニ傍觀シテ此二球	消極両極ノ論ヲ執リテ氷炭相容レサル所 [08オ]	ル冰炭相容レサルカ如キモ□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	旧觀戯ヲ顧ミテ妄ニ退カント欲シテ其旨趣タ	サル思想ヲ曳来リ望ミテ妄進□一ハ既ニ去リタルテ他ノ球ニ
小邦ノ賴リテ以テ吞併ヲ免ル、所ナリ	コトヲ得スシテ幾分公法ヲ守ラサルヲ得ス是レ	キモ今ハ然ラスシテ四国強弱ノ勢大抵相當ルカ故ニ	リ萬国公法恣睢猖獗シテ少モ萬国公法ヲ顧ミサル	恵見には7月の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の	ベルカ如ク甚ニハ非サルナリ若シ孛佛獨魯ノ (*) (*)	ハ專ラ腕力ヲ尚ヒテ道徳ヲ尚ハサルカ如シト雖モ未タ世	未夕容易ニ手ヲ下スニ至ラス葢シ諸国其外交ノ策ニ至	細亜ニ宣へ便地ヲ割有シテ英ノ印度ヲ衝カント欲スルモ	所謂進化神ノ行路ナリ故ニ魯失亜ノ如キハ其威ヲ亜	旨義ハ漸ク其封境ヲ狹ムルコト是レ自然ノ勢ニシテ紳士君	国交際ノ間道徳ノ旨義ハ漸ク其域ヲ廣メテ腕力ノ	□ノ□ハ未		クハ其庭上□雪ノ盡ル頃□□□球或ハ皆碎ケ片屑ト	- ヲ求メテ未タ遽ニ門外ニ推出サス□□恐	ハ各々其庭上□雪ノ有ラン限ハ益々其球ヲ大	(桟)、北二球ノ相觸ル、ヲ俟ツ者ナリ然トモ彼童子	萬ヲ増シテ其雪球年々益々大ヲ成セリ而テ魯英ハ方	は国モ亦一萬ヲ増シ孛国二萬ヲ増ストキハ佛国モ亦二	送ルコトハ其甚好マサル所ナリ孛国一萬ヲ増	テ他ノ球ニ勝ルコトヲ求□□其一片屑ヲ割取
110 †										109 ウ										109 才	

国均勢// 夫萬国公義有リ萬国公法ノ約有リテ隠然トシテ之ニ[(其手足ニ 以テ各個人ノ軽便ナルカ如クナル トキハ亜細亜地方(其兵ヲ出シ謀ヲ運スルコト) ヲ安南ノ瘴煙ニ致セシ所以ナリ然ラスンハ英佛ハ強ヲ (取リ) 是時二客□ヲ合シテ曰ク若シ彼レ一日敢テ悍然トシテ(辭) 吐クモ遽ニ其貪暴ヲ恣ニスルコト能ハサルナリ僕故ニ曰著/ (噬醫) 将軍カ命ヲ沙漠ニ殞セシ所以ナリクールベー提督カ死(亜刺比) (無刺比) アラストン (終根ヲ持シ徒歩シテ鬪ニ赴クカ如クナラス是レ正ニゴルドン ルカ故ニ其趣意ヲ决シ其運動ヲ起スコト復タ一(向) 来襲フニ於テハ先生将ニ何ヲ以テ之ヲ待タントス 洲強国ノ勢ニ於テ過慮スル所有ルカ為メナリト ク紳士君ノ民主制度ヤ豪傑君ノ外略占義ヤ皆歐(侵) ホ虎獅ノ如シ其議院新聞紙ハ猶ホ銕網ノ如シ而テ加フルニ 併セラル、コト巳ニ久シカランノミ故ニ歐洲諸国ノ兵ハ猶 聞紙論シ議院論シ新聞紙論シテ一個人カ衣ヲ搴ケ 禍ヲ蒙ムル可キモ幸ニ然ラシテ 百僚有リ議院有リ庶民有リテ其機關極テ錯雑ナ 且邦国ナル者ハ衆意欲ノ集合ニシテ或ハ君有リ □スルカ故ニ夫ノ獰悪ナル虎獅ハ終歳口ヲ開キ舌ヲ 、如ク軽便ナラシメハ強者ハ常ニ暴ヲ恣ニシテ弱者ハ常ニ 、軽便ナルカ如クナラス縦令ヒ邦国ノ運動ヲシテ一個人 ハサント欲スルトキハ君主議シ宰相議シ百僚議シ新 一、兵ヲ出シ一百数ノ艦ヲ トキハ亜細亜地方ハ其呑 個 |又諸 111 オ 110 ウ ハ僕モ亦是ヲ察スルコト能ハス但所謂大邦若シ(国ヨリ何ノ邦ヲ指スコトヲ知ル) 押々豪傑君ノ所謂阿非利加カ亜細亜ノ一大邦 弟国ト 果テ亜細亜ニ在ルトキハ是レ宜ク相共ニ結テ兄 為ス故ニ□□平時ニ於テ訓錬シ□鋭ヲ養フトキハ何ソ遽ニ 測ラレスシテ彼ハ客ニシテ□ 據リテ拒守シ或ハ不意ニ出テ、侵撃シ進退出没変化 ルニ非サルナリ之ヲ要スルニ我亜細亜□諸邦ノ兵ハ此ヲ以テ侵 (サルヲ為シ

ミス議院ノ論ヲ慮ミス敢テ悍然トシテ来襲フ(顧) (發焉) (慮ラ) 南海先生曰ク彼レ果テ他国ノ議ヲ顧ミス公法ノ義ヲ憚(順ラ) (順ラ) トキハ我レ唯力ヲ竭シ抗禦シ国人皆兵ト為リ進退出没トキハ我レ唯力ヲ竭シ抗禦シ国人皆兵ト為リ進退出没

義ナリ我将士我卒徒敵愾ノ氣益奮揚スルニ於テハ曷 □□□ヲナ□彼ハ不義ニシテ我ハ・我ハ主ノ (リ)

ソ遽ニ自ラ防守スルコト能ハサルノ理有ラン哉是ハ則チ□ □武官ニ服スル者自ラ當ニ竒計妙策有ル可キノミ且ツ

 $\overline{111}$

ウ

我兵□ニ自ラ防守スルニ足ラスト為ストキハ紳士君ノ民主(亜細亜ノ兵終ニ歐洲ノ兵ニ當ルニ)

僕ト雖モ別ニ竒策有ルニ非サルナリ獨リ僕ノミニ非ス 国ヤ豪傑君ノ新大邦ヤ皆亦陥落スル所ト為ランノミ

シテ卽チ英佛諸国カ相互ニ攻守スルモ亦別ニ竒策有

伐セント欲スルトキハ足ラサルモ此ヲ以テ防守スルトキハ餘有リト

テ死ヲ俟ツコトヲ須イン哉何ソ豪傑君ノ如ク怨ヲ他国ニ(略ニ循ヒ) (隣) 自ラ守ルコト能ハサルコトヲ□ヘン哉何ソ紳士君ノ如ク手ヲ束ネ(憂)(計二從ヒ)

112オ

キナリ妄ニ干戈ヲ動シ軽ク隣敵ヲ挑シ無辜ノ -為リ平時相救フテ以テ各々自ラ援フ可(緩急)

スル乎

172

ヲ結フハ實形ニ在ラスシテ虚声ニ在リ實形ヲ(所以ノ者) 博大ナル人民ノ滋庻ナル實ニ我レノ一大販路(藩) 民ヲシテ命ヲ□丸ニ殞サシムルカ如キハ尤モ(弾) ルトキハ頗ル畏ル可キヲ見ル故ニ各国ノ相疑フハ各国 洞察スルトキハ少モ疑ヲ置クニ足ラサルモ虚声ヲ預測ス 心ヲ設ルコト未タ必スシモ此ノ如キニ至ラス大抵国ト国 計ルモ未タ知ル可ラスト僕ヲ以テ之ヲ考フルニ支那国ノ 我ヲ排擠シ□強国ノ餌ニ供シテ自ラ利スルコトヲ ルトキハ彼レ或ハ歐洲強国ト謀ヲ恊へ約ヲ通□テ以テし ニ憤々ノ念ヲ懐ク有ルカ故ニ一朝機會ニ遭遇ス セン相結フコトヲ求ムルモ□他ノ小邦ノ關係ヨリシテ彼レ常 修メント欲スルコト久シ我レ縱令ヒ禮ヲ厚シ好ヲ敦 増殖シ貨物ヲ殷阜ニスルニ及テハ支那国土ノ モ其地勢ヨリシテ言フモ亜細亜ノ小邦タル者 習尚ヨリシテ言フモ其文物品式ヨリシテ言フ 計ニ非サルナリ中ニ就キ支那国ノ如キハ其風俗 計ヲ見ルナリ論者或ハ言フ此邦素ヨリ怨ヲ我ニ 言ヲ名トシテ爭竸ヲ□騰ルカ如キハ僕尤モ其非 テ徒ニー時国體ヲ張ルノ念ニ狗ブテ瑣碎ノ違 ニシテ混々盡ルコト無キ利源ナリ是ニ慮ラスシ □ズルコト無キコトヲ求ム可キナリ国家益々物産ヲ [ト 怨 113 オ 112 ウ 二事實ヲ撮リテ之ヲ示メセ高音ノ要ヲ摘ミテノ 是レ古今萬国交戦ノ實情ナリ若シ神経無クシテ戦争 (単一邦/病/キトキハ大抵) 畏ル、ノ心俄ニ極ニ至リテ戦端自然ニ其間ニ開クルニ至ル (念) (共) 制ス寧ロ我ヨリ発スルニ如カスト是ニ於テ彼ノ両邦戦 邦ノ神経ハ益々錯亂シテ以為ヘラク先ンスレハ人ヲ 我レ彼ヲ畏ル、カ故ニ急ニ兵ヲ備フレハ彼モ亦我ヲ畏 是故ニ両国ノ戦端ヲ開クハ互ニ戦ヲ好ムカ為メニ(邦) ラニシテ徃々有形可キモ本旨ノ在ル所ハ茫洋(極テ喜フ) 洋学紳士日ク先生□論ハ比喻ニ富ミ形容ニ專 ニ至ルコト無ク卽チ戦争ニ至ルモ其邦ノ戦略ハ必ス防禦 トシテ影ヲ捉フルカ如キヲ覚フ願クハ先生 ニ於テ必ス貶譏ヲ受ルコト無キナリ」□侪若シ神経病ヲ起ス ヲ主トシテ餘裕有リ義名有ルコトヲ得テ文明ノ春秋経 劇ク其間又彼ノ新聞紙ナル者有リ萬国ノ實形烈クシテン・ レテ急ニ兵ヲ備ヘテ彼此ノ神経病日□ニ熾ニ月ニ シテ然ルニ非スシテ戦ヲ畏ル、カ為メニシテ然ル者ナリ ル所トシテ青色ナラサルハ莫シ僕常ニ外交家ノ眼鏡 ト虚声トヲ並挙シテ區別スル所無ク甚ハ或ハ自 ノ無色ナラサルコトヲ憫レムナリ 、神経病ナリ青色ノ眼鏡ヲ著ケテ物ヲ視ルトキハ見

> 114 オ

114 ウ

四キヲ棄ツルニ言盡ス所ニ非サルナリ外交ノ吉義 南海先生乃チ曰ク亦唯立憲ノ制ヲ設ケ上ハ皇 上ノ尊榮ヲ増シ下ハ萬民ノ福祉ヲ増シ上下両 議院ヲ置キ上院議士ハ貴族ヲ以テ之ニ充テ、 世々相承ケシメ下院議士ハ選挙法ヲ用イテ之 ヲ取ル是ノミ若夫レ詳細ノ規條ハ歐米諸国現 行ノ憲法ニ就イテ其採ル可キヲ取リテ其棄ツ (悪)

『三酔人経綸問答』の草稿・「酔人之奇論」・刊本間における本文の主な異同

ら刊行された単行本の何頁の何行かを、それぞれ示した。 草稿は稿本の何丁目のオモテまたはウラの何行目かを、「酔人之奇論」は『国民之友』第三号の何頁の上段または下段の何行目かを、刊本は集成社か

【草稿・「酔人之奇論」・刊本間の本文の異同】

	プラトン 為サル乎 南海先生笑ツテ日ク 豪傑ノ客モ亦笑ツテ日ク (任スル者 豫メ 一衣帶水ノ外	(表)	先生ノ識古今ヲ串ク ・ 大劫会 ・ 大力・ン ・ 下子 ・ 下子 ・ アラトン ・ 京傑ノ客モ亦笑ツテロク ・ 下子 ・ アラトン ・ 京教メ ・ アラトン ・ アラトン ・ 京教メ ・ アラトン ・ アラトン ・ アラトン ・ 京教メ ・ アラトン ・ アラトン ・ 京教メ ・ アラトン ・ アラトン ・ アラトン ・ 京教メ ・ アラトン ・ アラトン ・ 京教メ ・ アラトン ・ アラトン ・ 京教メ ・ アラトン ・ アラトン ・ 京教メ ・ アラトン ・ アラトン ・ アラトン ・ 京教メ ・ アラトン ・ アラトン ・ アラトン ・ 京教メ ・ アラロク ・ アラトン ・ アラトン ・ アラトン ・ アラトン ・ アラトン ・ アラトン ・ アラトン ・ アラト ・ アラト ・ アラト ・ アラト ・ アラト ・ アラト ・ アラト ・ アラト ・ アラト ・ アラト
			년 2
7 27 2 1 1 3 1	7 26 26 26 26 26 25	7 26 26 26 26 26 25 25 25 25 25 25 25 25 11 12 11 10 3 15 10 7 5 5 4	7 26 26 26 26 26 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25
月隆 高燥 一名学ス・タ	フラトン 為サル乎」 豪傑ノ客モ亦笑テ曰ク 様シメ 豫シメ	 	 先生ノ識古今ヲ貫ク 競ヲ揮フテ 被モ其ノ堡塁ヲ恃ミ 我國 我邦 表神ル平」 南海先生笑フテロク 豪傑ノ客モ亦笑テロク ・ 大都舎
	10 9 8 8 8 7 7 1 1 1 1 1 1 1 3 3 11 9 8 6 12 8	10 9 8 8 8 7 7 7 7 7 7 6 8 8 8 6 12 8 4 2 1 1 111	10 9 8 8 8 8 7 7 7 7 7 7 6 6 6 6 5 4 3 11 9 8 6 12 8 4 2 1 1 11 8 3 10 6
- 古偸 一衣帶水の外、	豫任豪南為プ		 先生の識古今を串く 競を揮ふて 被も亦其堡塁を恃み 我田 我田 我前力に富まさる者 大劫會 大劫會 大劫會 大劫會 大劫會 大劫會 大方の 大方の

9 烱然	烱然 11—	27 下 7	烱然		9 ウ 10
11 2	王路易ハ悠々然	27 上 14	王路易ハ則チ悠々然	王路易八悠々然	9 オ 10
10 6	自ラ諱ミテ	27 上 4	疾ヲ諱ミテ	自ヲ諱ミテ	8 ウ 8
10 3	機二一世紀ノ前裁ニ	27 上 1	一吉紀ノ前	機二一 一 紀 ノ 前 裁	8 ウ 4
10 	政綱	26 下 15	政綱	政網	8 ウ 2
9 5	サレハ	26 下 6	故二	サレハ	8 オ 1
9 5	畧ホ之ヲ懷ル、コト無シ	26 下 6	少モ怯ル、コト無シ	略ホ之ヲ怯ル、コト無シ	8 オ 1
9 4	血ヲ湛ユルニ至ルモ	26 下 5	血ヲ湛ヘテ所謂革命ノ活劇ヲ演スルニ至ルモ	血ヲ湛ヘルニ至ルモ	7 ウ 9
9-3	人類ガ	26 下 4	人民	人類カ	7 ウ 8
9 3	蹈藉シテ	26 下 3	踏過シテ	踏藉シテ	7 ウ 8
8 2	一刀刃一彈丸ヲ報酬セスシテ	26 上 6	一刀刃ヲ報セス一彈丸ヲ酬ヒスシテ	一刀刃一彈丸ヲ報酬セスシテ	7 オ 1
7 - 11	大洪水以後	26 上 2	大洪水以後	大降水以後	6 ウ 6
7 10	大洪水	26 上 1	ノヱーノ大洪水	大降水	6 ウ 6
7 2	之ヲ忍耐センノミ	25 下 7	忍耐センノミ	之ヲ忍耐センノミ	6 オ 3
6 12	我留マランニ	25 下 5	我レ畄マランニハ	我レ畄マラン□□	5 ウ 10
ナリ友愛 6-5	ハ劔砲ナリー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25 上 13	テ剱砲ト為ス【トキ】ハ天下豈當ル者有ラン哉若シ然ラスシテ自由ヲ以テ軍隊ト爲シ艦隊ト爲シ平等ヲ以テ堡塞ト爲シ友愛ヲ以	自由ハ軍隊ナリ艦隊ナリ平等ハ堡塞ナリ友愛ハ剱砲ナリ	5 ウ 1
5 - 6	純然理學的ノ兒子	24 F 16	純然タル理□□學ノ児子	純然理學的ノ児子	4 ウ 6
5—5	熕礮ヲ銷シ	24 下 14	熕礮ヲ銷シ	熕職ヲ鎖シ	4 ウ 4
5-3	文明ノ運ニ於テ後進ナル一小邦	24 F 12	文明ノ運ニ於テ後進ナル一小邦	文明ノ運ニ於テ後進ナル□□□一小邦	4 ウ 2
セシムル 5-2	功名ヲ競フカ為メニ無辜ノ民ヲシテ相共ニ屠斬セシ	24 F 11	功名ヲ竸フカ為メニ無辜ノ民ヲシテ相共ニ屠斬セシムル	功名ヲ竸フテ相共ニ屠斬セシムル	4 ウ 1
乎 4 12	民主ノ制ニ循ハサル者多キニ居ル乎	24 F 9	民主ノ制ニ循ハサル邦国猶ホ多キニ居ル乎	民主ノ制ニ循ハサル者多キニ居ル乎	4 オ 8
4 11	其胸中半點ノ塵汚無キ者ナリ	24 下 7	其胸中半點ノ塵汚無キ者ナリ	過テハ輙チ改□益々善ニ進ム者ナリ	4 オ 5
写覚(リ 3-4	近日ハ霖雨濛々トシテ連日開カス心神鬱陶トシテ殊ニ不快ヲ	23 下 15	近日霖雨濛々トシテ連日開カス情意鬱陶トシテ極テ不快ヲ覚ヘリ	此頃□霖雨打続キ連日欝陶トシテ不快云ハンカタ無ク	2 ウ 8
2 9	狐婆	23 F 7	狐憑	狐爂	2 オ 8
2 7	夫レヨリニ三時間睡眠シ	23 下 4	既ニシテニ三時間睡眠シ	夫レヨリニ三時間睡眠シ	2 オ 5
2 5	地誌歷史ニ切當スルノコトモマ、之有リ	23 F 2	地誌歴史ニ切當スルコトモ間マ之有リ	地誌歷史ニ切當スルノコトモマ、之有リ	2 オ 2
1 	近眼者妄ニ羅針盤ヲ操リ	23 上 9	近眼者カ妄ニ羅針盤ヲ執リテ	近眼者カ妄ニ水先案内ト爲リ	1 ウ 2
1 1 6	我コソハ人類處世ノ道ノ指南車ナリ	23 上 8	我ハ是レ人類處卋ノ道ノ指南車ナリ	我□ソハ人類處卋ノ道ノ指南車ナリ	1 オ 9
	酔人之奇論		草稿(訂正後)	(訂正前)	草稿(

【「酔人之奇論」該当箇所以降の草稿と刊本の本文との異同】

狂人の行為	105 12	狂人ノ行	90 ウ 3
久く邦家生肉の害を爲さ、ることを冀ふ	104 7	邦家生肉ノ害ヲ爲サ、ルコトヲ冀フ	89 ウ 2
皆太平を厭ひ無事に苦みて	104 4	皆無事ニ苦ミテ	89 オ 8
戀舊元素は人身なり	103 11	恋旧元素ハ人ナリ	89 オ 1
癌腫は疾病なり	103 10	癌腫ハ疾ナリ	88 ウ 10
子弟	93 10	兄弟	80 オ 6
緩急	82 10	寛急	70 ウ 9
斯拔篤	75 3	斯披	64 オ 4
軀幹の大なるを特みて	64 11	躯幹ノ肥大ナルヲ恃ミテ	56 ウ 8
着實	54 7	著實	47 ウ 6
自由	53 10	自由ノ権	47 オ 5
民主國の通患	53 7	民主国ノ大患	46 ウ 10
微く	43 3	微二	37 オ 10
仕籍に就き	35 10	任二就キ	31 オ 1
草菅	35 7	草官	30 ウ 6
君相專擅	34 9	君相專制	30 オ 1
蹊谷	30 	谿谷	26 オ 10
無智	29 4	愚昧	25 オ 6
指令	29 4	示令	25 才 5
國	29 1	一国人	25 オ 2
農工商賈	28 12	農商賈	24 ウ 10
身躰	28 11	身財	24 ウ 9
第一歩	26 10	第一	23 オ 2
廟廓	12 4	廟廊	10 オ 10
刊本		草稿	
			語句

80 ウ 10	79 ウ 6	67 ウ 4	26 オ 8	25 ウ 1	24 ウ 4	19 ウ 6	16 オ 8	15 オ 4	■語句(a	114 オ 7	114 オ 2	111 オ 4	111 オ 4	108 ウ 7	107 ウ 9	107 ウ 4	106 オ 9	106 オ 6	103 オ 7	103 オ 7	95 才 5	95 オ 3	94 ウ 4	90 ウ 5
忌克	邦俗ノ爲ニ區セラレサル者	滔ム	猗輿	明絢	卸去	旧幣	旧幣	銭物	誤→正)	猶ホ茫洋トシテ影ヲ捉フルカ如キヲ覚フ	戦争ニ至ルコト無ク	公法ノ義ヲ惮ミス	他国ノ議	滾轉スル	 上	現在事業ノ繪画	過去思想ノ貯蓄所	君ノ頭脳中	食飲ス	食飲シ	怨ヲ結ヒタルノミニ非サルナリ	僕故ニ曰ク	各々力ヲ竸ヒ	百萬ノ衆ヲ驅リ
94 7	93 3	79 2	30 	29 	28 	23 1	19 2	17 9		136 7	134 12	131 2	131 2	128 2	127 2	126 9	125 1	124 11	120 11	120 11	111 3	111 2	110 8	106 2
克忌	邦俗の爲に局せられさる者	蹈む	猗與	明約	卸去	 	舊弊	錢物		発れす 竟に茫洋として影を捉ふるか如きを	戦に至ること無く	公法の議を憚らす	他國の評	推轉する	主趣	現在事業の繪	過去思想の貯蓄	君の脳髓中	飲食す	飲食し	怨を結ひたるに非さるなり	故に曰く *ここで改行。	各々雄を爭ひ力を競ひ	百萬の衆を驅り百萬の熕を運し

外國人	91 12	5 外邦人	78 ウ 5	羸	28 10	羸	24 ウ 7
頂戇	91 9	頂 類	78 オ 10	畜へ	21 	蓄へ	18 オ 6
疎暴	91 	o	78 オ 8	洶湧	19 2	汹湧	16 オ 8
牝鷄	91 	1	78 オ 5	赤裸	13 11	赤躶	11 ウ 10
飜譯	90 4	3 繙譯	77 オ 5	併せて	13 	并セテ	11 オ 9
轉注匯流	80 11	轉注滙流	69 オ 4	庇蔭	12 9	庇廕	10 ウ 9
君と共に	80 2	君卜與二	68 ウ 1			(用字)	■字体(
勇烈	78 9	9 勇烮	67 オ 6				
滾轉	75 5		65 オ 5	有り	134 12	有リーリーを表現の一点の一点を表現である。	114 オ 3
史籍	75 2	3	64 オ 3	茂生するも	124 9	茂生スルハ	106 オ 5
徇ふ	74 9	0	63 ウ 6	紳士君は平等の制度を主張し	120 	紳士君平等ノ制度ヲ主張シ	103 オ 1
勵まし	74 2	の属マシ	63 オ 6	チヱールの	110 1	チエールカ	94 オ 4
最後の一着	70 2	9 最後ノ一著	61 オ 9	具ふる者	95 3	具フ者	81 ウ 1
癲狂	63 12		56- オ 2	在る時	90 10	在ルノ時	77 ウ 4
個	63 12	一箇	56 オ 2	在て	89 9	在テハ	76 ウ 5
癲狂	63 12	顛狂	56 オ 1	紳士君の祁寒を畏れす	78 10	紳士君カ祁寒ヲ畏レス	67 オ 9
鐵艦	63 8	4	55 ウ 7	能はさる者	74 8	能ハサル者ハ	63 ウ 3
稀踈	52 2	稀疎	45 ウ 6	紳士君の	69 12	紳士君カ	61 オ 7
稀疎	51 	希踈	45 オ 5	兵を遣はして來りて襲ふ	69 2	兵ヲ遣ハシテ来リ襲フ	60 ウ 1
蒞	51 5	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	45 オ 3	彼米利堅佛蘭西の屬	68 9	彼ノ米利堅佛蘭西ノ属	60 オ 4
併有	42 9	2	37 オ 2				助詞
尅戕	39 4	剋戕	34 オ 1				
庇蔭	35 12	庄 庭	31 オ 4	阿非利加種族	117 10	阿非利種族	100 ウ 10
皷	31 	鼓	27 オ 3	開拓	106 12	間拓	91 オ 10
畜奴	31 	· 蓄奴	26 ウ 8	眞の	97 3	直ノ	83 ウ 1
個	28 11	9 一 一 箇 一 一	24 ウ 9	馬革	96 - 9	馬車	83 オ 1
装女廊郎	28 11	▼	24 ウ 8	縝密	94 9	繊密	81 オ 3

64 オ 6	63 オ 3	62 オ 2	61 オ 1	60 オ 3	51 オ 8	41 オ 9	40 オ 5	36 オ 8	34 ウ 1	33 ウ 1	32 ウ 4	31 ウ 1	26 ウ 7	16 オ 2	11 オ 8	■送りが	104 オ 8	103 オ 10	93 ウ 9	85 オ 3	82 オ 5	81 ウ 9	81 オ 1	79 オ 7	79 オ 4
開ル	負ル	負ル	聴スシテ	動スレハ	逞クスル	踣シ	然トモ	相承ル	由テ	仰キテ	愈ル	虽トモ	頗		難モ	かな(増)	白耳矢亜	并ニ	遭フ	何如ソヤ	伉懷		八達ノイ	伉慨	踈豪
75 5	74 1	72 11	69 	68 9	58 9	46 10	45 5	41 	39 11	38 9	37 9	36 5	31 1	18 	13 3		122	121	109	98 12	96 	95 9	94	92 	92
開くる	負くる	負くる	聽かすして	動もすれは	逞しくする	い いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱ	然れとも	相承くる	由りて	仰ほきて	愈れる	雖も	頗る	而して	難とも		白耳失亞	並に	逢ふ	如何そや	慷慨	慷慨	八達の衢	慷慨	疎豪

75 オ 2	74 ウ 1	63 オ 1	62 ウ 4	60 オ 7	49 オ 7	42 ウ 9	42 オ 7	34 ウ 5	21 オ 10	■送りが	114 ウ 10	113 ウ 6	105 ウ 6	97 ウ 9	97 オ 7	89 ウ 7	88 オ 5	87 オ 2	86 オ 4	74 オ 6	74 オ 3	73 ウ 2	70 オ 6	70 オ 5	66 オ 8
我レ	譬へハ猶ホ	難トモ	攫ミテ	由リテ	一書ヲ著ハシテ	雖トモ	暴カニ	夫ノ政事的進化ノ理	復夕	な (減)	言盡ス	甚ハ	坐ニシテ	云ケルニ	沈没ニ垂タル	事成サレハ	洋学紳士日	似ル者	慮ヲ凝シ	呑併ラレン	盡ル	晒シ	暴二	猝ニ	無ル
87 8	86 12	73 12	73 7	68 11	56 5	48 11	48 	40 	25 1		137 3	134 7	124 2	114 4	113 8	104 11	102 11	101 5	100	86 8	86 	85 11	82 2	82 1	77 - 8
我	譬は猶	雖も	攫て	由て	一書を著して	雖も	暴に	夫政事的進化の理	復		言ひ盡す	甚きは	坐らにして	云ひけるに	沈沒に垂んたる	事成らされは	洋学紳士曰く	似たる者	慮を凝らし	吞併せられん	盡くる	晒らし	暴かに	猝かに	無かる

						(漢字→ひらがな)	表記
アベール、ド、サンピヱール	55 9	アベールトサンピヱール	48 ウ 5				
コンドルセー	24	コンドルロー	20 ウ 3	須ひん	132 	須イン	111 ウ 10
			■人名	須ひん	132	須イン	111 ウ 10
				用うる	122 	用イル	104 オ 6
時	125 12	トキ [合字]	107 オ 3	引きて	121 	引イテ	103 ウ 10
		(カナ→漢字)	■ 表記	就ひて	117 3	就イテ	100 ウ 1
				延ひて	114 12	延イテ	98 ウ 1
あらん	127 	有ラン	108 ウ 6	無形の理義を用ひ	114 9	無形ノ理義ヲ用イ	98 オ 6
あれ	72 	有レ	61 ウ 8	更に杯を引きて	114 	更ニ杯ヲ引イテ	97 ウ 9
ある	58 1	有ル	50 ウ 7	殆ひ哉	102 1	殆イ哉	87 ウ 2
他なし	56 9	他無シ	49 ウ 3	用ふる	99 11	用イル	85 ウ 6
非すや	55 5	非ス乎	48 オ 10	用ひて	98 8	用ヰテ	84 ウ 5
所なき乎	54 9	所無キ乎	47 ウ 9	此二物を用ひしこと	91 	此二物ヲ用イシコト	77 ウ 10
他なし	51 9	他無シ	45 オ 9	相率ひて	46 	相率イテ	41 オ 4
何の害有るか	50 11	何ノ害有ル乎	44 ウ 5	相率ひて	29 	相率イテ	25 オ 4
有ることなし	48 9	有ルコト無シ	42 ウ 5	用ひる	28 8	用イル	24 ウ 5
求むへき	48 	求ム可キ	42 ウ 1			かい (音便)	■仮名づ
有ることなし	44 12	有ルコト無シ	39 ウ 7				
生することなし	44 3	生スルコト無シ	38 ウ 5	就て	137 2	就イテ	114 ウ 9
有ることなし	44 2	有ルコト無シ	38 ウ 5	買ことを	132 4	買フコトヲ	111 ウ 10
主人なき時は	43 12	主人無トキハ	38 ウ 1	正に	122 	正サニ	104 ウ 3
外なく内なけれはなり	43 9	外無ク内無ケレハナリ	37 ウ 8	二國の相讐するや	109 5	二国ノ相ヒ讐スルヤ	93 ウ 2
始なく終なけれはなり	43 7	始無ク終無ケレハナリ	37 ウ 7	肯て	99 10	肯へテ	85 ウ 5
なきなり	42 10	無キナリ	37 オ 3	能せす	99 9	能クセス	85 ウ 5
なくして	41 	無クシテ	36 オ 7	認て	95 12	認メテ	82 オ 3
益ある	39 11	益有ル	34 ウ 2	多は	92 11	多クハ	79 ウ 1

35 オ 3	■接続詞		110 オ 5	99 オ 10	74 オ 1	73 ウ 9	73 オ 3	13 ウ 3	■濁点		106 ウ 6	106 オ 5	106 オ 1	87 ウ 6	87 オ 9	81 ウ 9	80 ウ 3	69 オ 5	68 オ 4	67 オ 1	42 ウ 3	37 ウ 2	20 ウ 3	17 オ 1	16 オ 1	■読点
サレハ			軽便ナルカ如ク	歐洲学士カ	非ズ	非レバ	諸国力	タラザリキ			思想、事業ヲ生シ	今人々ノ脳髓中	紳士君紳士君思想ハ種子ナリ	紳士君紳士君	紳士君、紳士君、一国中	武夫豪傑ノ流叱咤忼慨ノ態	一国ノ中、朝野官民学士藝人	百萬ノ兵衆数百千ノ艦隊	紳士君、紳士君君ハ	我衆彼山腹ヲ繞リ	亜細亜阿非利加	炎風ノ日身ニ葛衣ノ軽キヲ著ケテ	ヂデロー コンドルロー	維也納伯林ノ間	龍蟠の形虎躍の勢	
40 7			129 12	116	86 5	86 4	85 5	15 11			125 7	124 10	124 7	102 4	101 11	95 9	94 2	80 11	79 9	78 5	48 7	43 4	24 2	19 11	18 10	
是故に			輕便なるが如く	歐洲學士が	非す	非れは	諸國が	たらさりき			思想事業を生し	今、人々の脳髓中	紳士君、紳士君、思想は種子なり	紳士君、紳士君	紳士君、紳士君一國中	武夫豪傑の流、叱咤慷慨の態	一國の中朝野官民學士藝人	百萬の兵衆、數百千の艦隊か	紳士君、紳士君、君は	我衆、彼山腹を繞り	亜細亜、阿非利加	炎風の日、身に葛衣の軽きを著けて	ヂデロー、コンドルセー	維也納、伯林の間	龍蟠の形、虎躍の勢	
96 オ 9	95 ウ 3	95 オ 10	91 オ 6	88 ウ 3	84 ウ 4	82 オ 7	73 ウ 6	73 オ 4	68 ウ 1	67 ウ 4	67 オ 8	56 オ 1	54 オ 5	49 オ 5	その		113 ウ 2	42 ウ 8	19 ウ 4	14 オ 8	12 オ 2	調子		9 ウ 10	助字	

113 42 19 14 12 ウ ウ オ オ オ 子 を 9	助字 助字 調子を整えるための語句の削除 はオ8 之ヲ明カニスル ウ4 人若シ能ク事勢ヲ達観シ ウ8 其他諸国ニ至リテハ ウ2 然ル者ナリ	134 48 22 16 14	室相なる乎 豊族有る時は 明らにする 人若し事勢を達観し 然るなり
る。	·		然るなり
49 オ 5	存セサル可ラサルノ一書ナリ	56 3	存せさる可らさる一書な
54 オ 5	裁ユル者ハ之ヲ培ヒ	61 11	栽ゆる者は之を培ひ
56 オ 1	顛狂国	63 12	癲狂國
67 オ 8	紳士君カ	78 10	紳士君の
67 ウ 4	痩茎滔ムニ隨フテ	79 2	痩茎蹈むに隨ふて
68 ウ 1	君ト與ニ	80 	君と共に
73 オ 4	原由	85 - 6	原因
73 ウ 6	性命	86 2	生命
82 オ 7	故二	96 3	是故に
84 ウ 4	肝脳鮮血等ノ字面	98 8	肝腦鮮血頭足等の字面
88 ウ 3	武震ニ賴リテ亊ヲ成サント欲ス	103 4	武震に頼りて國を救はんと欲す
91 オ 6	ビスマルク	106 10	帖木兒
95 オ 10	二非ス 財貨ノ般阜ナル他ノ諸国ノ企及スル所	111 7	する所に非す 財貨の殷阜なること他の諸國の企及
95 ウ 3	告トスル所ニ非サルモ	111 9	其旨とする所に非さるも
96 オ 9	後ヲ圖ル	112 7	其後を圖る

55オ2 臨海ノ屋榭	55 才 2 銕艦	50才6 条約誓盟	47ウ2 スチュアールミ	45オ6 或ハ千数年ニー	34 オ 2 媚ヒ	32 ウ 3 新鮮ヲ茹ラヒ	32オ4 肯テ屈下セサル	27 ウ 2 境界	20ウ7 - 古代ヲ逐フテ	14オ8 明カニスル	13オ7 ハヱッケル	■最終稿の誤記または刊★	112ウ7 怨ヲ我ニ修イン	112 ウ 7 此邦	111オ2 待タントススル	110オ1 呑併ヲ免ル、	108オ6 大ニ船ヲ装フテ	107 6 皆一稱シテ	106ウ3 紳士君一タヒ史ヲ繙キテ之ヲ誦セ	106オ9 而テ亊業ナル者	105 7 恢復的ノ民権	104 ウ10 沸騰スルコトヲ	98オ8 為シテ	98オ7 精細ニ彫鐫シタ
62 11	62 11	57 5	ル 54 - 3	タヒ怒ヲ発ス 51-7	39 5	37 8	37 2	31 12	24 4	16 9	15 7	:本の誤植と推定される箇所		133	131 1	129	127 5	126 10	3	ハ	124	条何セン 123-1	114 10	夕美術ノ作物 11-9
臨海の屋樹	鐵鑑	条約警盟	スチアールミル	或は千數年に一たひ怒を發し	婿ひ	新鮮を茄らひ	甞て屈下せさる	界境	世代逐ふて	明らにする	ハエッチル		怨を我に修めん	支那國	待たんとする乎	呑併の患を免る、	百千の堅艦を装ふて	一稱して	神士君、君一たひ史を繙きて之を誦	社會の事業は	恢復的民權	沸騰するを奈何せん	爲らしめ	精細に彫鐫したる美術の作物

94 オ 7	94 オ 2	94 オ 2	92 オ 1	90 ウ 2	90 才3	77 オ 6	71 ウ 7	68 オ 3	66 ウ 5	64 オ 2	63 ウ 3	57 ウ 4	57 オ 1	56 ウ 8
礫ヲ擲テ之ヲ詬罵セシト云フ	反對黨頗ル衆カリシモ	浸 ク	アタムスミッス	若シ僕ノ二策ヲ取リテ	割去ル	時務	某々々々大中小将	驍名ヲ世ニ播カンノミ	焦頭裂脚	暇有ラン哉	戦フコト能ハサル者ハ弱國ナリ	佛蘭西人	苦ム者	肥大ナルヲ恃ミテ
110 	109 12	109 11	107 8	105 11	105 6	90 	83 11	79 8	78 1	75 - 2	74 7	65 10	65 2	64 12
一礫を擲て之を詐罵せしと云ふ	反對黨頗る衆かなりしも	寝く	アタスミッス	僕の二策を取りて	割る	時勢	某々々大中小将	驍名を世に播さんのみ	焦頭烈脚	暇有らん或	戦ふこと能はさる者弱國なり	佛蘭人	若む者	大なるを特みて